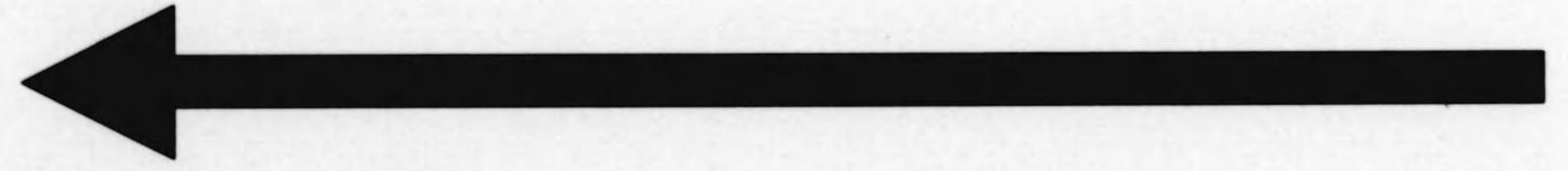


332.1-Ko53イウ
1200500737491
32.1
531
ウ



始



11596

75

332.1

K6534



黑正巖著

封建社會の統制と鬭争

改造社版



~~573765~~

亡き父母の記念のために

父名は健治、村巷に自適して嘗て名聞を求むることをせず、隣人の爲に計りて忠篤、老いて尙ほ寒暑に耕耘し、白髯慈眼常に人倫の重んずべきを説けり。母くま兒女を愛撫し、躬を犠牲にして嘗て逸樂を求めず。共に一意家道を修めて自ら奉ずること極めて薄かりき。

序

本書は、余が大正十四年の夏以來、諸種の學術雜誌に發表したる論文十八編を選んで収録したものである。自ら省みて意に満たざる點も少くはないが、過去二年間の努力の足跡として、殆ど手を加ふる所なくそのまゝ之を公けにする事とした。その取扱へる研究對象は極めて特殊なものであり、又表現方法も全く個別的記述的である。併し乍ら之は余の研究として完成せられたものではなく、身分的支配關係によつて組織せらるる徳川時代封建社會の經濟統制の變遷、及びこの統制の下に於ける社會鬭争の必然的繼起によつて、支配社會の興亡を論究せんとする一過程にすぎない。

本書に收むる論文の多くは、帝國學士院の推舉により、東照宮三百年記念會の獎學金の給與を受け、之を資として研究せる勞作の一部である。茲に同會の御援助に對して衷心より感謝の意を表す。

昭和二年十二月十八日

洛東鹿谷 櫻本御陵下

黒 正 巖

封建社會の統制と闘争 目次

第一編 封建社會に於ける經濟統制	一
第一章 徳川時代の貨幣制度	一
第二章 備前岡山の藩札	五三
第三章 岡山藩の税制	一〇三
第四章 岡山藩の林政	一三五
第五章 徳川時代岡山江戸間の海運	一七一
第六章 岡山藩と大坂との海運	一九六
第七章 岡山藩の海上統制	二二三
第八章 作州津山藩の村落移轉策	二六七
第九章 津輕藩の武士歸農策	二八〇

目

次

一

◎第二編 封建社會に於ける社會鬭争

二

第一章	百姓一揆の研究に就いて	二九五
第二章	作州の農民騒動	三〇一
第三章	作州鶴田藩の農民騒動	三七
第四章	作州山中百姓大一揆	三四
第五章	福山藩天明六年百姓一揆	三七四
第六章	高野山領農民騒動	四〇三
第七章	羽州庄内農民愁訴騒動	四三〇
第八章	伊豫の百姓一揆	四四九
第九章	土佐の百姓一揆	四八一

—了—

第一編 封建社會に於ける經濟統制

第一章 徳川時代の貨幣制度

第一節 總 說

第一緒 言



足利時代より戰國時代にかけて、群雄が蜂起して各地方に争鬪の行はるゝに至つた原因が、單に武士の争鬪性の發露であるか、或は又經濟關係に基く必然の結果であつたかは、輕々に獨斷する事は許されない。併し乍ら群雄が小地域に割據せし爲め、經濟的に困窮せし事は明かなる事實にして、從てこの孤立性を打破して經濟地域を擴張し、之を統一して經濟交通を盛ならしむる事が、經濟社會の發達に對して最も緊急の問題であつたに違ない。されば戰國時代は經濟上の暗黒時代なりしに拘はらず、秀吉が一度天下を統一するや、如何に急速なる經濟的發展を遂ぐるに至つたか、茲に絮説する迄もない。秀吉が大軍を朝鮮に派遣する事が出來た事、又租税を増徴し得た事、更には都市の勃興、貨幣流通の増大せ

し事等は、秀吉の天下統一に基きて社會の生産力の増大せし事を物語るものである。經濟地域の擴大は、經濟社會の編制が細密に分化すると同時に、亦その分化を意味するものにして、之をよく統一整調するの手段は事物の公分母たる貨幣である。即ち貨幣によつて初めて經濟社會の編制は合理化せらるゝのである。

元來太閤檢地なるものは、租稅徵收の前提として行はれたものである。地租の徵收には先づその土地の専有歸屬が確定せられねばならぬ。土地は形式上大名の領有に屬したものであらうが、實質的には土地は耕作者の専有する所であつた。いふ迄もなく、この時代に於ては土地は最も有力なる生産手段であり、勞働手段であつた。その手段の能率を最大限に發現せしむる方法は、土地の農民化、換言すれば、勞働者と土地専有者との合一である。故に太閤檢地によつて確定せられたる千八百萬石（約百五十萬町）の土地は、前代無比の生産力を發現し、當時の技術と經濟との力としては最大限の生産が行はるゝに至つた。國民の收穫の三分の二を租稅として納め得た事はこの邊の消息を語るものである。かくして豊臣氏の財政収入は著しく増加したのであるが、その大部分が米といへる價值保存性の少く、又交換手段として極めて不便利なるものであつたため、之を貨幣に換價するの必要を

生じたのである。我國に於て貨幣が眞に社會一般の必要なる手段となつたのは、實に秀吉の天下統一、財政の確立及び膨脹に基因するものといへよう。即ち當時の最大生産物たる米が貨幣をその對立物とするに至つた。米は貨幣との關係に於て初めて經濟的存在を有するようになった。かの秀吉が米價を調節せんが爲めに、多量の米を海中に投棄したといふ傳説の如きは、即ち米が早、貨幣と無關係には存在し得ない事、貨幣によつて經濟的に意味つけらるゝに至つた事を立證するものである。

然し乍らこの時代に於ては具體的な貨幣が整備して居たのではなく、貨幣制度も極めて不統一のものであつた。従て隔地取引に於ては、恰も今日の國際間の如く、各地方の貨幣の比價に變動を生じ、甚しく不便を感じたのである。かゝる不統一不完全なる貨幣を統一整理する事は經濟交通の發達、生産力の發展に寄與する事大なるは、少しく經濟知識に長じたるもの、直ちに觀破しうる所である。この點に早くも注目したのは、徳川家康である。從來家康が天下に覇を稱するに至つた原因につき色々の説をなすものがあるが、その最も決定的なる意義を有するものは、彼の非凡なる理財の才幹である。意氣と武辨のみによつて鬭争せる群雄の中にありて彼は深く經濟財政に心を致し、最後の成敗を決するものは只

經濟力であると觀じて居た。彼が實行せし諸政策は何れも經濟力の涵養にあつた事は、彼の一生の言行を通じて明に斷言しうる所である。彼は夙に貨幣權を確立し、幣制を整理統一して、國庫の充實を計らんとし、秀吉に乞ふて貨幣發行の權を得た。彼が關東方の總帥として關ヶ原の戦に勝ち、大坂夏冬の兩陣に奇蹟的大勝を博したるは、決して彼の武力、戦術のみによるものではなく、全くその經濟力に基くものである。而てその經濟力は文祿四年以來、銳意幣制を整備したる事によつて涵養せられたのである。

かくして貨幣經濟の發達するや、經濟的編制が益々合理化せられ、社會の生産力は著しく發達を遂げた。然るに太平日久しくして、今迄貨幣經濟を發達せしむるの母たりし封建制度は、そのはぐくみたる貨幣制度の爲めに壓迫せられんとするに至つた。茲に於てか幕府は徹頭徹尾貴農抑商の政策を以て社會にのぞみ、貨幣賤視の思想を鼓吹した。貨幣の重用が社會に危険なる事、即ち封建制度を危ふするものなる事は、已に熊澤蕃山以來各爲政治家の高調せし所である。蓋し貨幣經濟の發達は封建制度の崩潰を意味するからである。惟ふに封建制度は土地經濟に立脚する傳統主義の精神の發露にして、貨幣經濟の如き收利性原則を最高の目標とする合理主義とは全然相容れざるものである。當時の封建制度は所謂

米遣の經濟に立脚すると稱せるも、之は米が社會の生産力の表現にして、凡べての上部構造が之に立脚せる事を意味するにすぎず、貨幣なくしては到底存立し得ないものである。之れ當時の封建制度が矛盾を包藏せし所以である。徳川時代は、武士階級と町人階級とが、貨幣を中心として社會の經濟的霸權を獲得せんとするの歴史である。幕府は力を極めて貨幣權を把持せんとした。而て幕府の努力は形式的に實現せられた。併し乍ら貨幣經濟の實權は町人階級の、然かも中央政府を隔る事甚だ遠き大坂の町人階級の手に歸したのである。之と同時に封建制度は崩壞の途を辿つた。家康が一日金庫の扉を開いて曰く、「その藏むる所の分銅金銀の數がその半ばに達するの日あらば、天下稍亂れん」と、誠に云ひ得て妙といふべきである。

徳川時代の封建制度は斯くの如くその隆興の時より、已に矛盾を包藏し、潰滅すべき運命を胚胎して居た。徳川幕府崩壞の原因として從來列擧せられたるものは、何れも二次的附隨的のものにすぎない。その根本的なるものは封建制度そのもの、本質の矛盾である。故に徳川時代の歴史の眞の精神を究めんとすれば、先づ封建制度と貨幣經濟との關係を深く探究しなければならぬ。

第二、徳川時代貨幣經濟發達の原因

貨幣が初めて我國の文献に見はれたるは、日本書紀顯宗天皇二年の條、「稻斛銀錢一文」である。爾來貨幣に關する記事少くはないが、貨幣が普く使用せられ貨幣經濟の成立せしは漸く徳川時代の事である。貨幣の流通は社會の生産力を表現するものにして、社會の生産力と貨幣とは相關々係にありとはいへ、社會の生産力が之を必要とせざるに於ては、單に數量的に貨幣を社會に存在せしむるも、それが機械的必然的に貨幣經濟を發達せしむるのではない。之は恰も沙漠の如き地方に於て交通機關を設置するも、之が充分に利用せられ交通が發達する事なきと同一である。従つて徳川時代に於て貨幣經濟が著しく發達せし根本原因は、之を抽象的にいへば、社會の生産力の發展であるといふ事が出來よう。併し乍ら、凡べての事物を生産力といへる抽象的なるものに還元して考ふる事は一の史觀として存立しうるに止る、史學は生産力の發展の具體的事實を研究し、且つ生産力に適應して發展する所の諸制度の意義を闡明すべき使命を有す。而て事物の發展原因は決して一元的に論じうるものではなく、諸種の事柄が因となり果となりて、初めて發展の現象を生ずる

が故に、機械的に原因を列擧する事は不合理の結果を生ずる事なきにしも非ずと雖も、茲には貨幣經濟發達の原因と目すべきものを概念的に分類して少しく説明しやうと思ふ。

(イ) 經濟生活の平和安定。

戰亂によつて生産力が甚しく萎縮してゐたが、織田豊臣の二氏の治下に於て經濟生活が多少は平和安定となり、徐々に經濟的發展をなしつつ、あつた。それが徳川氏の天下を統一するに及びて茲に全く平和が確立せられ、民衆は安じてその業に就くを得たるのみならず、家康の儉約主義と共に、當時財政膨脹の程度少く、收斂必ずしも重からず、民衆は長時期の壓迫と戰亂とより解放せられたる爲め急に明るさ心持を以て活動するに至り、生産力が急速なる發展を遂げ、經濟交通が次第に盛となり、貨幣の必要を生じた。

(ロ) 金銀の増産。

豊臣時代に多くの貴金屬を産出する様になつて、貨幣經濟の發達を促したが徳川時代になつてから一層増加し、之が貨幣として流通界に出づるもの莫大の額に上つた事は、この初期の流通額は徳川時代の如何なる時代よりも多大であつたと稱せらるゝに徴しても明かである。金銀の増産が經濟の發達、貨幣經濟の進歩に貢献せし事は、洋の東西を通じて同

様なる經濟史實である。

(ハ)財政及び領主家計の膨脹。

德川氏が巧妙を極めたる組織によつて三百諸侯を統制し天下平靜となるにつれ、幕府は勿論各藩は領主の家計の膨脹したるのみならず、公經濟的の收支が非常に老大的なものとなり、然かもその主要収入は、米の産額の増減甚しく從て又その價格の高低常ならざるを以て、安定性を有する貨幣によらざるを得なくなつた、殊に收入不足の際に於ける埋め合せは實物による場合は殆どなく、常に貨幣的負債によつたのである。かくして移入せられたる貨幣は或は救恤の形に於て、或は取引の形に於て流通せらるゝ事となるが故に、貨幣經濟を著しく刺戟した。殊に各藩に於ては財政の窮乏を救ふ爲めに紙幣を發行して之を強制的に通用せしめた事は、一面に於て貨幣に對する信用を失墮して流通經濟の發達を阻害せし點もあるが、併し紙幣の流通は結局交換を促進し、益貨幣需要を増加せしめた事は明かなる事實である。紙幣を強制的に流通せしめ得た事が、已に貨幣經濟の著しく發達せる事を前提とするものにして、貨幣が廣く社會に需要せられたる事を想像しうる。

(ニ)交通制度の發達。

參觀交替の制度は一面に於て各大名の財政を困難に導き、又街道筋の農民は助郷によつて多くの負擔を課せられ、經濟の發達を妨げたけれども、他面に於ては種々の交通制度の發達となり、人心をして移動交通に慣れしめ、殊に諸大名がその往還に於て支出する所の經費は皆貨幣によつて行はれし結果、漸次貨幣の流通を刺戟するに至つた。

(ホ)都市の發生。

都市の發生は貨幣經濟と互に因となり果となるものであるが、德川時代に於ては先づ武士の聚落たる城下町が成立したる結果、消費階級たる武士は多くの生活必需品を農工商より獲得しなければならなかつた。然かも彼等の唯一の所得たる米は其交換價值が極めて不安定なるのみならず、保存性の乏しきものなるの故に、到底米との物々交換の如き經濟によつてその需要を充足する事は出来なかつた、彼等は先づその所得を貨幣に換價するの必要があつた。之れ貨幣制度發達の一原因である。

(ヘ)生活の向上、奢侈の増長。

武士が城下町に在りて平和なる生活に飽くや、昔日の剛健質實の風は頹れ、奢侈が次第に増長すに至つた。更に武士の奢侈的風潮は、町人は元より農民に至る迄侵透し、他地方

より種々の珍奇なる流行品が移入せられた。當時の各藩は相互に經濟交通を有するも、尙ほ獨立國家の觀を呈し、幕領以外の地に於ては多く紙幣が通用せられしを以て、その移入品に對する決濟は正貨によらねばならなかつた。特殊の場合を除く外、他藩よりの移入に對する決濟は米を以てする事が出來ない、蓋し各藩は農業を主要經濟とするが故に、必しも米を必要としないからである、かくして先づ米を大阪に送らせ以て貨幣に換價した。

(ト)鑛業及び精鍊術の發達。

貨幣經濟や金銀産額の増加せる事に對して、重大の影響を及ぼしたものは、採鑛及び精鍊に關する技術の發達である。又採鑛精鍊の精巧容易となるに及びて、幕府は諸國の鑛山採掘を獎勵した。而て之等の技術の發達に貢獻する所大なりしは、大久保石見守長安と後藤庄三郎の二人である。大久保石見守は熱心なるカトリック教徒にして、夙に葡萄牙人に就きて西洋流の採鑛冶金術を修得し、所謂南蠻爐によつて金銀の分拆をなしたといふ。幕府初期に於て優良なる貨幣を發行し得たるは、地金の豊富なりしによる事も勿論であるが、又彼等の精巧なる技術も與つて力あるものといはねばならぬ。

第二節 鑄貨制度

第二 貨幣の發行權及發行方法

(イ)貨幣の發行權

徳川氏の貨幣鑄造は文祿四年家康が秀吉の特許を受けて所謂墨彩金なるものを發行せしを以て初まる。爾來二百七十年、徳川氏は懸命にその貨幣發行權を固執して居た。併し乍ら貨幣は個別經濟に對しては、貨幣經濟の存する限り、最も有力なる強制力の表現手段なるも、社會にとりては然らず。社會經濟に於ては、貨幣は單に其の社會に於ける生産力の表現であり、尺度にすぎない。故に武士階級といへる一の個別的利益の爲めに貨幣權を濫用する事は、本末を顛倒せるものにして、一時的にはその利益を齎さんも、その社會の生産力を實質的に増進せざるものなるのみならず、却て益々生産力を破壊するの結果となる。この意味に於て貨幣發行權が多くの權力者によつて行使せらるゝ時は、往々にして經濟社會の發達を阻害するの危険がある。

家康は貨幣の統一増加が、一國の經濟を發達せしめ、天下を泰平ならしむるの根源なり

と考へ貨幣發行權を幕府の一手に收め、斷じて之を侵害せしめなかつた。秀忠が元和二年「惡錢定の外選ぶものにはその面に火印すべき旨」を令し、元祿年間に偽造者多くなりて之を磔刑に處したるが如きは、即ち貨幣權の侵害を防がんとするものである。初期に於ては幕府の鑄造する貨幣は甚だ良質にして到底摸倣偽造の餘地なき有様であつたので、之が偽造をなすものが少かつたが、後年幕府自らが惡貨を鑄造するに至つて偽造者が續出した。之はある意味に於て幕府が貨幣發行權の確保を失ひつゝ、ありしことを暗示するものである。幕府は原則として全國的貨幣發行權を確保し、一藩限りの紙幣すらその發行せらるゝ事をよろこばなかつた。只例外として一二の大藩をして貨幣を鑄造せしめたが、多くは只鑛山の採掘を許し、その獲たるものは金銀座をして鑄造せしめたのである。又幕末に至つて各藩が財政窮乏せし折柄、特許を以て水戸藩仙臺藩をして鐵錢の鑄造を認許し、長崎函館に於ても鑄貨を許可せるのみにて、他は全然硬貨を發行する事が出来なかつた。

(ロ)鑄貨發行の方法。

徳川時代の鑄貨は金貨、銀貨、銅錢、眞鍮錢、鐵錢の五種があつた、之等の鑄貨の發行權は幕府の有する所なるも、幕府自ら直接に鑄造發行せずして、銀座、銀座、錢座を設

けて之を發行せしめ、幕府は之を監督すると同時に一定の運上を課徴したのである。

(一)銀座

銀座なる名の起つたのは、元祿八年貨幣惡鑄の際に江戸本郷靈雲寺側に改鑄所を設けた時、世人は之をよんで銀座と稱した。併し實質的には已に文祿四年駿府及び江戸の二ヶ所に存し、所謂武藏判が鑄造せられたのである。其後天下平定され、慶長五子年京佐渡の二ヶ所にもおいた。次いで佐渡を廢し京都を江戸の附屬とした。而して之が任に當つたものは後藤庄三郎にして、元祿十一年正月本町一丁目銀座が移されてからも後藤氏の管掌する所であつたが、文化七年八月十一代目庄三郎は不正の行爲ありて家が斷絶し、年寄役後藤三右衛門御金改役を命ぜられた。然るに三右衛門も亦罪あつて、御腰物奉行支配四郎兵衛伴後藤吉五郎之を繼承し、明治二年二月造幣局の設置せらるゝ迄存続したのである。金貨は他の貨幣と異り特に幕府の重要視せる所にして、常に金貨の鑑定につきても注意を拂ひし爲め、銀座の者に對しては特權を與へ又土地金穀を給與した、銀座より運上を取立てたか否かは不明なるも、恐らくは之を徵收しなかつたものと思はれる。銀座は鑄貨料として幕府より分一金を受けた。尙ほ銀座の組織技術につきては大日本貨幣史、塚本豊次郎氏

日本貨幣史記載の金座に詳しく論ぜられて居るから之を参考せられ度い。

(二)銀座。

諸國の銀山より掘り出す銀は灰吹の儘、切遣にて通用せしめて居た、め、取引上甚しく支障を生ずるので、慶長六年六月大津の代官末吉勘兵衛利方の建言に基きて銀座を伏見町に設け、末吉を以て頭役とし、後藤庄三郎光次と共に之を管掌せしめ、丁銀小粒銀を鑄造し、以て從來世上に行はれて居た灰吹銀、潰銀等を皆銀座に持參せしめて之と引換へた。故に銀座を兩替所ともいひ、銀座のある町を兩替町と呼んだ。慶長十三年伏見の銀座を京都に移して伏見京都の兩所にて鑄造すると同時に、大坂兩替町にも之を設置した。更に慶長十一年より駿府におかれし銀座は慶長十七年江戸京橋の南に移された。之が今日の銀座の起りである。その後享和元年七月、今の蠣殻町に移された。又慶長十九年には長崎の芋原にも銀座が設けられたが、寛政十二年十二月に至つて廢止せられた。

銀座には常是座なるものがある。之は慶長三年十二月泉州堺の町人湯淺作兵衛常是を伏見に召し、御銀吹極並に御改役を命ぜられて、銀座の座人となつたからである。常是は大黒なる苗字を賜り大黒銘打印の事を司る。京都銀座に於ては大黒長左衛門之に當つた。然

るに寛政十二年五月に至り八代目長左衛門の不正行爲が暴露し、座人は悉く罷免せられ、從て三都の銀座も廢止された。同年同月改めて座人十五名を任命し、舊弊を除去して新に銀座を再興し明治に至つた。常是座と銀座との關係は如何なるものなるかに就きては明かならざれども、恐らく異名同物にして、銀座の事務中最も重要な事柄を擔當とする所の座人たる常是の名を用ひたるものと思はる。

銀座に對しては或は土地を與へ或は銀の取引に關する特權を與へると同時に、銀座の費用として分一金を給したのである。已に述べたるが如く金座に對しては初め運上を課せなかつた様であるが、銀座に對しては之を課した。勿論銀座創設當時には銀座運上が在つたか否かは不明であるが、官中秘策の記す所によれば、「寄銀三千九百九十貫目迄は御運上銀五百枚、寄銀四千貫目より五千九百九十貫目迄は御運上銀千枚、寄銀六千貫目以上は千貫目につき二千枚宛參上申候事」とある。又教令類纂初集(六十五)金銀(六十五)寛文乙巳年四月二十八日の候には「銀座運上の員數一ヶ年付而可爲白銀五萬枚、毎年其年の運上銀翌年七月を限り可令奉納事」を規定す。斯の如く金座に課税なくして銀座に運上銀あるは、銀貨鑄造が金貨鑄造よりも有利なるのみならず、幕府がとかく銀貨よりも金貨を尊量せし事に基因するもの

と思はれる。

(三) 錢座

錢座は専ら銅貨を發行する所にして、慶長十三年に錢座の制定より、天下通用の貨幣の法度を確立した。蓋し當時は多種多様の銅貨が流通し通用上甚だ困難を感ぜしを以て、之を統一せんとしたからである。錢座の座人となりし最初の者は、鳴海兵庫である。彼は慶長十三年以來天海和尚の推舉によつて江州阪本及び江戸芝佃繩手に吹座を設け、新錢を鑄造したといふ事であるが、之は後になつて廢止せられたらしい。次で寛永十三年六月銀座役人秋田宗古をして、江戸芝濱手及び江州坂本に於て新に錢座を設置せしめ、以て寛永通寶を鑄造せしめたのである。又寛永十四年の調査によれば、水戸、仙臺、吉田、松本、高田、長門、備前、豊後、中川内膳領内に於ても寛永通寶も鑄造する事を許したといふ。又元文以後、相場高値になりしを以て、江戸大坂長崎仙臺秋田その外諸所に鑄錢座が設けられたが、延享二年以後悉く廢止せられた。斯の如く錢座の設立廢止は頻繁に行はれ、且つ幕府が之を統一して直接に管理する所はなかつた。銅錢の必要に應じて相當の人に許可し、又は幕末の命によつて請負事業として行はれた。多くの場合に於て錢座は吹高の十分の一

を運上として上納した様である。

之等は多く銅錢の鑄造に關するものであるがこの外に鐵錢の鑄造座もあつた。鐵錢の起原につきては或は寛延の頃といひ、或は元文二年だといふが明かでない。明和二年七月後藤庄三郎は幕命によつて江戸の郊外龜井戸に於て鑄錢定座を設け年々二萬貫文の鐵錢を鑄造し、安永三年之を廢止したといふ。又殆ど時を同ふして京都にても鐵錢を造り、更には水戸、仙臺に於ても幕府の許可を得て之を鑄造した。鐵錢につきては別に座が設けられず、金銀座のものが請負つて鑄造したもの、如くである。

第二 鑄貨の種類及び發行額

(イ) 鑄貨の種類

徳川時代の鑄貨は金貨、銀貨、銅貨、眞鍮貨、鐵貨の五種であつた事は已に述べた通りである。家康は織田豊臣氏の例に倣ふて大判金を發行したが、之は重量が四十四匁(銀正味金六分銀十七分四分)あつて、當時の經濟社會には餘り大きすぎて取引には多く用ひられず、主として公儀の賜與、大名の献納物等に使用されたのである。茲に於て取引上の利便に應ずる爲め

大判の約十分の一たる小判(目方四匁八分)を作りたるか、更に小判を四分して一分判を造つた。之は後藤庄三郎が斷行せし所にして、取引上甚だ便利なりし爲め忽ち天下に行はるゝにいたつた、家康がよく天下を統一平定する事が出来たのは、實にこの一步判金の制定にありとさへ論ずるものがある位である。尙ほ從來より存せし五兩判、その他種々の名目を有する小判及び一分判があるが、徳川全期を通じて、量目上より見れば、金貨は大判、小判、一分判の三種を原則とし、元祿の悪鑄以後、五兩判二步判二朱金一朱金を加へた。

更に銀貨につきて見るに、家康以來、丁銀、豆板銀の二種類を原則として鑄造したるも、明和二年以後五匁銀その他三種の判銀が造られた。併し之等はその量目につきて區別したのであるが、取引に於てはその金銀貨に捺印せられた文字及び模様如何によつて種々の名稱を附して居た。之等の名稱によつて種別すれば金銀貨のみにて六十六種に達し、之を一々列擧する事は煩雜なるのみならず、無意味の事に屬するを以て、今は只、量目上より金銀貨を分ちてその鑄造せられたる年代を示すに止める。而して量目的に同一のものをその鑄造年代によつて示す所以は、形式上の量目は同一でも、その實質が時代によつて異なるが故に、次項に於て金銀の資質を考察する場合に便しようと思ふからである。

金貨發行年表

種類	將軍	家康	綱吉	家宣	家繼	吉宗	家齊	家定	家茂
大判		六慶 年長	八元 年祿			十享 年保			元萬 年延
小判		六慶 年長	八元 年祿	七寶 年永	四正 年德	元元 年文	天文二 年保		萬安 元政六年
一步判		六慶 年長	八元 年祿	寶永七 年		元元 年文	天文二 年保		萬安 元政元年
二朱判			十元 年祿				天二 年保		元萬 年延
二步判							文政十 二年	三安 年政	元萬 年延
一朱判							七文 年政		
五兩判							八天 年保		

銀貨發行年表

將軍	種類	家 康	綱 吉	家 治	家 宜	吉 宗	家 齊	家 慶	家 茂
	丁 銀	慶長六年	元祿八年		寶永三年 正徳二年	元文元年	文政三年 天保八年		安政六年
	豆 板	慶長六年	元祿八年		寶永三年 正徳二年	元文元年	文政三年		
	五 匁 銀			明和二年					
	二 朱 判			安永元年			文政七年		安政六年
	一 朱 判						文政十二年	嘉永六年	
	一 步 判						天保八年		

銅錢はその發行量甚だ多きも質量形式は時代により略ぼ一定して居た。今その種類を示

せば、慶長通寶、寛永通寶（名は寛永通寶なるも製作年代には色々ある）、大佛錢（同じく寛永通寶と稱せらるゝも實は寛永八年京都の大佛を潰して作りたるものにして何々文錢といふ）、寶永通寶、天保通寶、文久通寶である。この外元文年間の鐵錢、明和年間の鐵錢、天明度の鐵錢等種々あり、又明和五年に眞鍮錢を鑄造して以來、屢々眞鍮錢が發行せられた。之等の眞鍮錢及び鐵錢は發行年代を異にするに拘はらず、何れも寶永通寶の文を有す。
 (ロ) 鑄貨の發行額。

當時幾何の硬貨が發行せられたかを正確に知る事は甚だ困難であるのみならず、質量が時代によつて異なるが故に、同一の名目を以て計算するも實質的には著しき差異があるわけである。而て硬貨が質的に著しく變革せられたる點を標準とすれば、徳川時代を分つて慶長金銀時代（慶長六年より九十五年間）元祿金銀時代（元祿八年より二十年間）享保金銀時代（享保元年より二十年間）元文金銀時代（元年より八十一年間）及び文政金銀時代（文政元年より明和二年迄五十二年間）の間の五に大別する事が出来るから、茲にはこの時代別によつて各時代の發行額を概観しやうと思ふ。

時期	種類	大判金	小判金その他の金貨	銀貨	丁銀
慶長期	銅	一六、五五六枚	一四、七二七、〇五五兩		一、二〇〇、二〇〇貫
元祿期	銅	三一、七九五枚	二五、六六五、二二〇兩		一、四六一、五四三貫
享保期	銅	八、五一五枚	八、二八〇、〇〇〇兩		三三一、四二〇貫
元文期	銅		一七、四三五、七一兩	五、九三三、〇〇〇兩	五二七、二七二貫
文政期	銅	一二、九八四枚	八二、四一五、四九四兩 _一	七八、五六九、六二五兩	五〇九、八九六、九

更に銅錢、真鍮錢、鐵錢の發行額は、事が直接に幕府の干係せざりし爲めか、正確なる数字がない、大日本貨幣史、吹塵録に記載する所によつて大體を示して見れば次の如くである。

時期	種類	銅	真鍮錢	鐵	鐵錢
慶長期	銅 <td>五〇〇、〇〇〇貫</td> <td></td> <td></td> <td></td>	五〇〇、〇〇〇貫			

時期	種類	元祿期	享保期	元文期	安政期
元祿期	銅	不詳	四〇〇、〇〇〇貫	五、八〇〇、〇〇〇貫	一、三七六、三一九、六八五枚 三天保錢 三、八〇五、三四〇貫 四八四、八〇四、〇五四枚 文久錢 二、九〇八、八二四貫 八九一、五一五、六三一一枚 八九六、五一五貫
享保期	銅			一五七、四二五、三六〇枚 二四八、七三二貫 (一枚平均一匁五八)	不詳
元文期	銅				六、三三二、六一九、四〇四枚 六、七一二、五七六貫
安政期	銅				不詳

右は極めて概算にして、元祿期に於ては屢々銅錢が發行せられ、又文政期に於ては真鍮錢が鑄造せられたが、共にその數が明かでない。鐵錢に至つては特にその額が曖昧である。日本貨幣史の記す所では、安政年間に幕府が國庫に集中せる銅錢の數は二十一億一千四百二十四萬六千餘枚であつたといふ。

第三 鑄貨の資質及び通用力

(イ)鑄貨の資質。

徳川時代の鑄貨の資質の變遷を述ぶるに先ちて、一言その計算名稱につきて説明しよう。金の量目には、已に秀吉以前より兩、分、朱の稱呼があつたけれども、之はかの英貨ポンドや獨貨マルクと同じく、元來重量の計算量目であつたのが、貨幣の價值量目に轉化したのである。之は延喜式の百斤四十八貫目、一斤四百八十匁、一兩四匁八分より出でたるものであつて、一兩は一斤の百分の一、即ち四匁八分とし、分は兩の四分の一、朱は分の四分の一である。而て一兩以上は十進法によつて計算された。又銀貨は貫匁の單位によつて計算せられ、錢は貫文を以て計算單位とす。併し乍ら同一の名目を有するも、貨幣によつてその實質含有量に著しき差異がある。上述の如く徳川時代に於ては貨幣の改鑄せらるゝ度に、その含有量に變化を生じたるも、一々之を記述するは煩に耐えざるを以て、慶長金銀、元祿金銀、享保金銀、元文金銀、文政金銀の五種のみにつきて、その含有純分量を圖表に示して見る。

種類	大判金	小判金	一步判金	丁銀	豆板銀
----	-----	-----	------	----	-----

時期	比例		正味	雜分	正味	雜分	正味	雜分	正味	雜分
	慶長	元祿								
慶長	六十二%	三二八	八五六九%	一四三・一	小判金 =同ジ	八〇〇	二〇〇		丁銀 =同ジ	
元祿	五二・一	四七八・九	五六四・一	四三五・九		六四〇	三六〇			
享保	六七二	三二八	八六七	一三三		八〇〇	二〇〇			
元文			六五三・二	三四六・八		四六〇	五四〇			
文政			五五九・四	四四〇・六		三六〇	六四〇			

以上は貨幣制度の沿革より見て五大變革と稱せらるゝものゝ特徴を示したのであるが、この他にも極端なる例は少くない。例へば四寶銀の如きは百分中銀が僅かに二〇にして銅が八〇である、銀貨といふよりも寧ろ銅貨といふべきである。又安永元年の南鑛銀の如きは九七、七五%にして殆ど純銀に近きものもあつた。併し右の圖表で大體五期の貨幣の特徴の一斑が分るであらう。

(ロ)金銀銅の比較。

慶長期に於ては、金一兩に對して、銀五十匁(銀八銅二)錢四貫文と定められ、從て三貨の純分比は、金一匁、銀十匁、銅五百匁の割合であつた。然るに元祿の惡鑄以來、右の如くその實質の下落するに及びて、三貨の比價は常に變動し初めたるを以て、元祿十三年に至り金一兩、銀六十匁、錢十貫文の比率を法定し、銀は五十八匁、錢は三貫八百匁以上は高値にすべからざる旨を令するに至つた。併しながら幕府がその財政の窮乏せるまにまに、その資質を變動せしむる限りに於て、當時の如く民衆が極度に搾取せられし時代には、民衆は幕府を信認せずして不知不識の間に金屬主義的思想に囚はれしを以て、必然的に三貨の比價が變動せざるを得なかつた。例へば元祿惡鑄の後には慶長金百兩に對して元祿金百二十兩となつたが、然かも優良なる慶長金銀はグレシヤムの法則によつて市場から姿を没し且つ金一兩に對して銀九十五匁に暴騰したといふ。元祿惡鑄によつて經濟界は名狀すべからざる混亂に陥つたので、幕府は新井白石の建議に基き、貨幣資質を改良し慶長金銀の夫に引返へさんと務め、一時金銀の比價は落ちついた。然るに元祿以來の惡貨の回收甚だ困難なりしに加へて、幕府の財政益々窮乏せしのみならず金銀相場及び一般物價の

變動甚しく、幕府はも早最初の方策を續行する能はず、遂に元文元年に至りて再び惡貨を鑄造せざるを得なくなつたのである。爾來幕府の行ひたる貨幣政策は事毎に失敗し、殊に金銀比價の不當なる強制は金の海外流出を促したため、益々貨幣制度の基礎を薄弱ならしめ、經濟界は極度の混亂を來し、農民市民の疲弊甚しく、遂に封建制度の支柱が倒潰せられずんば止まない有様となつたのである。

(ハ)鑄貨の通用力。

金銀銅の三貨はその授受に關して一定の制限なく、從て金又は銀の一を以て本位貨幣とせられた事はない。斯の如く三貨が無制限に適用力を有して居た、めに、實際の取引に際してはその比價を定めて授受せらるゝ事となり、且つその各貨の含有する性分が時代によつて異なるを以て、無數の貨幣がそれ／＼一定の比價を有し、然かもこの比價が時々刻々變化したのである。法定の比價を強制して經濟界の安定を計らんとした事は屢々あるが、何れも失敗に了つた。

幕府の發する硬貨は幕府直領に於ては勿論、各藩に於ても廣く通用せられたのであるが、各藩は後に述ぶるが如く、その財政の窮乏を救ふ爲めに紙幣を發行して硬貨を引き上

げたる結果、形式的には金銀貨によつて計量取引せられたるも、實質的には硬貨の流通は極めて少かつた様である。上述の如く當時三貨は同一の通用力ある法貨として並び行はれたのであるが、不思議な事には、關東と關西とは計算取引の標準として使用する所の貨幣が異つて居た。即ち關東は主として金を用ひ、金一兩を以て計算單位としたるに反し、關西は銀を用ひて銀匁を單位するの習慣があつた。何故に斯の如き取引習慣が起つたにつきては定説なく、太宰春臺の如きは單に之を以て地方人心の金銀に對する好惡の感情より來るものと解するも、之には他の原因がなければならぬ。或は金銀産地の關係に歸し、或は武士の取米の一部を貨幣にて渡す爲めの標準として定めらるゝ米相場、即ち張紙値段が金貨によりしに基くといひ、或は實際取引の便宜によるといふ。然れどもその一を以て論ずる事は不可であつて、根本原因は矢張金銀産地の關係によるものといふべく、殊に徳川氏が初より金に對して特別の執着を有したる事も關東人士の金に對する愛好心をそゝりし一原因と思ふ。上方が銀本位であつた事を取引上の便宜に歸するは皮相の見である。大阪は當時日本全國の物資の集散配給の中心にして、其取引の決済は金額より見て非常に大であつたから取引の便宜といふ點よりすれば寧ろ金を計算單位とす可き筈である。とに角當

時は日本國內に銀貨國と金貨國とが對立せる有様で、大坂と江戸との間には金銀相場が立つて居た。之は物價に至大の關係を有し、特に江戸といへる消費都市を中心とする關東と、生産都市たる大坂を中心とする關西との間に、貨物の流通上に支障を生じ、貨物が大坂に集中するの勢が助長せられ、江戸の住民は生活上非常に困難を生じたといふ。

第四 貨幣惡鑄の原因

慶長年間に貨幣制度の確立せられた頃は、貨幣の資質は甚しく良好にして、到底私人が之を偽造し得ざる程に精純のものであつた。然るに別表に示したる如く、元祿八年に至り、極めて不純惡質の貨幣を發行せざるを得なかつた。而てこの元祿の惡鑄は經濟界を混亂せしめ、物價を暴騰せしめたる結果、幕府は益々財政支出を増加する事となり、收拾すべからざる混亂状態に陥り、享保年度の貨幣改善策も遂に成功しなかつた。然らば幕府は何故にこの危険なる惡貨の發行を斷行するに至つたか、少しくその原因につきて説明しやうと思ふ。

(イ) 財政窮乏の救済。

家康以來の儉約消極の政策は、財用必しも多くを要せず、收斂も亦比較的薄かつたのである。然るに日光廟の造營、江戸城の修覆、鳥原の亂、天災地變の救濟等相次で莫大の金銀を消費するに及びて、茲に幕府の財政は次第に窮乏の途を辿るに至つた。當時の財政は極めて曖昧のものにして、私人の家計的性質を多分に包含し、「入を計つて出づるを制する」の原則によるものである。従つて一朝不意の支出を生ずる時は、永久に之を消却する事が出来なくなり、財政状態は益々加速度的に悪化せざるを得ぬ。元祿の惡鑄の原因として、綱吉の奢侈と亂費とを擧ぐるを常とするが、之は只直接の近因たるに止り、綱吉の稗政なきにしても、封建制度の財政の本質よりして、恐らくはその窮乏の救はるゝ日が來たとも思はれず、早晚破綻すべき運命にあつたのである。貨幣惡鑄の原因が財政の困難を救はんとするにあつた事は明なる事實なるも、その財政の困難が一に綱吉の暴政に由來するものとなすは少々酷な見方である。

(ロ)金銀貨の缺乏。

徳川初期に於ては、神が家康の大業を助けたといはるゝ程、空前絶後の金銀産額あり、極めて良質の貨幣を多く發行する事が出来たのである。又豊臣氏より繼承せる金銀も亦そ

の數少しとしない。然るに時の経過と共に金銀の産額著しく減少し、幕府の金銀の運上收入は到底昔日に比すべくもなく、従て貨幣を増發する事は出来なかつた、又他の一面より見て、年々金銀の海外に流出した額は實に夥しく、日本全國の金銀の三分の一が流出したといはれて居る。之が正確なる數字は明かならざるも、慶長六年より寶永五年頃迄に海外に流出せし額は、金六、一九二、八〇〇兩。銀一、一二二、六八七貫。銅二、二二八、九九七、五〇〇斤であつたと概算せられて居る。勿論之と反對に多少金銀が輸入せられた事もあるが、右に由て如何に我國の貨幣が減少し經濟上の不都合を生じたか、その大體を推察する事が出来よう。然らば何故に金銀が斯の如く多分に流出せしかといふに、その第一の原因は、金一に對して銀十の比價を有せしに反し、當時歐洲に於ては金一に對して銀十二乃至十三の比價を有せし爲め、歐洲人は喜んで銀を持參し金と引かへた事である。第二は奢侈の増長の爲め南蠻舶來品の輸入が増加し、常に輸入超過となりて、銀が流出したとである。

元祿八年改鑄の令文の劈頭には、「金銀極印古く相成候に付」と記して居るが、かゝる事は抑末葉の口實にすぎない。その根本原因は、貨幣の虚數を増加し、その出目によつて財

政収入を増加せんとするに在つた事は動かすべからざる事實である、當時と雖もかゝる貨幣發行策が經濟社會に毒弊を流す所の下策である事は、世人の等しく認めて、大に議論せられし所であるに拘はらず、當局がこの暴舉に出でたるは、後世より見れば辯護の餘地なきものといはねばならぬ。勘定奉行萩原近江守重秀、柳澤吉保、金座後藤等は、その張本として非難攻撃の的となつて居る。併し乍ら當時の財政窮乏の程度を以てしては、他に良策はなかつたのである。何人と雖も他の方法によつてその難局も切り抜ける事は到底出来なかつたであらう。若し一般人民の利益のみを考へたならば、封建制度を倒潰するの外はない。然も彼等の財政策は封建制度を前提とするものであるから、自己の立場からいへば、この惡鑄策が最良且つ最有效なるものであつたに違ない。例へば最近の獨逸が紙幣を濫發し、その洪水によつて凡べてを洗ひ流した事が、一般人民に對して如何に苦痛困難を與へたかは、茲に絮説する迄もない、併し之を國家財政の立場からいへば、極めて狡猾惡辣なる策ではあるが、止むを得ない最良の策であつたともいへる。殊に爲政家が權力によつて如何なる貨幣をも通用せしめうると信じ、且つ又ある意味に於て名目主義或は貨幣國定の思想を有して居た事は「官の行ふ所は互石と雖も通用すべし」と主張せるに徴しても

明かであつて、この思想が惡貨の發行に對しても重大の影響を及ぼしたものと思はるゝ。

第五 貨幣惡鑄の影響

(イ)一般經濟に及ぼしたる影響。

慶長以來百年の間は貨幣の數量が次第に減少し、國家の財用、私人の奢侈増長の爲め、經濟社會行詰りの徵候を示して來た。併し乍ら貨幣の資質を劣惡ならしむる事がなかつたので、一般經濟界は大體順調に進み物價の急激なる騰落もなかつた。殊に米價が比較的高くして他の物品が廉價なりしを以て、農民は云ふに及ばず、武士階級も極めて好都合の事情にあつた。然るに元祿の惡鑄以來、財貨の價值標準たる貨幣が劣惡となりて、金銀銅三貨の比價が極端なる變動をなすのみならず、物資の供給が不安定にして、貨幣の側と物資の側とよりして物價の變動を惹起し、經濟界の混亂は名狀すべからざる有様になつた。

元祿八年初めて惡貨を發行した際には、一時に急激に物價が騰貴した。蓋し同じく一兩といひ、一匁といふも、その含有純分量は慶長貨の夫れに比して格段の差異があるに拘はらず、然かも新舊金銀の引換率は、慶長金百兩に對して新金百〇一兩である、當時貨幣は

所謂量目貨幣として通用せし所にして、純粹に名目貨幣として流通して居たのではない。故にその質量の劣悪なるものが發行せらるれば、質量の良好なる貨幣によつて決定せられて居た物資は、その質量の低劣となれる丈に騰貴すべき理である。幕府が新舊金銀を同様に通用すべき事を命じ、物價の低下を計つたけれども、その目的を達する事は出来なかつた。その後金銀貨を屢々改鑄し、然かもそれが次第に劣悪となり、甚しきは四寶字銀の如く、銀の純分が僅かに二〇（或は十二とも稱せらる）雜分八〇といふ無謀なる銀貨を發行せし爲め、銀を主として通用する關西地方は特に困難を感じた。質量の異なる數種の金銀が世上に行はれたる結果は、市場に於て金銀の比價が上下せるのみならず、各銀貨相互の間に於ても比價が頻りに變動し、取引の圓滑は全く破壊せられたのである、かくの如く混亂せる經濟社會の實情を眺めたる經世の士は、之が救濟の策を論議し、その根源が貨幣の惡鑄にあるを以て、先づ貨幣を慶長の昔に還へすべきを主張したのである。その頭目は新井白石であつた。白石の理論には大に傾聴に値すべきものがあつた。白石の理論は吉宗が享保の貨幣改革となつて現はれたのである。併し乍ら白石や吉宗の理想は之を多としなければならぬが、不幸にしてその方策は失敗に了つた。瀕死の病人にも似たる當時の社會にと

つては、その改革は致命的なるショックを與へ、却てその病勢を昂進せしめたるかの觀がある。

正徳四年慶長の制に復すべき旨の布令が一度發表せらるるや、從來金一兩に對して銀九十五六匁であつたものが、忽にして八十五六匁に下落した。享保元年愈々新貨が發行され、元祿八年以來の惡貨百兩に付き新貨五十一兩一分の割として慶長金同様に通用せしめ、又元字銀一貫は新銀八百目、三寶字銀一貫は新貨五百目に定めたるも、この定法は實際取引に於て行はれなかつた。後更に新舊銀貨の比價を改定したるも尙ほ充分に實行せられず、物價は急激なる下落を見た。例へば瀧本博士の引用せらるる、近世見聞集によれば、享保三年九月にはその夏金一兩は銀九十七八匁であつのが四十八匁となり、錢は一貫銀二十六匁より十八九匁に下落し、更に甚しきは米にして、二百二十匁より八十七匁に暴落したといふ。この數字は如何なる銀によりしものか不明なるも、大日本貨幣史には享保銀にて三十三匁となつた由記されて居る。何れにするも數年來の物價に比し、半分又は三分の一となつたのである。然るに懸て又その反動として諸色が逆騰し始め、物價は高低常なく、一日に數回も變つたといふ事である。健全なる取引は到底之を望む事は出来ない。經

濟界は收拾すべからざる混亂に陥つた。幕府は徒らに焦慮するのみで救済の策を知らなかつた、室鳩巢の如きは貨幣の改善は時期尙早であつたと非難した位である。併し乍ら他の一面より見て斯の如き物價の下落は寧ろ當然の事にして、純正なる貨幣が確立せらるゝならば、何時かは健全なる經濟社會が出現せらるべき筈であつた。現に新貨の發行せられたる時は取引は、圓滑に行はれ、萬民は吉宗の徳を仰いだといふ事である。只問題は經濟社會を機械的に觀察し、貨幣の資質を改善せば必然的に經濟社會が整調せらるゝとの理論が却つて禍をなすに至つたのである。幕府が悪貨の流通を嚴密に禁止し徹底的に社會の病弊を治癒するの決意があつたならば、恐らく享保度の貨幣改革は成功し、封建制度の壽命を多少長からしめたと思ふ。然るに惡貨の通用が全然停止せられず、爲めに貨幣の流通額が著しく減少して、物價下落の傾勢に在りしに加へて、偶々豊年打ち續き米價は下落し、農民武士の困難は一層深刻となつた。之が救済の策として考へ出されたのは、即ち惡貨を發行する事であつた。幕府はその財政の窮乏に苦しんで居た所へ、民間の有力者や學者等は貨幣數量説に囚はれて、その質の如何を問はず、貨幣を増發する時は、米價を高騰せしめ、經濟界の安定を計りうべき事を主張せしを以て、元文元年に至りて昔の惡貨に復るの

下策を採つた。之が爲め又もや物價の激變を誘發し、經濟社會は益々危殆に類するに至り、折角の貨幣改良策も、徒らに多大の失費を生じ、且つ經濟界を攪亂せるのみにて、何等の利益を齎さなかつたのである。

更に徳川時代の貨幣惡鑄によつて教へらるゝ所は、グレッツシャムの法則が鋭敏に行はれた事である。元來元祿の惡鑄が、幕府の有する金銀によつて純分量の極めて少き貨幣を從來の貨幣と同一の名目を以て世に行ひ、その純分の差額を利せんとするの目的によつて、幕府が斷行した所である。従て新貨と舊貨との打歩は僅かに一分にすぎなかつた。然かも新貨充分ならざりしを以て新舊兩貨を並び行はしめた、無智なる人々は引替によつて打歩を獲得するを以て進んで引替をなし、最初の程は引替が案外容易に行はれたらしい。かくして元祿九年九月には「誰によらず致所持候古金銀兩替方に問合せ、無油斷新金銀と引替可被申候、吹直新金銀出來候上は古金銀は通用可爲停止間可存其趣」を令し、同十一年三月に至つて遂に古金銀の停止を斷行した。この二年の間に、新舊金銀の並び行はれし結果、直にグレッツシャムの法則が作用して慶長以來の良貨は姿を沒するに至つた。元祿の惡貨鑄造策は矛盾に陥れるものである。何となれば新舊兩貨を並び行はしめて舊貨を改造

し、その間に利得せんとするのであるが、之は善惡二貨が圓滑に通用せらるゝ事を前提とする。併しそれはあり得ざる現象である。幕府が「金銀吹直に付、世間人々所持の金銀公儀へ御取上げなさるにては無之候」といふも、瞞着政策が長く持續すべき理由がない。幕府當局はグレッツシャムの法則を知らざりしか、又は幕府自らは之を知るも庶民は之を知らずとして行ひたるか疑問である。幕府は新舊比價を屢々更改し種々の掟を設けて舊貨の世に出でん事を計つたが、之は充分の目的を達し得なかつた。庶民は新舊兩貨の純分に著しき差異の存するを知るや、右の如き不合理なる僅少の打歩によつて引替へる事の愚なるを悟り、何人も斯の如き舉に出づるものなく、優良なる貨幣は全くその姿を没するに至つた。當時の人々は極度の搾取を蒙りしを以て、自ら衛らんとするの精神強く、その一度自己に不利なるを知悉すれば、力を極めて自衛の道を講ぜざるを得なかつた。今日の經濟社會に於ては多くの人々は金銀の質量に對して甚だ無關心にして、その貨幣の如何なる純分を有するかを意識する場合は割合に少い。之に反して徳川時代に於ては右の理由よりしてグレッツシャムの法則は極めて鋭敏に作用したと思はれる。其結果、幕府の所期の目的は充分に達せられず、「世間の金銀多くなり候爲めに此度被仰付候」との惡鑄の一理由は却て反對の結果

を齎した。例へば元祿八年より寶永年度に至る迄發行せられたる新貨は金貨に於て一千三百九十萬兩、銀に於て四十萬兩で、その引替差額は約金四百四十萬兩銀七萬兩である。從てこの差額だけ形式的には世上の貨幣が増加せし筈なるも、他の一面に於て良貨が流通界より引上げられ、實質的には流通貨幣の減少せる事は、夙に新井白石の道破せる所である。かの享保年度の改良策も亦グレッツシャムの法則を無視せるものにして、當局が多額の犠牲を拂つたるに拘はらず、遂に失敗に了つたのは蓋し當然の事といはねばならぬ。

次に惡貨の發行によつて金が著しく海外に流出せる事を注目しなければならぬ。元來徳川時代に於ては、金に對する銀の比價が諸外國に比して高かりし爲め、多くの金が流出せる事は已に述べた通りであるが、貨幣惡鑄に伴ふて金銀の比價が不當に決定せられ、金の流外流出を一層促進した。殊に安永元年九月、南鐐二朱判なる銀貨を鑄造し、南鐐銀八枚を以て金一兩に通用すべき旨を定め、金銀兩本位制を確立するに及びて、金の流出甚しきを加へた。蓋し南鐐銀の純分は千分中九七七・五にして、從來の銀貨に比して格段の差異あり、八枚の純分總量は二十二匁にして、當時世に行はれし文字小判及び一步判の純分は僅かに二匁三分乃至二匁五分にすぎざるを以て之が比價は金一に對し銀は十乃至九であつ

たからである。殊に當時の人々は南銀を信認する事甚しく、時には金一に對して銀六、一七になつた事すらあるといふ。金一に對して銀十四を以て取引する所の歐米人が喜んで銀を舶來し、金を持ち去りしは疑もなき事實といはねばならぬ。

尙ほ最後に一言すべきは、貨幣の惡鑄の影響は天領と各藩、都市と田舎とによつて必しも同一ではあるまいといふ事である。交換手段、價值保存手段としての貨幣が甚しくその機能を破壊せらるゝに至れば、都市の住民が最も苦痛を受くる事は、最近の獨乙幣制の混亂せし際に、都市民及所謂レントナー階級の生活が極度に窮迫したるに反し、食物を自ら生産する所の農民が案外有利なる生活を營み得たるに徴しても明かである。又紙幣を有する各藩に於ては、紙幣の濫發に基き經濟界が混亂せしも、幕府の惡鑄策によつて直接に影響せらるゝ程度は比較的少かつたと思ふ。尤も之に關しては具體的の事實に基くものでなく、余の推論にすぎざるを以て、後日の問題としておく。

貨幣の惡鑄が民心に及ぼしたる影響は亦少くない。物價の騰落、生活の不安定は人をしてその恒心を失はしめた。殊に劣惡なる貨幣はその偽造變造が極めて容易にして、この罪を犯すものが増加し、幕府は死を以て之を禁壓せざるを得なかつた。又貨幣の購買力の急變の爲め、賣買貸借上に種々の悶着を生じ、之が訴訟は一々處理するの違なく、享保四年には貸借賣買の訴を取上げず、裁斷の煩を避くる爲めに當事者双方の自談となすべきを令したるによつてその程度が推察出来るであらう。隣人互に損利を争ひ、道義は地を蕩ふの狀態となつた。又支配者に對する反抗の氣勢をつのらしめたる事は、封建制度の根柢に深き龜裂を生ぜしめたるは言を俟たない。

(ロ) 財政に及ぼしたる影響。

右に述べたるが如く、貨幣の惡鑄が一般經濟を亂混せしめ、生活を不安と恐怖と困難に陥れたのである。併し乍ら之を幕府の財政より見る時は、一時的にはその目的を到達する事が出来た。幕府が惡鑄によつて幾何を得得せしかは正確に記したる資料はないが、白石の謂ふ所では、惡鑄以來年々收得せしもの約五百萬兩である。新貨發行額と舊貨との引替の差額に徴して、白石の計算に大體當を得たものと思はれる。財政が極度に窮迫せしを以て、この五百萬兩の金がどれだけ有効に使用せられたか否かは別として、とに角一時の急を凌ぐに好都合であつた事は疑もない。併し乍ら斯の如き事實は文字通りに一時の窮策にして、經濟界を混亂せしめ、社會の生産力を壓迫せしを以て、民衆の租稅負擔力を減殺し

たると同時に、物價を騰貴せしめ益々財政支出を増加する事となり、財政と悪貨發行とは循環的に悪化せざるを得なかつた。殊に吉宗が享保の大改革によつてこの財政經濟の危難を救はんとするに當りては、幕府は多大の物質的犠牲を拂はねばならなかつた。併し乍ら病弊已に久しく回復力なき幕府の財政を救ひうるの望みはなかつた。恰もモルヒネの中毒患者が、モルヒネなくしては苦痛に耐えず、去りとてモルヒネをとれば一時の苦しみを逃れうるも、その苦痛を一時的に逃るゝ事それ自身が、身を死に導くと同じであつた。幕府は財政的經濟的苦痛に耐えかねて、悪貨發行といへるモルヒネを服用したのである。更に元文以來の悪貨發行が如何程の利益を齎したるかは正確に知るべくもないが、悪貨の發行による利得が所謂「出目」(或は御益納、御繰合せ金といふ)として財政收入上重要な意義を有して居た事は明かなる事實である。今貨幣秘録に收むる所の、天保三年以降十一年間の幕府財政に關する數字を掲げてその一端を示すであらう。

年次	收入	支出	出目	收入に對する 出目の百分比%
天保三年	一、六一二、二二一兩	一、五九三、九〇九兩	三九四、二〇〇兩	二四、四
同 四年	一、七六三、二四一	一、六四六、八三二	五四〇、〇〇〇	三〇、六

同 五年	一、六四四、五〇三	一、七九〇、〇五一	四七〇、五九六	二八、六
六年	一、六三一、七八六	一、七六〇、二八八	六〇〇、〇〇〇	三六、七
七年	二、一五一、三七二	一、九六三、七五〇	四九九、八四四	二二、二
八年	二、五三一、〇八〇	二、四六七、九〇二	六二九、二六三	二四、八
九年	三、二七八、三八六	二、五一二、六六六	一、〇七五、九五〇	三二、八
十年	二、四〇一、一九七	二、一八〇、九二二	六九四、七四五	二八、九
十一年	二、四一九、四八七	一、〇〇一、九五八	九九七、〇〇〇	四一、二
十二年	二、二四五、五九〇	一、九六二、六八四	一、一五五、〇〇〇	五一、四
十三年	一、七六一、一四七	一、九六三、九一一	五〇一、四四五	二八、四

之によつて見れば、甚しき年には全收入の半分以上が出目であるといふが如き亂暴なる財政であつて、然かも出目の比率が大體に於て遞増して居る。幕府が年々出目を獲得せんと欲せば、善良なる貨幣を回收して之を吹きかへねばならぬが、然かも右に屢々述べたやうに、グレッツシャムの原則によつて良貨は影をひそめんとし、且つ諸鑛山より運上せらるゝもの極めて少きを以て、結局次々に流通貨幣の資質を悪くするの外はない。併し乍ら之にはおのづから一定の限度がある。その遂に出目を榨出する事能はざるに到つた限界こそ

は、幕府の崩壊せし時である。

四四

第三節 紙幣制度

徳川時代の幣制を論ぜんとすれば當時の紙幣の本質、種類、発行の原因、発行方法、流通額、流通力、その効果等につきて、詳細に研究すべきであるが、之は各藩によつてその施設を異にするが故に、本節に於ては出来るだけ簡単に大様を述べようと思ふ。

第一 紙幣の起原

我が國の紙幣の起原は明かでないが、元和年間に初まつたものとするのが定説である。當時急激に社會が発達し、取引交通が頻繁且つ安全となるに及びて、一々現金で取引決済するの煩を避くる爲めに、手形様のものとして紙幣の起つた場合と、兩替屋間丸等の支拂方便として發行した信用券が紙幣に化した場合とがある。併し紙幣が純粹の貨幣として使用せらるゝに至つたのは徳川中世以後の事である。紙幣の多くが「預り手形」又は「この

札引替に銀何々御渡可申候」等の文の記さるゝは、紙幣の起原を暗示するものである。

第二 紙幣の發行者

幕府は前項に述べたる如く、財政甚しく窮乏せしに拘はらず、自ら之を發行しなかつた。只山田奉行の管理の下に所謂山田の羽書なるものが發行せられた。併し之は山田限りのものにして大したものではなかつた。只其歴史の古きと發行の原因が他と異なる點に於て注目すべきものである。又大寺院も屢々紙幣を發行した。紙幣發行者として最も重大なるものは各藩の政府である。尤も各藩はその發行に當りて幕府の許可を得ねばならなかつた。發行期限は二十萬石以上の大名は二十ヶ年、二十萬石以下は十五ヶ年とせられた。寶永四年には、各藩の紙幣の流通が幕府の貨幣流通の妨害となるの故を以て、一時紙幣の發行を一般に禁止したが、享保年中再び許可するに至つた。從來より發行して居なかつた藩に對しては新に發行する事を認めない方針であつた。之が爲め色々の名目を以て、各藩は紙幣を發行した。大坂の如きに於ては、富豪が一種の銀行券とも見るべき切手類を發行し、又各藩の藏元が、國元の藩政府と獨立して別個の紙幣類の米切手銀切手を發行したるも、

之は大坂のみにて通用したにすぎぬ。故に徳川時代の紙幣として最も重大の意義を有するものは、主として各藩の藩札である。本稿に於ては専らこの藩札につきて略説する。

第三 紙幣發行の動機

紙幣發行の動機としては理論上色々な問題が考へらるゝが、その最も主たるものは、各藩が紙幣の發行によつて財政の窮乏を救はんとした事である。比較的眞面目なる藩でも、札元をして一定の運上を上納せしめ、又はその特權の代りに御用金を命じて、財政の收支を適合せんとした。その最も甚しきものは、藩内に於ける硬貨の流通を禁じ、取引決済には藩の發行する紙幣のみによらしめた。從て藩の硬貨は必然的に札元の手集中せられた。政府は之を流用すると同時に、不換紙幣を濫發して金紙の開を大ならしめ、引替請求が増加すれば、所謂札潰しを斷行し又は新札を發行し舊札と著しき差をつけて引替へる等、金銀貨沒收の手段として行はれた。岡山藩の藩札の如きは之が典型である。その詳細につきましては次章を參照せられ度い。硬貨の流出を防止する爲めだとか、硬貨通用の不便を緩和して取引を圓滑ならしむる爲めだとかいふのは、皆表面上の理由にすぎない。何れも財政の穴

埋めである事は私の斷定を憚らぬ所である。

第四 發行方法

紙幣發行の動機が概ねかくの如き不健全なものであつたから、例へば伊勢松坂の紙幣の如きは例外として、實際上不換紙幣であつた。豫め札場に金銀を積み上げておいて發行する等は思ひ及ばぬ事である。大抵札元と稱して町人の身元確實なるものをして發行、引替の任に當らしめた。準備金のない不換紙幣同様のものと、硬貨とを並び通用せしむれば、グレッシャムの法則によつて良貨たる硬貨は驅逐せらるゝが故に、發行に際しては一定額以上の取引には硬貨の通用を嚴禁した。支拂をなさんとする者は先づ札場に金銀を持參して札と引き換へねばならなかつた。この場合には金銀に打歩をつけて居た。規則上は硬貨を必要とする者は札を札場に齎して金銀と引きかへうる筈であるが、政府は大抵金銀を他へ流用し盡して、引替は不能なるのを常とした。

第五 紙幣の種類

紙幣は主として關西地方に多く行はれしを以て銀札の名を以て呼ばるゝものが甚だ多い。この外に金札と稱せらるゝ者も相當にあるし、その他、錢札、永札、傘札、緞絲札、と稱するものあり、米札の名を有するもの亦甚多い。甚しきに至つては轆轤札と稱するものすらあつた。寛政以降紙幣の種類も益々増加し、遂に肥代預り、人馬賃預り等の藩札を生じた。併し之等は結局金又は銀に換算せらるべきものにして、幕府が金銀札の發行を制限せるに對して之をもぐるの方法として發案せるものである。徳川時代の紙幣は額面種類を異にするもの實に一千六百九十四種の多きに達した。然かも之等が夫々信用の度を異にするが故に、旅行又は取引に際して如何に不便を感じたるかは察するに難くない。

第六 紙幣の流通額

藩札流通の初期に於ては果してどれだけの藩が、どれだけの藩札を發行せしかは明かでない。大日本貨幣史第四卷藩札部に記す所は、必しも各藩の最初よりの發行を示すもの非ずして、その起原として示さるる年代は殆んど不詮索に基く誤謬である。天保十三年の調査によれば、藩札を發行する藩の數約六十にして、天保年間の發行高は八萬六千九百五

十九貫であつた。當時日本全國に流通せし金銀貨の數に比すれば、必しも多量とは云ひ得ないけれども、硬貨以上に危険の大なるものであつた丈、民衆の經濟生活に影響する事は甚しかつたといはねばならぬ。封建制度が愈々斷末魔に迫ると同時に、各藩は競ふて紙幣を濫發し、幕府の威令全く行はれず、國を擧げて紙幣の洪水となつた。即ち明治四年紙幣を整理せし際には、二百八藩、徳川氏旗本知行八ヶ所、他に三縣が紙幣を發行し、その總數約四億一千七十二萬枚、新貨に換算して一千七百五十四萬圓であつた。

第七 紙幣の通用力

極めて少數の場合を除き、不換紙幣なりし爲め、當局は種々の方法によつて硬貨と同様に強制的に流通せしめんとしたるも、金銀と紙幣との開き甚しく、取引上極めて困難を感じた。殊に頻繁に札潰しが襲來して一層紙幣の通用力を減殺した。又藩札は元來一藩限りのものであつたが、藩札を有する大藩の隣接小藩にして藩札を有せざるものは、その大藩の紙幣を流通せしめた事もある。要するに紙幣の通用力は一に之を發行する藩の信用如何に係つて居たが、何れの藩も財政的破産に瀕して居た事に徴するも、その通用力の程も知

現はれにすぎない、所謂名君賢相なるもの、政策が果して如何なる効果を齎したか。吉宗の善政の如きもまた、く間に放擲せられねばならなかつたのは何を暗示するものか。時已に茲に至つては、千の所謂善政もそれが封建制度の形骸を被る限りに於て、存続しうる筈がない。只ブルジョア革命によつてのみ、拘束せられたる社會の生産力は、發展せられたのである。而てブルジョア革命は、貨幣といへる導管によつて、封建制度の精神と血液とがブルジョア階級に全部注ぎ入れられた時に初めて完成せられたのである。實に封建制度の中に胚胎し、發展せる貨幣こそは、この母體を衰退潰滅せしめた臍の尾であつたといふ事が出来よう。

本研究に於て引用せる諸文献は之を個別に詳しく示す筈であつたが、都合により茲に一括する事とした。

吉田賢輔、大日本貨幣史(本庄博士校訂本)。日本財政經濟史料。國史論叢。古事類范泉貨部。塚本豊次郎、日本貨幣史。齊藤坦藏徳川貨幣史。瀧本誠一、日本貨幣史及び日本經濟史。勝安房、吹塵録。竹越與三郎、日本經濟史。佐野學、日本經濟史概論。徳川時代商業叢書。横井時多、日本商業史。菅波貞風、大日本商業史。日本經濟叢書。内田銀藏、日本經濟史の研究。(以上著書)

三田學會雜誌第十一卷及び第十八卷、經濟論叢第六卷六號。國家及國家學第四卷六、七、八號第六卷七、九號。

中央銀行通信錄一二七、一二八。早稻田講演一卷七、八號。(以上雜誌論文)

第二章 備前岡山の藩札

緒言

米遣ひの經濟を基調とする徳川時代も、その流通經濟の發達するに及び、貨幣制度が著しく發展した。殊に紙幣の發行流通が急に増加し、各藩は固より寺院等も各々紙幣を發行した。之を全國的に通算すれば實に莫大の金額である。然かも紙幣發行に關する施設方法等につきてその機宜に適しない策を施したので、經濟界を混亂せしむる事甚しく恐慌頻繁に襲來し、經濟知識の乏しき一般民衆は多大の損失を蒙るを常とした。故に貨幣特に紙幣を中心としてこの方面から當時を観察すれば、その社會生活の一斑を覗ふ事極めて容易である。從來徳川時代の經濟史研究といへば主として幕府の領内に關してであつて、各藩の事情は漸く最近に至つて少しづつ、研究せられて居るにすぎぬ。そして幕府は紙幣を發行しなかつたので、徳川時代の紙幣を研究せんとせば、即ち各藩の紙幣を取扱ふの他ない。然かも之が論著は私の寡聞を以てすれば甚だ稀少である。當時の社會生活を常に脅かしたこ

の幣制問題を研究する事は最も緊要の事と思ふ。之れ私が本稿を成す第一の理由である。

更に徳川時代の紙幣を通じて、當時の人々が貨幣に對して一體如何なる思想をもつて居たか、名目主義的に考へたか、或は金屬主義的に見たかをも覗ふ事が出来るし、又ある意味で如何にも爲政者が巧妙な策をとつて居た事も明かとなる。現代の進んだ貨幣政策と思はるゝ事柄でも、實は已に徳川時代に行はれて居たり、或はその思想的萌芽を胚胎して居た事を看取するであらう。當時の貨幣の見方、理論の傾向を探索しようといふのが本稿第二の目的である。

次に各藩は夫々独自の財政經濟を營み、貨幣政策、金融政策、財政々策等を樹立して居たのであるが、之等の諸政策が如何なる條件を必要としたか、どんな場合に成功したか或は失敗したか、その影響如何を研究する事は、應て現代の經濟政策の樹立の上にも多少の意義を有すると思ふ。私が本稿をものする第三の理由は即ち之れである。

云ふ迄もなく本研究は備前一國及少數の飛地を治領する所の岡山藩の藩札に限られて居る。併し岡山藩は中國有數の大藩であり、當時の經濟中心地たる大坂と緊密の干係を有し、且つ特筆すべき種々の經濟的施設をなした國である。その藩札を研究する事は、應て他藩

の藩札を推論し或は研究するの資となるであらう。明治十六年に出た大日本貨幣史（新版本庄博士校訂、大正十四年刊行）は極めて大部のものであり、その藩札部には各藩の藩札事情を収載するも、考證必しも正確ならず、尙多分に推敲の餘地があると思はれる。矢張り各藩につきて根本的資料に基き之を研究するの外はない。この意味に於て私の勞作は敢えて徒爾ではないと信ずる。而て本稿は成るべく藩札の本質を概念的に考察するに力め、編年的に記述するを避け、資料を一旦分解して更に之を組立てる事とした。故に豫め藩札の沿革を略記してそれから本編に入るであらう。

第一 岡山藩札の沿革概観

岡山藩の藩札につきて最も古くものに見られたのは、備藩典刑第四卷に収載せられたる寛文十年八月三日の藩札流通規定である。併し乍ら他の文献には當時藩札の流通せし事を推すべき資料なきのみならず、藩札發行に關して町年寄が再三藩政府と交換せる目論見書に徴するも、寛文十年の規定は單なる計畫にすぎぬと思ふ。故に私は岡山藩に於て初めて藩札を發行したるは延寶七年六月とす。その前年計畫萬端が整つたので俣野善内及び井上

藤助の兩人を札遣上奉行に任命した。岡山藩が何人の發案によつて藩札を發行せしかは明かでないけれども、町年寄の主張が興つて力があると思ふ。當時は尙ほ津田永忠が存命中であつて力をつくして藩政に力めて居た頃であるが、彼は直接何等の關係を有しなかつた様である。彼は恐らく藩札發行に反對して居たのであらう。尙ほ岡山藩札はその獨創に基くものに非ずして、姫路及び福山の制度に倣つた事實は文献の示す所である。故に岡山藩札を以て福井藩札の次に古き歴史を有すとすることは多少議論の餘地を存す。

かくして延寶七年早々、銀札製造御用掛なるもの八名を選任し、他に一人の紙漉場、方を設けた。櫻木某の屋敷を以て紙漉場となし、正月二十八日俣野井上兩人の屋敷を以て藩札製造場とした。同月晦日淀屋三郎右衛門、高知屋庄右衛門の二人が札元に任ぜられ、その骨折料として一人二百俵宛を受け、下役人は右兩人の裁判にて召抱へる事となつた。次で二月二十一日京都より判形印工惣左衛門弟子五人を呼びよせ、更に四月その補充として三人を雇ひ、五月二十八日に至つて完成したので夫々歸京した。之より印刷に着手し六月九日迄に出來せし銀札の數は黒印札百四十一萬七千六十三枚、朱印押懸札六十八萬千三百枚、銀高にして五百二十一貫五百目である。併し乍ら之を直ちに發行して流通せしめたも

のではないらしい、その實際に行はれたのは九月以後の事に屬す。即ち九月二日附を以て藩札通用の規則を發布し、金銀の通用を禁じ専ら札遣によるべきを命じた。別項に於て藩札の本質及び流通方法を論ずる際に必要であるから、茲にその全文を掲げて參看に供す。

一、札賣買の事銀百目持參仕札百一匁可請取、札百二匁持參候時は銀百目可請取、尤銀札共に多少有之時は取遣歩合右の可爲割符事

一、岡山在々共札遣に被仰付上は御家中末々町在々共諸色賣買の儀少にても銀取遣仕候はば賣手買手共に急度曲事に可被仰付事

一、御藏入給知共年貢米麥大豆共代銀にて拂申分は札にて請取可申候、相場の外に札歩合代銀百目に付二匁相添請取可申候並諸運上も札歩相可爲同事

一、御藏並御家中共拂米麥大豆其外俵物速と札賣に仕右の通札の歩相相場の外に出候様に被仰付事

一、札賣買にて仕候儀停止の事

一、他國の者諸事賣買に參り候はゞ宿主肝煎札買遣候様に被仰付事、縦ば隣國より其日歸りに賣買に參り候共銀にては一切取遣仕間敷事

- 一、旅人諸奉公人懸通の儀は各別に候間銀にても取遣候様に被仰付、但一日共逗留仕候者は宿主肝煎札買せ銀遣仕間敷事
- 一、小判一分兩替の儀各札にても銀にても可仕候、尤金子にて札の外買物一切仕間敷事
- 一、銀遣の儀は二分迄は札有之上は、札二分より下錢遣に被仰付事
- 一、損札の儀は札一枚につき錢二文宛持參仕候は、新札に替遣可申事
- 一、札場銀包の事十匁より上は包に仕十匁より下は手包にても相對にても取遣仕候事
- 一、札包の事札百枚より上は包に仕百枚より内は相對に可仕事
- 一、札賣買下にて仕候儀御法度に被仰付候上は岡山計に札場被仰付候ては御國中札手間可仕候間或は牛窓下津井片上作州境備中地領境に札場可被仰付事
- 一、借銀返済の儀も札拂に被仰付候前廉より借來りの分は札歩相添可遣事、尤此以後借銀取遣の儀は歩相有之間敷事
- 一、御銀奉行手前にて御用に遣候札賣買御家中同事に被仰付候事
- 一、江戸御供御留守番用意銀路銀駄賃並方々御使者路銀文御初尾御褒美銀被遣銀共に前々の通銀渡にて被仰付事

- 一、御家中男女共に銀給の分は札にて可遣事、但只今迄銀給取來候分は札歩相添可遣事
- 一、似せ札仕者於有之ては其身は不及申一類共に罪科に被仰付並五人組共曲事に被仰付事

一、若し他所より似せ札持參仕者有之は其者押置早々奉行所へ注進可仕事

然るに寶永四年十月に至りて幕府は岡山藩に對してその藩札發行を停止すべき旨豫告した。理由とする所は、地方によつて紙幣の流通せる所と然らざる所とがあるもので、一般に貨幣流通上好ましからぬ結果を生ずるといふに在る。而てこの通告の達したる日より五日限りに札遣を停止せしめた。惟ふに幕府は元祿度に於て改鑄したる惡貨及び當十大錢の通用し難きを虞れ強いて之を通用せしめんとの意圖に出たものであらう。そこで藩政府は已むなく金子と引き替に藩札を回收する事とし、各人をしてその所持する銀札を二三日中に書出さしめ、且つ過渡の方法として札、銀の併用期間を定めると同時に各地に廢札の旨を布告した。十一月六日より銀札引替を開始し、十二月十二日札通用及び兩替を全然停止した。この突然なる札通用停止が諸方面に如何なる影響を及ぼしたか、政府は完全且つ公平に引替を了したかにつきては知る可き資料がない。併しこの二十九年間は、多少通用規

定に違反するものもあつたけれども、札の流通は大體に於て圓滑に行はれ、札元が準備銀を他に轉用して引替不能に陥り醜態を暴露するが如き事はなかつた様である。私はこの期間を以て岡山藩札發行の第一期と名ける。

第二期は享保十五年十一月を以て初る。同年幕府は従前藩札を發行せし所に限り、幕府の許可を得て再び藩札を發行する事を承認した⁽¹⁾。茲に於て十一月一日より銀札通用再開の旨を布告し、十三日より晦日迄に岡山榮町の札場に於て順次引替をなすべき事、十三日より晦日迄は金銀錢、藩札入り交り通用の事、十一月一日より全然金銀通用を停止すべき由を令した⁽²⁾。

その後兩三年は藩内辛じて康きを得たるも、享保十八年三月に至り藩札は終に破綻を生じ、札場は引替を停止せざるを得なかつた⁽³⁾。蓋し藩内の收穫激減して政府の出費著しく増加し、その急を救ふ爲めに札場の元銀を費消したからである。茲に於て人心甚だ安からず、流言蜚語頻りに傳へられ、藩札に對する信用地を蕩ひ、藩札の價格は五分の一又は三分の一に低落したといふ事である。政府は應急策として一匁札に押懸判を加へ政府の責任を表明して人心を安堵せしめんと力めたるも、借銀の調達意の如くならず、引替は依然として

不可能であつたから、問題は根本的に解決せられなかつた。即ち三月十七日家中、町在、寺社に對して引替不能の理由并に應急手段につきて布告を發したが、之は幣制の瓦解、政府の無力を暴露したものにすぎなかつた⁽⁴⁾。幣制の混亂、經濟秩序の亂脈は遂に收拾する能はざる状態となつた。政府は今や拔きさしならぬ破目に陥り、あらゆる方策を講じて幣制の立て直しを行はんと努力した。併しそれは皆末葉の事であつた。一時の權宜にすぎない。單なる氣安めであつた。その源を治めずしてその末の清きを求むるものであつた、藩札の信用は終に回復せらるゝ事なく、銀紙の開きは益々増大した。嘉永安政の頃に至つてその弊極度に達し、物價暴騰し、人民の生活を壓迫した。今日と雖も「札潰れ」の語は最も悲惨なる出來事として吾人の耳朵に傳へられて居る。かくして經濟財政の混亂窮乏と政治上の鬭争とを以て明治維新となり、當時流通せる藩札は國家の債務とし、新貨幣を以て之を償還し、經濟界の秩序を根本的に治むるの外なかつた。要するに岡山藩札の第二期は經濟的恐怖時代といふべきである。

【註】

(1) 古事類苑泉貨部四四一頁には寛文十年とある。備藩典刑第四卷(京都帝大經濟研究室藏)にはその年次を記

さずと雖も寛文十年迄に制定せられたる事は明かである。

- (2) 評定留、延寶七年五月十日札遣奉行建議、岡山市史、一四一頁町年寄の建議。
- (3) 留帳及び類纂。
- (4) 評定留、延寶七年六月十日。
- (5) 法例集、延寶七年九月二日、備藩典刑に收むる所は茲に示すものと同一であるが、末尾に他の事に關する法令を記して居る。古事類苑に收むる所は少しく異なる。
- (6) 留帳、寶永四年十月十四日。
德川禁令考第六帙二七三頁。
古事類苑泉貨部四三〇頁。
- (7) 國史論纂五二四頁。
- (8) 留帳、寶永四年十月二十三日。
- (9) 留帳、同年十二月。
- (10) 德川禁令考第六帙二七三頁。
- (11) 法例集、大庄屋手記。
- (12) 提要錄。
- (13) 留帳、享保十八年三月十七日。

第二 藩札制定の動機

德川時代の大小名にして藩札を發行しなかつたものは極めて稀れである。而てその發行の動機が那邊に存するかに就きては、之を明確に記述せるものは少い。故に各藩が實際政策上に行つた所の事蹟を見て之を推すの外はないのである。小宮山綏介氏の「近代の紙幣」なる論說中には、その原因として三を擧げて居る。第一は封内に流通する貨幣の乏しうして民用を辨ずるに足らない爲め、第二は相隣れる各藩が皆紙幣を用ふるに、自藩のみ獨り之を行はなければ、藩内の貨幣が卒に隣藩の爲めに吸收せらるゝから之を防止する爲め、第三は各藩の經濟漸く窮したので農民に課し商賈に借りたけれども之も遂には梗塞して所要を辨ずるを得なくなつた爲めに、望ましからぬ事と思ひ乍ら必要上己むを得ず札を發行するに至つた、そして第三の理由が最も根本的のものであり、且つ十中八九は之から發したものであるといふ。此の所謂第一の理由はある程度に首肯せらるゝ所であるが、第二の理由は一見不可解の如くであるが、之が事實問題につきては「諸家領通用銀札一件控」の中に詳しく述べられて居る。その概様は經濟論叢第二十三卷第五號に述べてゐた。第三

の理由は尤の事であるが、紙幣を發行する事によつて何故に財政需要を充足し得たかを明かにされてゐない。尙ほこの外の理由として、硬貨のみによる流通經濟には種々の不便あるが故に、紙幣を發行せし事も理論上考へらるゝ點であるけれども、當時の事情としては硬貨のみによつてもさして不便なきのみならず、當局も紙幣を以て寧ろ不純のものであり、可成避くべきものであり、その發行は己むを得ざる必要の害惡と考へて居た様である。併し岡山藩の爲政者は必しもさうでなかつたと見えて、紙幣廢止の意志を有せず、殊に國內に於ては紙幣にて充分に事足るべきを信じ、只對外的の決濟には正貨によるの外はないとの思想を覗ふ事が出来る⁽¹⁴⁾。乍併岡山藩が藩札を發行せし根本原因は、小宮山氏や淺見綱齋の道破せるが如く財政窮乏を救ふが爲であつた。即ち岡山藩は藩札を發行するに當りて先づ金銀錢の流通を嚴禁し、取引を行はんとすれば豫め藩政府の定むる札場に金銀錢を持參して藩札と引き替へ、然る後之を以て決濟せしむる事とした。従てある一定の期間は政府は人民より無利息にて借銀をなすの結果となる⁽¹⁵⁾。又一面には、政府は人民の持參引替へたる金銀は當然之を保持すべきであるのみならず、市場流通額はその引替銀と一定の比率を保たしむべきであるが、實際に於ては自己の必要に應じて藩札を濫發し、之れ丈けでも發行

額と準備銀との比率を不良ならしめたと思はれる。現に政府が最初に不始末を暴露した場合の如きは元銀を轉用した事に基因するのである。政府は藩札を以て御國寶など、いひ乍ら自らその國寶を冒瀆したのである。尙ほ岡山藩札の發行につきては町年寄が利を得んが爲めに計畫された形跡がある。惟ふに當時政府が財政窮乏を告げて居たので、一つには之を救濟し、二には町年寄が多額の金額を支配せんとの意圖を有せし事は、岡山藩札發行に對して重大の動機をなすものであり、且つ岡山藩札の一特徴をなすものである。延寶二年以來兩三年に互つて隣藩の幣制を調査し、之を町奉行に請願して居る事實に考ふるも、町年寄を考慮の外におく事は出來ない⁽¹⁶⁾。

紙幣濫發及びその改廢は紙價の暴落となり、所持者は不慮の大損失を被つた。之は世界大戰後に獨逸政府が紙幣の洪水を惹起せしめ、公債を殆ど無價値のものたらしめ、以て不知不識の間に公債所有者に對し租税によらずして負擔を轉化したと同一の結果を生じて居る。併し岡山藩政府が初めより斯の如き機微を洞察して藩札を制定するに至つたか否かは視ひ知る事は出來ない。

(14) 國史論叢五三〇頁。

(15) 淺見淵齋、識別錄（日本經濟叢書三卷二四三頁）。安政元年十一月五日の觸、留帳、大庄屋手記。

(16) 海保青陵、米升小談（日本經濟叢書第十八卷三六二頁）

(17) 岡山市史百四十一頁以下。

第三 藩札發行の組織及び方法

イ、藩札發行の組織

藩札の發行を統理する最高の役人は札遣上奉行と稱し、延寶六年十二月初めて任命せられた。之は藩札發行に關する一切の事務を執掌監督し、藩の最高機關たる評定席の指揮を受けた。その下に銀札の札奉行二人、銀札の銀奉行二人あり、前者は藩札の發行を司り、後者は引替準備金の出納保管をなすものにして、相互に牽制調節せしめんとしたのである。又各札場には札場奉行その他の諸役人、銀見役等があつた。尤も年代によつて役人の名稱や人數に多少の異動はあつたが根本的に變改されなかつたようである。只享和元年に至り札場の組織改革に際し、藩の財務を總轄する所の作廻方の直屬とし、札場奉行が實權を握るに至つた⁽¹⁵⁾。

岡山藩に於ても他藩と同じく札元なるものをあいた、札元は町年寄之に任じた、蓋し町年寄は富裕にして信望あり、且つ經濟界の事情に通じてゐるからである。政府の役人と雖も理財の事に干與するものは専ら算數の道に長じたるものが多いけれども、人民と接する機會なく、經濟界の變動、人情の機微を先見洞察する事困難であるから、札元なるものは藩札發行の爲めには必要缺ぐべからざるものである。又一つには、藩札に對する責任を札元に轉嫁しうるのみならず、金銀の不足を生ぜし場合之を調達する上にも何かと好都合である。町年寄が初め札遣を提案せし時は全部五人が之に就任し度き旨を述べてゐるが、第一期には淀屋高知屋の兩人が任命せられた。第二期には總年寄和田屋、久米屋が札元となり世襲した。札元は一定の役料を受け、自己の計算に於て下役を雇用した。然るに藩札の流通困難となるに及び、寛政元年新札發行と同時に札元の名を廢し町年寄五人を銀元（又は銀元爲替御用）に命じ、一人宛一年交替に大坂荷物爲替御用となり準備銀の調達をなさしめ、且つ從來の札元の役をなさしむ。然るにこの銀元の制度は久しからずして弊害を生じ、幣制を一層混亂せしめたので享和元年以後著しくその權力を殺がれた様である⁽¹⁶⁾。

藩札と金銀とを引替へる場所を札場とす。札場は交通の要衝及び商業の中心地に設置す

る事とし、岡山榮町の札場を以てその本場とす。札場数は時によりて増減せられたるも、岡山藩内に九ヶ所、備中領内に二ヶ所あるを常とした。赤坂郡周匝村、邑久郡牛窓村、奥津高郡金川村、和氣郡片上村、兒島郡下津井村、同小串村、奥津高郡建部村、備中淺口郡鴨方村、同西阿知村之れである。札場の数の少い時は取引上支障をするので地方民は屢々増設を請願した。藩札の引替困難に陥つた場合には札場を閉鎖し、地方民は至大の不便と損失とを蒙つた。

□、藩札發行の方法

徳川時代に於ては各藩はその藩札を發行するに當り、幕府の特許を受けねばならなかつた。特許期限は二十萬石以上は二十五年、二十萬石以下は十五年と定められた⁽²⁾。各藩は期限満了すればその都度理由を具して二三年前に許可を申請するを常とした。岡山藩も亦この法に準じたのである。藩札の發行額は必ずしも之を豫め幕府に報告するの要はなかつたけれども、時に發行額の調査報告を命ぜられた事もある。

藩札發行に際して最初より一定の準備銀を整へて兌換の基礎を堅めたるが如き事は、殆ど一度もなかつた様である。蓋し藩札發行の目的が己に述べたるが如く、人民より金銀を徴

收して藩の財政窮乏を救はんとするにあつたとすれば、當時の事情に鑑みるも之は思ひ及ばぬ所である⁽³⁾。尤も藩札制定に關して町年寄が町奉行に上申せる諸記録によれば、最初千貫目を發行し之を兩替して得たる銀子の内、七百貫を政府に納め、残る三百貫を札元に留めおきて兌換に充てんといひ、或は發行額を四千貫に増加し、その引替銀の半額を納めようと計畫した⁽⁴⁾。實施後に於て幾何の銀を政府に納め、引替準備金として何程を札元の手に留めたかは全然不明である。享保以後引替不能となつた原因が政府が元銀を轉用せし事に存するを見れば、殆ど元銀を準備してゐなかつたものと思はる。現銀の代りに米爲替を發行して引替をなした事もあるが、之は一時の窮策にすぎない。他藩に所謂米札——幕府の禁をもぐる爲めにその名のみ米札にして實は銀札の場合もあつた——とは余程その性質を異にする。要するに藩札の發行額には一定の制限もなく、引替準備と藩札發行額との間にも一定の比率を定めて居ない。當時の藩札は之を紙幣といふよりも、辨濟期日の不定なる債權證書といふべきである。他藩の藩札に屢々「銀預り證」等と記されて居るのは、この邊の消息を有力に物語るものである。岡山藩札にはかゝる文句を印せられて居ないが、その本質は少しも異ならないと思ふ。

ハ、藩札發行費用その他

七〇

藩札發行には如何程の費用を要したかといふに、延寶八年八月の記録によれば、銀札出來高五千五百貫に對して、費用百五十貫五百九十四文目、千貫目に付二十七貫八十六文目余の割合である⁽²³⁾。其の後この種の費用は少しも示されて居ない。

更に藩札發行初期の記録には、百目以上の銀札は包にて通用せしめ、百目以下は當事者双方の合意にて如何様とも使用せしむる事とした旨がある。札包は藩の特許せるもの之を行つた。當時包屋助兵衛なるものあり、信用あつきを以て助兵衛包として世評のよかつたものである。札包には銀百目につき一分五厘又は一分の包料をとつたといふ⁽²⁴⁾。その後札の使用は包によつたか否かは明かでない。

札を損じたるものは札一枚につき二文を添へて差出し新札と引替へる事とした。藩札の贋造は固より堅く禁ぜられた、押懸判の如き贋造防止の爲めに加へられた場合が屢々あつた。藩札が暴落しつゝある時には之を贋造するも引き合はぬから、かゝる愚をなす者はなかつたが、押懸判は短時日に施さるゝを常とするが故に、往々にして期間内に之を受くる事能はず、且つ押懸判は極めて簡單なる爲め、押懸判の偽造をなすものは多々あつたと思

はれる。

- (18) 留帳、享和元年十二月十九日。
- (19) 留帳、享和元年十二月十九日。
- (20) 留帳、日記、文化十二年十二月十九日。
- (21) 德川禁令考第六帙二七四。
- (22) 今田知二、徳川時代の紙幣(同志社政治経済学論叢一卷一號二二八頁)
- (23) 岡山市史一四二頁。
- (24) 留帳、延寶八年閏八月十日。
- (24) 評定留、延寶七年五月十日。

第四 藩札の種類及び流通額

イ、藩札の種類

延寶八年侯野井上兩奉行より「銀札出來並諸事入用共書付」として上申せし覺書によれば、一文目札を最高とし、五分札、四分札、三分札、二分札の五種が發行せられた。而て

一匁札の数が最も多く、額面の小となるにつれて枚数が漸減して居る。享保十五年再び藩札の發行せられた際にも矢張り右の五種があつた。尙ほ十匁札にして享保十五年の日附を有するものがある。之は札の上部に丸龍の紋があるので世俗に丸龍札と稱せられて廣く行はれたが、實は天明八年に新札の發行せられた際に初めて出たものである。札に記さる、年月は必しも當該藩札の發行年月を示すものではなく、藩札發行の最初の許可年月を示されて居るにすぎぬ。従つて二分札、三分札の如きも後年發行せられたものはその形狀を異にするも、尙ほ享保十五年の日附を有す。

その後藩札の流通が攪亂せらるゝに及びて、之が改廢が屢々起つた。例へば安政二年には押懸判なき十匁札の上部兩隅を切りおとして一匁とした。之を耳切り札といふ。次で安政六年には五分札を廢して一分札に減價せしめ、且つ耳切り札の通用を禁じた。大日本貨幣史には、初め七種の藩札があつたけれども、三種は夙にすたれ、目銀札を錢札に改鑄した、明治維新の際には錢一貫文札、百文札、三十文札、十文札の四種があつたと記されて居る。併し錢高によつて表示された札の發行せられた事はない様であるから、惟ふに錢一貫文銀十匁換に計算して、舊札を表示したものと思はれる。

□、藩札の發行額

藩札が最初に發行せられたと思はるゝ延寶七年六月の報告書によれば、六月九日迄に、札數二百〇九萬八千三百六十三枚、銀高にして五百二十一貫五百目を製造した。更に引きつゞき製造して十二月九日迄に札數五百七十一萬七千七百萬、銀にして三千四百〇一貫二百五十目となつた。之を以てさし當り流通上充分であつたので、十五日より印刷を中止し、年が新まつて再び製造する事とした。その後の印刷額及び發行額は之を各年につきて見る事は出來ないが、その文獻に遺れる所を擧げ以て流通額變遷の狀を示すであらう。

札名	年次	延寶七年春より 翌年秋迄	天和元年 四月十日	天和元年 六月晦日	天和元年十月十日	享和三年九月五日
一匁札	枚數	三、八六六、四〇一	—	—	四、五三四、四六八	二、二九八、〇〇〇
	銀高	三、八六六、四〇一	—	—	四、五三四、四六八	二、二九八、〇〇〇
五分札	枚數	一、五四五、一八〇	—	—	一、五二六、八五〇	一、〇二九、六〇〇
	銀高	七七二、五九〇	—	—	七六三、四二五	五一四、八〇〇
四分札	枚數	八六一、二二九	—	—	八七三、三七〇	一、一九二、五〇〇
	銀高	三四四、四九一、六	—	—	三三〇、九八五	四七七、〇〇〇

三分札	枚數	八二九、一九七		八〇八、八一八	一、四三六、九〇〇
	銀高	二四八、七五九、一		二四〇、六二二、四	四三一、〇七〇
二分札	枚數	八三一、三五三		八〇二、八〇七	一、二八九、〇八九
	銀高	一六六、二七〇、六		一六〇、五六一、四	三三七、八一七、八
合計	枚數	七、九三三、三六〇	八、六二〇、二六〇	八、六二〇、二六〇	七、五四六、〇八九
	銀高	五、三九八、五二二、三	八、〇八五、〇二二、三	八、〇八五、四一二、三	七、五一八、六八七、八

(内十匁札三十萬枚を含む)
(内十匁札三千貫を含む)

七四

退札 六、三七九、二六六^貫 一〇、五八九、二六六^貫 一一、六八二、八九九^貫、七
戻札 四、〇九七、五六〇、九 八、二〇四、四七一、五 九、一三一、二二〇、四
差引 二、二八一、七〇五、五 二、三八四、七九五、三 二、五五一、六七六、三 七、五一八、六八七、八

右は印刷と發行額とが明に區別されてゐないし、且つ數字が必しも正確とはいへない。享和三年の數字は幕府の命によつて岡山藩が勘定奉行に報告せし藩内銀札流通高であるが、その他の數字は印刷高を示すものであつて、流通高としては退札と戻り札との差額を見ねばならぬ、若し退札を以て流通高とするならば第一期の流通高よりも、濫發時代たる第二期末の流通高の方が少い事になるから、之は到底考へられぬ所である。退札數とは一

且市場に出されたもので發行額に相當し、戻り札とは札場に兌換せられて札元が回收した札である。故にその差額が現に市場に流通して居るわけである(註)。第二期に於ては退札戻り札の割合を見る事が出来ないけれども、第一期につき見れば兌換率は相當の額に上つて居るから、藩札の信用は良好であつたと思はれる。

明治初年に舊藩札が償還された際には、札數二千六百四十一萬三千九百九十八枚、その錢價一千百〇三萬五千三百八十五貫であつた。之は錢價調錢十貫文の割によつて定めたものである(30)。之丈の藩札は流通額か又は政府や札場に存せしものをも合するの明かでないが、今之を金一兩、銀四十匁、錢十貫の割にて銀高に換算すれば、四萬四千一百四十一貫余となる。發行額又は流通額何れにするも、藩札發行以來著しき發行額の膨脹を來したものとはいはねばならぬ。

(註) 退札及び戻り札の如何なる性質のものなるかに就きては尙ほ多少の疑義を生ずるも、之を發行札、兌換札(又は回収札)とし、その差額を以て札場の手をはなれて現實に市場に流通せるものと解しておいた。指引差額の説明の所に、「是は(差引殘額)御藏又は所々札場に御座候」とあるは甚だ解し難い所である。(31)

(25) 留帳、延寶八年閏八月十日。

- (26) 大日本貨幣史(校訂版)第四卷藩札部四〇六頁。
 評定留。
 (27) 評定留、延寶七年十二月十日。
 (28) 留帳、評定留になる。
 (29) 大日本貨幣史(校訂版)第四卷藩札部四〇六頁。
 (30) 評定留、元和元年六月晦日。
 (31)

第五 藩札の通用力

岡山藩札の通用力即ち社會の之に對する信認の程度がどうであつたかを述べるに先だち、先づその通用範圍を説き、更に如何なる事情によつてその通用力を減退するに至つたか、その結果は如何になり行いたかを略述するであらう。

イ、岡山藩札の通用範圍

一般に徳川時代の藩札は信用薄弱であつたのみならず、鎖國的精神に支配されし爲めその通用範圍は多く一藩限りであつた。近接せる隣藩特に小藩は大藩の札を使用した場合も

あつたけれどもその例は餘り多くない様である。岡山藩札は次に述べる様にその通用力常に變動せしを以て、他藩の人々は之を使用する事によつて不測の大損失を被つたに拘はらず、尙ほ相當に藩外に通用したらしい。作州方面でも可なり流通し、又備中方面は岡山藩の飛地領所があり、且分藩鴨方領があつたので、随分岡山札が流布して居た事は、幕末の頃岡山藩が無謀なる紙幣の濫發をなした結果備中領地の百姓が困窮したので之が爲めに案出せられた救濟案中に記さるゝ所により、明に之を觀取する事が出来る⁽³¹⁾。併し原則として岡山藩札の通用範圍は備前一國、備中飛地及び鴨方領内とす。尤も文政以後鴨方藩は幕府の許可を得て獨立の藩札を發行したといふが⁽³²⁾、その際岡山藩札か全然通用しなくなつたか否かは明かでない。

ロ、藩札通用力の基礎

己に述べたるが如く岡山藩札は引替準備銀を充分に保有するのではないから、政府の信用と権力との大小によつてその通用力は決せられた。而て政府の藩札に對する態度は極めて不眞面目であつたので、藩札を改廢しない事や、直下げをしない事につき多くの訓令を雨下したけれども、到底人心を安堵せしむる事は出来なかつた。故に殆ど唯一の通用力の基礎

は政府の権力による通用強制であつた。即ちその藩札を發行するに方りては、先づ藩内に於ては金銀の通用を嚴禁し、只藩札の最小なるものが銀二分札なるを以てそれ以下の取引につきてのみ錢を使用する事を認めた。故に人々が二分以上の取引決濟をなさんと欲せば、岡山藩内に於ては必ず先づ金銀を札場に持參して之を札に引替へねばならぬ。又他國との商賣によつて儲けたる金銀は直ちに之を引き替ふべきを定め、他國の者が岡山領内にて取引する場合にも銀を使用せしめなかつた。この掟に違反するものは之を重科に處すべき旨を定むるも、その威令がどれ丈け行はれたかは疑問にして屢々之が禁令を實行すべき事を命じて居るのを見てもその程度が察せられる。農民達は必しもさうではなかつたらしいが、商人問屋の類は藩札の信用を洞察しうるが故に、之を危険なりとして金銀を使用した場合甚だ多かつた様である。

藩札と銀貨との間には初めから一定の開をつけてある。即ち銀百目を札場に持參する時は銀札百一匁を受取り、銀札百二匁を持參する時は銀百目を受取ることにした。これは政府にとつて極めて有利な引替率であつて、人民が一旦銀を持參して札を受取る時は、後再び之を銀に引替へんと欲せば直ちに一匁を失ふ事となるから、札の戻りを減少せしむる事

となる。之と同時に札買買は札場のみにて之を行ふ事とし、巷間に於て札を自由に賣買する事を禁じた、蓋し之によつて銀紙の開きを公率以上に大ならしむるを防止しようとしたからである。然るに政府は引替元銀を消費して藩札を殆ど全く不換紙幣たらしめておき乍ら、尙ほ公定比價を強制しようとしたけれども、經濟の理法は政府の権力を以てするもよく支持する事が出来なかつた。政府は之が嚴禁の令を度々下したけれども行はれず、遂に大勢に順應せざるを得なくなり、所謂掛札の制を設けその日の兩換率を札場に發表する事になつた。併し市場の自由相場は掛札相場に比して高低の度著しく且つ常に下値であつた。

更に藩札の通用力を確保する爲には、藏入及び給知共年貢米麥大豆の收納にして代銀によるべきもの並に諸運上は銀札を以て之を支拂ふ事をうるものとし、又藩庫、家中の拂米麥大豆その他の俵物も札賣と定めた。借銀の返済も家中男女の給料も札拂とした。併し之等の場合に於ても矢張り公定の銀紙の開を附けた、例へば銀札を以て年貢、運上を支拂ふ場合には打歩二匁を附して支拂ふを要し、他の場合にも之を準用した。尤も最初から札拂の定である場合には勿論打歩をつける必要はない。かくの如く藩札通用力の基礎を定めて

居るけれども、その根本的條件を欠きしを以て遂にその通用力が破壊せられ、收拾すべからざる混乱状態に陥つたのである。

ハ、藩札通用力の破壊

岡山藩札發行の第一期に於ては引替が可なり圓滑に行はれ、引替の停止をなすが如き窮状を暴露するに至らない間に、日本全國に亘つて藩札の發行が禁ぜられたので事なきを得たのである。然るに第二期に入りては、已に藩札發行停止中に藩の財政一層不健全となつて居たので、その再び發行せられて以來政府は引替準備銀に手をつけて居た。而て遂に天災地變の襲來と共に藩札引替の薄弱なる事が知悉せらるゝや、藩札所持者は銀引替の爲めに札場に殺到し、政府は引替停止を宣言し、藩札通用力は茲に全く破壊せられた。更に引替不能に關聯して、後には屢々藩札の改廢又は値下げを突如として斷行したので、その通用力は益々減退するに至つた。然らば一體何にが故に引替不能に陥りしや、又如何なる手續によつて引替を停止したかを次に略述するであらう。

政府が初めて銀札の引替を停止するに至つたのは享保十八年三月のことである。その原因は數年來財政状態甚だ不良であつたに加へ、前年度に於て虫害の爲め收穫稔らず、人民

は年貢を納める事が出来なかつたので、政府は國費に窮し京坂の資本家に金融を求めたるも調はなかつた。茲に於て已むなく作廻方は一時的策として札元の元銀を融通消費した。引替準備銀拂底の流言巷間に傳はり、引換請求甚しく増加し政府は遂に之に應ずる事が出来なかつた。そこで岡山榮町、下津井、牛窓、片上の札場を除く外、他は皆閉鎖し、地方三札場に於ても一日一個所七百目宛を引替へるといふ有様になつた⁽³³⁾。三月十七日銀札引替停止の布告を發し、家中、町在、寺社に訓令した⁽³⁴⁾。その一例として家中への布令を示し、當時の有様を推すの資となさん。

去暮より札場へ入札多く候處別て當正月より大分の引替にて候へ共此節迄は無滯候處去年御領内御損亡其上御借銀御心當違飢人御救も御手合不申に付無據札場元銀取欠ぎ候故當時引換必至と差支候依是御家中在町共延置御借銀調次第連々に引替候埒に申談置當分銘々作廻の品は別紙二通の通に候江戸へも委細此度申上候間追て御下知可有之候

御家中へ先御引替候銀高

一、知行高百石に付き

二百目宛

一、御切米拾俵につき

二十目宛

一、御扶持方十人につき

百十匁宛

右之通には候へども當時御有銀少く候間右書付の内先此節四分の一御引替残る分は御借銀調次第引替候様に可申談候、右四分の一引替の日限追て可申達候

覺

一、札引替延居申内は金銀錢札共勝手次第打交に通用可仕候事、但金銀札相對にて兩替仕り候儀も勝手次第の事

一、質物の事、銀高の内半分は札半分は金銀錢等にて請引可仕候

一、借銀並買掛り之事 右同斷

右二ヶ條は享保十五年十一月一日より以後の質物、借銀買掛の分請引の事と可被相心得事

町在に對しても右と殆ど同様の布令を發し、「決して損は御掛け被成間敷候、其の内手末の者は其日過の事に候故、一人前一匁宛千二百人宛毎日引替可遣」と令し、寺社は家中と同一率にて引替へる事とした。併し之は事實上不換紙幣となりたるも同一にして、且つ強制通用力も失はれたわけである。布令の辭句如何にも狡猾にして人を愚にしたものである

といはねばならぬ。之が爲め商賣取引は甚しく不振に陥り大恐慌を招來し多くの商人は廢業又は身代限りを爲すに至つた。そこで遠からず借銀が調ふから、一同安堵して商賣をなす可き旨を達したるも、以て人心を安らかならしむる事能はず、秋以後は廢札となるとの流言さへ傳へられた。故に五月より己むを得ざるものに限り、岡山にては一日一人五十目以下總銀高五貫目を限り、在札場にては同しく七百目を限りて引替を行ふ事とした。廢札の流言を防ぐ爲めに八月に至つて一匁札に押懸判を加へた。年内に漸く元銀を調達し得たので享保十九年二月一日より再び引替を開始し、金銀の通用を禁じた。この際今迄引替停止の憂目にあひし人々は札場におしよせた事と思ふが、果して無制限に引替へたか否かは分らない、然るに二年の後、元文元年再び引替制限を爲し、新銀錢の改鑄を行ひたる結果形勢益々惡化した。

右の如く藩札引替の停止又は制限をなすに至つた原因は最初政府が元銀を轉用費消せしに存するも、札元が勝手に元銀を利用して不良貸付を行ひ回收不能に陥つた事も密接の關係がある。更に紙幣の濫發が引替を不能ならしめた事はいふ迄もない。政府が銀の準備を有せず又は銀と引替へに發行せられたものでない所の藩札を隨分多額に流布せしめたに違

ない事は、後年強制借上をなした際に二千貫以上に及んだ所を見れば、その濫發の程度を察するに足る。尙ほ今一つの原因は商人の投機である。商人は引替のかなり圓滑に行はれて居た頃から已に違反の行爲が多かつたのであるが、藩札か濫發せられ世間に多く流布するに及んで之を買占める事が容易となつたので、藩札を集積して之を一度に札場に持参し、藩札の信用を暴露せしめて紙價を叩き下げ、その間に巨利を博せんとした場合が屢々あつた。之に類似する現象は今日の爲替市場にも往々見る所にして、かの滿洲に於ける正金銀行の銀券と朝鮮銀行券との間に行はれたものは最も著しき例であらう。

二 藩札暴落の程度

岡山藩札通用の第一期に於ては、銀紙の開即ち銀に對して藩札の價格が下落したか否かを知る事は出来ないが、諸種の事情より推すに、公定比價以下に下落した事は先づなかつた様である。

然るに第二期に入りては殆ど常に藩札低落の途を辿り嘉永安政の頃を以てその極とす。かの享保十八年三月に引替が停止せられた際には、額面の二分の一又は三分の一に下落したといふ。又元文元年五月金銀の吹替をなし、新吹の銀一貫目を以て銀札一貫とし、舊來

の銀一貫目につき札一貫五百目としたのであるから、事實に於て札は五割方の下落をした譯けである。其の後暫らく銀紙の開に關する數字を缺ぐも、天明六年に至り藩札が著しく下落し、民間の取引には打間を附して札賣買をしたと思はる⁽⁴⁾。次で天明八年には新札を發行して舊札と引替へたが、引替率は新札に對して舊札は四割の割であつた。同年十二月札及び金銀の併用を許し、引替未了の古札をも通用せしめた⁽⁵⁾。

嘉永安政の頃、國事多端なるに加へて地震その他の天災が屢々あつたので、多年鬱積せられて居た禍根は遂に大恐慌を襲來せしめ、藩札暴落は實に慘憺たるものであつた。今「手鏡」と稱する當時の世相を記したる書物によつて、札の暴落物價狂騰の有様を示さう⁽⁶⁾。嘉永三年五月には金一兩に對し銀札八十匁（金銀の比價は純分であれば金一兩につき銀四十匁を平價とす、尤もその頃の新吹銀は五分方純分量を減ぜられて居た）であつたが、同年七月には九十匁に下落し、大阪鴻池の手代岡山に來り商議を初めたので人氣稍回復して七十八匁に持て合ひ、翌四年には七十匁前後を往來して六年に至つた。然るに五年には大洪水あり、六年には五月より八月にかけて少しも雨降らず、爲めに百匁内外に下落した。嘉永七年即ち安政元年二月には備前藩の兵士は房州沿岸警備の任に就き、その他多大の出

費を生じ財政窮乏せる際に、不幸六月には關西一般の大地震となつた。即ち安政元年二月以降の藩札低落の有様は、二月百二十匁、六月百三十匁、七月百三十五匁、八月百十匁、九月札場掛札百三十五匁、町方取引百七十二匁、十月中旬百六十六匁、同末日札場掛札二百四十六匁、町方取引三百五十匁である。更に十一月二日には掛札二百九十六匁六分、町方取引五百八十匁に下落。この夜再び大地震あり、その翌日には掛札三百六十九匁六分、町取引朝六百匁、晝五百五十匁、夜五百三十匁。五日の町取引五百七十匁となつた。之と共に物價暴騰し例へば大根一本一匁、玄米一石五百六十匁となつたといふ。經濟界混亂の狀は之を以て推察するに難くない。殊に銀札を十分の一に減價するの命を發し、十匁を一匁新札と引替へ、以下之に準して引替へた。士民驚いて札場に殺到し大混亂となつたが、その最中に又も地震あり、斷續數日に及んだので取引は全く休止せられた。先年マルク濫發時の獨逸伯林の銀行や兩替屋の門前の様を眼のあたりに見るようである。

十一月五日の緊急布令は大いに人民を驚かしめたけれども、之は他面に於て債權關係を三年間停止せしめる等の諸種の救濟策を講じたので、同月末には急に紙價回復して一兩は百三匁、十二月には掛札八十四匁となりて一先づ平靜に歸し、八九十匁を前後した。翌三

年四月の掛札は八十一匁五分、町取引八十四匁にちつた。然るに同月森下町の中出岩吉なるもの一時に四五千兩——この數字の正確さは保障できないけれども、暫く手鏡の記すまゝに——を持參して投機的引替を請求したので、五月五日再び下落して百匁となり十三日には百八十匁、七月上旬八十五匁となつたといふ。安政四年には町取引約百匁、掛札八十三匁前後であつた。萬延元年四月には五分札五百十四貫八百を一匁札に摺り替へ、九月には三判押懸の十匁札（當時一匁に通用せしもの）を廢札とした。下て慶應三年兵庫港を開き幕府が開港商社を設け、多額の金札を發行せしめたる爲め、その影響にて岡山藩札も亦下落し物價騰貴した。翌四年閏四月太政官布告によつて金札製造の事を定め、石高に應じて各藩に貸與する事となつたので、紙價漸く回復するに至つた。十一月銀名目を廢して金名目となし、舊藩銀札に金札の押懸判を加へて通用せしめ、更に翌明治二年金札を改めて錢札とし、錢札八貫八百文を以て新貨金一圓、錢札十匁を以て錢一貫と引き替ふべき旨を定めた。明治四年償還の際に於ける價格は、錢一貫文札は新貨八錢三厘、錢百文札は八厘、二十文札は二厘、錢十文札二枚は二厘と定め、新政府に依て償還せられた⁽³¹⁾。

(31) 諸家領通用銀札一件の控（京大經濟學部研究室藏寫本）

- (32) 大日本貨幣史第四卷舊札部四八頁。
 摘要録
- (33) 留帳
- (34) 留帳、享保十八年五月二十日
 日記、同年八月十五日
- (35) 留帳、享保十九年正月二十六日
- (36) 留帳、大庄屋手記、元文元年四月二十三日、同五月二十三日
- (37) 留帳、享和元年十二月十九日
- (38) 留帳、天明六年三月七日、同七月晦日
- (39) 留帳、天明八年四月一日、同十二月五日
 手鏡（岡山市史一五一頁）
- (40) 留帳、大庄屋手記、安政元年十一月五日
- (41) 古事類苑泉貨部四三四頁
- (42) 大日本貨幣史第四卷四〇六頁

第六 通用力維持の對策

上來述べた如く藩札の信用地に墜ち、暴落に暴落を重ね、人々は安じて取引をなす事も出来ず、財を貯ふるも不測の損失を蒙り又物價暴騰して生活を壓迫した。政府は到底之を拱手傍觀して自然の成り行に放任しておくわけには行かなかつた。併しその採りたる對策には誠意なきものあり、却つて暴落を助長するが如きものもあつたし、多くは姑息末葉の事に屬し、根本的に解決する所はなかつた。今その諸對策を分ちて應急對策と間接對策との兩方面から略述しよう。

イ 應急對策

之には押懸判、引替準備銀の借入れ、銀の改鑄、金銀札の併用、米爲替の發行及び新札の發行等がある。

押懸判は最も屢々行はれた方策である、之には二つの場合がある。一は人民が藩札を信用しなくなると、廢札又は引替停止の危惧の念を懷くに至りて紙價の下落せし場合に、人民を安堵せしめんが爲め保障の意味で加判するのである。之は紙價維持の上に相當の効果が

あつたけれども、後には押懸判の信用もなく、押懸判をなす事は寧ろ不良の結果となつた。二は紙幣濫發した、め引替困難となつた際に、新札發行の意味で加判する場合である。従つてこの場合には押懸判なき札は一定期間以後は通用力を失ふ事として居る。凡べての藩札に短時日を以て押懸判をなす事は仲々困難であるから、之にもれた藩札の持主はそれ丈け損失を蒙る譯である。又押懸判を加へた札と引替へた場合もあつた。之は全然新札の發行と同一である。獨逸のマルク暴落時代には新紙幣が市場に出される迄に、マルク暴落物價狂騰して、印刷當時適當とせられた額面では最早小さすぎるので、更に一層大なる金額を簡單に捺印して流布せしめた事があるが、岡山藩は額面を小にした場合が多さに比して、彼我面白い對照である。

金銀の借入 之は紙價を維持する上に最も有效な根本的手段である。併し乍ら紙價下落の原因が引替の不能、金銀借入の不成立に存するが故に、この政策は事實に於て容易に行はれなかつた。引替の停止又は制限を令する際に、定まり文句として借銀調ひ次第引替を初めると述べて居るが、それは一片の氣安めにすぎなかつた。

銀の改鑄 之は岡山藩が自ら改鑄したのではないが、之を機會に紙價の維持を計らんと

し、元文元年五月金銀の吹き替をなし質量を低下せし際、銀札と同率を以て引替した。併し之は結局古銀と新銀との間に開を作つたから、古札と新札との間の開は毫も縮小せられなかつた、却て兩者の信用を減少せしめ一層幣制の頹廢を誘致した。

札銀の併用 之は引替不能に陥つた際、流通の圓滑を計る爲めに札の強制通用力を一時停止した場合の策であるが、之はグレッツシャムの法則を働かしむる事となり、物價騰貴して取引上の支障を生ぜしは勿論、紙價を維持するの效果はなかつた。銀紙の開は却て増大する事となる、尤も政府は紙幣を下落せしめ又は無價値のものとなさしむる事によつて、その負擔を免れる事が出來た。故にこの札銀併用の策は紙價維持の爲めではなく、反對に叩き下げの策といふべきかも知れぬ。

米爲替の發行 銀引替請求者に對してその希望するものに對しては銀の代りに米爲替を與へ、之によつて藩庫より米を受取らしむる事とした。相當効果のある策ではあるが、如何なる程度に行はれたか明かでない。

新札の發行 新札の發行は押懸判と略ぼ同様の意味を有するにすぎぬ。勿論之は人氣を一新し政府の責任を表明するものであるけれども、只その形態を變更したのみで根源を治

めて居ないから、舊札とその信用の度に於て異なる筈はない。殊に新札を發行する際には大抵新札に對する舊札の比價を低下して引替ふるを常とした。故に之を札そのもの、價を本質的に騰貴せしむるものではなく、只一時的に新札の値を舊札の破壊によつて支持するものにすぎない。舊札の側より見れば一種の廢札手段と稱すべきである。

□ 間接對策

その主なるものは濫發の防止、強制借上、救濟的貸付、債權關係の停止、札場組織の改革、儉約令國產消費獎勵等である。左に之を略解するであらう。

濫發の防止 之は引替準備金を豊富にする事と共に、紙價維持策として最も根本的なものである。どの程度に濫發を防止したかは明かでないけれども、かの寛保元年以來札銀併用を許すと同時に、政府の支拂には正金銀を以てし人民より政府へ拂上げには札拂でよい事にした⁽⁴⁾。之は一方に於て紙幣の濫發を防止しようと共に、札も正銀も同一の値を有する事を保障するものであるから最良の策であつた。只之が長く實行せられなかつたので再び藩札は下落し初めたのである。

強制借上 寛保二年二月、在町より強制的に千貫目宛を借り上げ、之によつて濫發せら

れたる紙幣を回収し、引替を緩和しようとした。郡代町奉行は之に着手し、在方は五六月夏物の頃迄に一千貫目を納め、月歩の利付十ヶ年々賦、毎年運上小物成その他年貢立に返済する事とし、町方は三月晦日迄に一千貫目を納め、毎年地子銀札並に小物成を以て同じく月歩の利を附し十ヶ年々賦償還の事を定めた。然るに人民はこの強制借上に耐ゆる事が出来ず、甚だ迷惑を蒙つたので、八月に至りて之を中止し、已に拂上げたものは銀に所定の利子を附して返済せられ、未拂の分は拂上ぐるの必要なしと令した⁽⁵⁾。後、天明六年七月町方取引は札銀の打間高値となり商賣困難となりしを以て、銀札二百貫目の御用を命じ、地子銀諸運上銀札を以て毎年支拂ふ事とし、町會所にてその借上銀二百目を解き三つ宛に切り、二日市の瓦窯に投じて焼却した⁽⁶⁾。更に安政の頃人民の貯蓄せる古銀札二千貫目を新開方に拂上げしめ、之と引替に押懸判札二百貫を與へた⁽⁷⁾。之は下落せる舊札を新札を以て買上げたものであるが、ある意味に於て濫發紙幣を強制的に回収したものと云へよう。

救濟的貸付 政府は新開方の有する銀又は米を人民に貸與してその生計を助け、延いて藩札引替の要求を減少せしめようとした。安政頃の文献によれば、米五萬俵無利子十ヶ年賦返上の貸付をなした⁽⁸⁾。その理由は、「此度銀札改正被仰付候付ては御郡々の内當御年貢畑

方上納必至指支難澁之廉有之趣格別に承届御郡方新開の内右之通貨遣候、大庄屋村役人共實意を以て取調第一小前難澁之者共へ精々心付遣上納手合可申候」といふにある。即ち藩札の爲めに困窮せるもの、租稅負擔力を大にし、兼ねて新札の流通を助けんとしたのである。

債權關係の停止 安政元年紙價暴落し物價騰貴して經濟界の秩序破壊せらるゝに及び、之が救濟の手段として債權關係を停止せしめた。即ち同年十一月布令を以て先づ政府の貸付けたる銀米その他一切、三ヶ年間之を取立つる事を猶豫し、新規に貸付けた銀並に永納借繼の分は利息三ヶ年半減拂とした。民間の貸借も之と同じく、「貸方より勘辯致し立用一切相休、四ヶ年目より以前の通可致立用候事、但し他所立用筋之儀は銘々相對次第の事」と定めた。之れと同時に民間より政府に銀米の拜借を申立つるも之を承け容れぬ事とした。新開方の貸付、別元銀の貸付（三ヶ年間利子のみ支拂）につきても此規定を適用した。

札場組織の改革 岡山藩の札場組織は種々缺點を有して居たと見え、寛政年中新札の發行と同時に、札場組織を改め從來二人の札元が専ら札發行に干與して居たのを廢止し、町年寄五人（後三人となる）を銀元に任じ、一切の業務を擔當せしめ、政府の役人は單に之を

監督するに止めた。之が爲め銀元の勢力次第に強大となり、奉行等も施す術なきに至り多くの弊害を生じ、延いて藩札の信用を減損せしむるの結果となつたので、大改革を行ひ札場奉行三人、下役二人をおき作廻方の直屬とした。蓋し銀元は勝手に元銀を商人共に家作を抵當として貸付けたが、紙價の下落の爲め回收不能となり、家作を取上げても賣る事も出来ず、借家人もなく多大の損失を政府に與へたからである。併しこの改革が藩札信用の回復にどれだけ貢献したかは勿論分らない。

儉約令國産消費の獎勵 徳川時代には一般質素儉約を以て最高の道德とし、之が獎勵の訓令は枚擧に遑がない。岡山藩も古くより此の種の布令を度々出して居たが、藩札問題と關聯して儉約を勤めたのは安政元年の事と思はる。即ち質素儉約によつて人々の出費を省き、從て金錢の需要を減ぜしめ引替要求を緩和せんとした。更に自國品の消費を獎勵して輸入超過を防止し、銀の藩外に流出する事を防がんと力めた⁽⁴⁶⁾。之は最近の我當局が消極政策により質素儉約を奨めて圓價の暴落を阻止せんとすると同じ趣意である。

(46) 留帳、寛保元年九月

(47) 留帳、寛保元年九月、同二年八月二十八日

- (48) 留帳、寛保二年二月十二日、同八月二十八日
- (49) 留帳、天明六年三月七日、七月晦日、八月九日
- (50) 留帳、安政元年月日不詳の觸第二項
- (51) 留帳、安政元年月日不詳の觸第一項
- (52) 留帳、大庄屋手記安政元年十一月

第七 藩札發行の影響

イ 藩の財政に及ぼしたる影響

藩札發行の動機が主として財政の窮乏を救はんとするにあつたけれども、果してよくその目的を達せしや否やを具體的に示すものはない。併し乍ら岡山藩札の發行法を以てすれば、無利子で人民より強制公債を募ると同様の結果となり。否、紙と銀との強制引替である。蓋し政府は銀と引替へられて初めて發行せる藩札の外に、自己の財政需要のまに／＼不法なる濫發をなし、而て人民の出したる銀を他に轉用して引替を停止せしめ、或は突如として札の改廢を斷行し通用力を叩きつけた事は、結局に於て政府の債務負擔を消滅又は輕減せしむるものである。即ち赤裸々なる租税によらずして不知不識の間に負擔を人民に

轉嫁した事となる。大戰後獨逸が紙幣の洪水を以て國債證券を殆ど無價のものたらしめ、國家の債務を流して人民にあびせかけたと同一の筆法である。最初岡山藩に於てはかくの如き方策に出づる事を潔しとせなかつたが、その窮するや遂に平然として之を行つた。他藩の爲政者もその巧妙なる策であるを知り、方々にこの種の策を倣ふに至つたといふ⁽⁵³⁾。去り乍ら斯くの如き方策は雖て經濟界を攪亂し、人民の租税負擔力を減殺するの弊を伴ふけれどもその收納する所のもが主として穀物であるから、その影響は少かるべく、又政府としても貨幣が下落するも實物を徵收する以上、失ふ所比較的に少いわけである。人民は紙幣の濫發によつてとに角多大の損失を蒙つたが、之を他面より見れば政府は夫れ丈利益したともいへる。併し之が爲めに徒らに煩雜なる事務を増加し、又人民の急を救ふ爲めにも屢々多大の出費を要した。故に政府は一時的には大に得る所があつたにしろ、之を長きに亘つて大局より觀察すれば必ずしも利益したとはいへぬ。

□ 一般經濟に及ぼしたる影響

銀紙の開が大となるにつれて物價の暴騰せし事は已に述べた通りである。之が爲めに物資の流通困難となり、民衆の生活を壓迫する事甚だ大であつた。殊に藩札の急激なる減價

は、債権關係に不測の變動を生ぜしめ、金融は屢々杜絶した。何となれば債権者はその貸付を回収する時は貸付當時よりも非常に購買力の少き札を受取る事となり、従て高利をとるに非ずんば到底引き合はぬので金利が暴騰するからである。殊に債権取立の禁止令の如きは最も大なる影響を及ぼしたと思はれる。質屋の如きは最も困難し、享保十八年の恐慌時には質物受け出しに對して札銀半分宛を支拂へばよい事となつたなどは、事實に於て貸銀の半分を回収し得たにすぎぬ譯けである。又安政の恐慌時には更に甚しく、質屋の廢業續出したので、從來質物流期一年であつたのを六ヶ月に短縮し、次で衣服質物利子一ヶ月一步五朱を、銀高百匁以下は二歩とし、道具類質物利子二歩であつたのを二歩五朱に改めたなどは、以て質屋困難の状を知るに足る。札の暴落によつて最も不利を蒙るものは債権者にして、之を他面より見れば、都市の住民及び所謂 Rentier 階級が最もみぢめな状態に陥る。之は最近の獨逸の事情によつて明かに斷言出来る。

自己の所持する貨幣が明日をも待たずして暴落するのみならず、之につれて一般經濟界が激變するに於ては、投機をなすに最も興味あり且つ有利な機會である。岡山藩に於てもこの時代に投機者が現はれ物資の占買札價の叩き下げをなして經濟界を益々不健全のもの

たらしめ之に乗じて巨利を博せんとしたといふ。古老の話によれば、備前境の美作に於ては岡山藩札が相當に通用して居たので、利に敏き奸商共は札の改廢又はその他の減價の材料を知るや、直に早人を立て、作州地方に赴かしめ物資の買占をなし物價の暴騰を待ちて賣拂ひ以て産をなしたものが澤山にあるといふ。又前掲銀札一件控の中にも、家老池田刑部が自己の下屋敷及び中屋敷を普請してその費用を札にて支拂ひ、その翌日札の値下げをなしたので諸職人が大に窮したといふが如きは最も惡辣なやり方である。更に領内百姓は知らぬ間にその貯へた金が十分の一になり甚しく困窮したので、遂に徒黨を組んで備前一日市川迄押しよせて來たが、大筒を放つて之を撃退したといひて、藩札濫發の弊を痛罵して居る。又藩外の人民は引替不安となるや十匁五匁札を以て、日時を費し十里以上の遠方へ引替に行き然かも空しく歸へるといふ有様をも述べてある。藩札が一般經濟に禍した事は之を以て推察出来るであらう。

ハ 民心に及ぼしたる影響

價格の變動極りなき貨幣を以てしては、到底計畫的なる生計を樹てる事は出来ない。生活の規準は全く破壊せられ、その日々の生活を以て満足するの外はない。又之を貯蓄する

も有利に運用し得ないのみならず、早晚購買力を減少するから、節儉して之を貯ふるが如きは結局愚であるとの觀念が人心を支配し、節儉の風が頽れて浪費の癖を助長するの虞がある。更に紙幣に對する不信認は延いて政府、支配者階級の眞意を疑ひ、且つその權威を輕蔑するに至る。經濟の法則、市民階級の勢力に對しては、封建國家の權力を以てするもよく之を動かす事の出來ない所以を自覺せしめた。殊に前項に述べたるが如き、武士が詐欺に等しき術策を弄するに於ては、人心自ら之に反くは當然である。財政の窮迫、之に關連して幣制の攪亂に基く民心の離反こそは、實に數百年間日本を支配せる武家政治の根柢を覆した最も有力なる破壊力であつたことは何人も異論をさしはさまぬであらう、之は唯物史觀を奉ぜざる人々と雖も承認せざるを得まい。

(53) 諸家領通用銀札一件控

結 言

以上を以て岡山藩二百年間の藩札流通の有様を大體述べ了つた積りである。私は多くの學者のいふが如く、封建時代の施設を以て何れも支配者たる武士階級の利益の爲めにのみ

爲されたるものとし、人民を省みる所少しもなかつたと偏見するものではない。私は凡べてを有りのまゝに凝視し度いのである。併し乍ら如何に純理に立ち冷靜に考察するも、遺憾乍ら我岡山藩の採りたる藩札發行政策には之を是認すべき理由を見出し得ない。當時の事情としてはこの他に施すべき術がなかつたとも云へるが、より根本的な方策によつて幣制を釐革し得なかつた事もあるまい。併し翻つて考へれば、資本主義社會の發生、之を基礎づける所の貨幣の流通と封建制度とは、その本質上相容れざるものである。合理主義に立脚する資本主義が——之は絶對的意味ではないが——益々その力を増大し、非合理主義、傳統主義の支配する封建社會を必然的に倒壞したのである。そして武士階級の作つた幣制の亂脈によつて、創設者自らが倒れたのである。

尙ほ一言すべきは、昔しも今もこの種の問題に對して同じ様な考へ方をなし、同じ様な方策に出たといふ事である。而して之が結果として現はれた現象も亦略ぼ同一である。我々が世界大戰後の獨逸に於て紙幣の濫發に基いて起つた出來事と對比して觀察する時に、殆ど符節を合するが如き觀なきを得ない。筆者は千九百二十三年より二十五年にかけて二年間を獨逸に學び、筆紙につくし難き經濟秩序の混亂をつぶさに目撃し、獨逸の前途如何

を痛歎したのであるが、我々の祖先も殆ど之と同一の苦楚を、然かも二百年の長きに亘つて體驗したのである。あれ之れ思ひ合せて經濟史的關心をうつもの甚だ切である。

第三章 岡山藩の税制

緒 言

財政が一國一藩に於ける最大の經濟にして、その良否は一國一藩の全經濟に對して至大の關係を有すると同時に、又その消長は全經濟社會の生産力の反映である。而て財政收入の重大部分を占むる所の租税は、その社會構成員より給付せらるゝものなるが故に、租税の輕重如何が社會生活を強く支配する事は言を俟たぬ。近來多くの經濟史家は財政の方面より徳川時代の經濟の變遷を研究し己に多の有益なる勞作が發表せられた。然しその多くは專買事業や財政一般に關するものであつて、専ら租税の方面より周約的に研究せられたものは比較的少い様である。これは蓋し徳川時代の税制が殆ど地租單一税の如き觀を呈し、その他の諸税はさまで重要視せられず、地租が重くして農民生活を壓迫した事は各藩とも同様であつて、かゝる問題は別に研究せずとも明な事實とせらるゝからである。又今一つの理由は、各藩の租税制度が極めて不統一にして、特に田畑以外の事物に對する課税は實

に複雑を極めて居る事である。例へば明治財政史に掲げられたる徳川時代の運上課税品目のみを見るも實に千五百を越ゆると云ふ有様である。斯の如き不統一複雑なる税制を統一整理して考察し、その社會經濟との關係を究明する事は、徳川時代經濟史の研究に對して一大貢獻をなすものである。勿論徳川時代の經濟的變遷を租税の如き一方面のみより見る事は失當であつて、その他にも重大なる問題の存する事を忘れてはならぬ。併し乍らかの徳川時代の農村の疲弊、百姓騒動の如きものが、租税の重課に起因するのである事に徴するも租税が社會變革の一大契機なりしことは明である。而し單に租税の重課と云ふも、これを形式的にのみ觀察するは往々にして不當なる結論に導くを以て、我々はその社會の租税負擔力、生産力と租税制度とを現實に比較研究せねばならぬ。私は茲に岡山藩の税制を説述しようと思ふのであるが、岡山藩の租税が如何に民衆の生活に影響したかの事實を直接に記したる文献は極めて稀であるから、先づ岡山藩の財政一般を述べ、更にその税制を記し、それが社會經濟に對する關係に就きては、二三の學者の見解及び施設によつて、間接にこれを視ふ事とす。尙岡山藩の財政一般につきての研究は極めて廣汎に亘るをもつて、本文に於ては一々の事實を述べずして、専ら概括的に論述するにとどめた。據るところの

文献は岡山池田侯事務所の類纂及び岡山市史収載の税制篇とである。

第一 岡山藩の財政事情

徳川時代に於て財政の豊であつた藩は極めて稀であつて、何れも窮乏して不健全なものであつた。各藩財政の困難といふは、即ち財政の收支が適合しなくなつた事を意味する。然らば何故に收支適合せざるに至つたか。之を根本的に究明する事は曩て當時の社會狀態を理解する事となる。經費膨脹の法則は之を徳川時代にも適用する事か出来るけれども、その膨脹の原因が、支配階級の奢侈的需要や、天災地變飢饉の救済の如き消極的支出の増大せる事、徳川幕府が各藩の富強となる事を阻止せんが爲めに、可成出費を大ならしめた事、更には傳統主義に立脚せる封建制度と經濟的合理主義を基礎とする商業的勢力との矛盾も重大の關係がある。之等は現代の經費膨脹の原因と餘程異なる性質のものである。

イ、岡山藩財政困難の原因

岡山藩の財政も亦この運命を避ける事は出来なかつた。已に藩政初期に於て支出徒らに多くして收入之に伴はず、窮餘の策として大坂の町人より借銀を重ねざるを得なかつた。

支出の増加せる第一の原因は、大名としての家計の膨脹である。徳川時代の大名の家計と藩の財政とはその區分が極めて曖昧ではあるが、併しこの兩者は已に觀念上區別せられて居た事は疑もない事と思ふ。併し大名の家計に對しては、今日の國家經濟に於る皇室以上に、藩の財政は多くのものを支出しなければならなかつた。大名は江戸に下屋敷を設けて妻子をおき、多くの役人を駐在せしめねばならぬのみならず、大名自らは定期的に江戸と岡山藩とをもの／＼しく往復しなければならなかつた。參觀交替の制度が各藩の財政を窮迫に導いた事はこれ周知の事である。岡山の殿様は大體儉約な人が多くて自ら給する事甚だ薄かつたけれども、公人としては莫大の費用を必要とした。殊に形式傳統を重ずる時代の事であるから、城廓邸第の改築、季節々々の饗宴儀禮、冠婚葬祭の費は蓋し大なるものであつたらう。

第二の原因は、直接間接に幕府より命ぜらるゝ儀禮上の義務である。岡山藩はその地理的事情よりして、朝鮮使及び長崎奉行往還の際の接待、御城米廻送に於ける援助の爲めに多くの失費を生じた。又かの遊行僧なるものが屢々來るので、戦々競々として之が款待をなし多くの費用が入つた事は、之に關する記事によつて明かである。次は頻々として襲來

する洪水の爲めに藩内の田畠が荒廢するので之が復舊の爲めにも、又人畜の死傷救助の爲めにも不慮の金を要する事多大であつた。洪水以外の天災も徳川時代に於ては不思議に多く頻發した、その度毎に疫病が流行し、飢饉を惹起した。然るに徳川時代に於ては、地租が財政收入中の絶對的大部分を占め、原則としては、地租が主税たるの有様であつたから、右の如き天變地異は、地租收入を必然的に減少せしめ、然かも他面に於て豫想し得ざる支出を必要としたのである。之れ岡山藩が合理的なる豫算によつて財産を遂行する事を得ず、財政の困難と亂脈とを來したる第四の原因である。更に注意すべきは、社會の貨幣需要が増加せし事である。徳川時代に於て、貨幣需要が増加せし根本原因を究むる事は甚だ困難であるが、その最初の先驅は參觀交替の制度ではあるまいか、徳川時代が米遣の經濟時代と稱せらるゝは、私が已に屢々論ずるが如くに、米を貨幣として直接に使用したといふのではなく、米が凡べての經濟の基礎をなして居たといふに止る。社會の經濟的編制の成果は貨幣といへる公分母によつて換價せられざるを得なかつた。而て各大名は年々歳々もの／＼しき所謂大名行列をなして江戸に往復したのである。之に要する支出は貨幣によらねばならぬ。かくの如く貨幣の使用が、交通の要路に當れる所に於て、貨幣經濟を發達せし

めしは勿論、然らざる地方に於ても徐々に貨幣の使用を促進せしめた。岡山藩は海上交通によつて著しく貨幣經濟が刺戟せられた。更に又、藩が大阪或は京都より借入れたる金銀は極めて多額に上つて居る、之等の金銀は、救恤として與へられたにしろ、又土木その他の經費として支出せられたにしろ、之が懸て藩内に普く行はるゝに至つた事は言を俟たない。かく貨幣經濟の端緒が開かるれば、社會の給付編制が益々發達し、生産力が増加すれば更に又交換手段としての貨幣を必要とする事となり、循環的に貨幣經濟が發達した。遂に貨幣なくしては一藩の經濟、財政は考へられなくなつたのである。かくの如く社會が貨幣を需要する事大なるに、藩政府は以前より已に多額の借金があつたので、之が決済には年々歳々米を大阪に登らせて勘定したのである。併し米價の變動、地租の激減等屢々ありて、一度背負へる借金は到底之を完済する事能はず、利息の支拂のみに吸々たる有様であつた。結局、岡山藩の財政、從て又岡山藩の生産力は市民階級の貨幣の力によつて搾取せられたともいへる。

□、財政窮乏對策

右の如き種々の事情よりして、岡山藩の財政は次第に窮乏し、遂に整理せらるゝの時な

くして、明治に及んだのであるが、併し藩政府はこの財政窮乏に對して何等の策をも施さずして、自然のまゝに放任して居たかといふに然らず。當時の財政家は殆ど考へ得らるゝ丈の事を考へつくして、對策を講じたのである。如何に專制治下とはいへども卒然として租税を増徴する事は殆ど不可能の状態にあつた。故に財政の窮乏を救ふの手段としては、先づ租税の負擔力を増大し、然る後徐ろに之より租税を徵收して財政を豊かにする事は根本策であるが、併し當時の財政窮乏の程度を以てしては、かゝる悠長なる事をなすの餘裕がなかつた。今日と同じく財政の整理として先づ人の頭に浮ぶものは、消極的の經費節減である。この思想は所謂儉約令として、徳川時代の凡ゆる事柄に見はれて居る。その結果、質素儉約が最高の道徳の如くに考へられて居た。併し儉約には限度がある、武士を止めさせたり、封祿を削る事は仲々容易の事でない。又天災の難にかゝれるものを放任しておくわけには行かぬ。結局儉約精神は私人の道徳として残りしのみにて、財政の窮乏を救ふの力は大ではなかつた。

岡山藩が財政窮乏を救はんがために行つた施設の中で最も顯著なるものは、開墾、社會法、及び紙幣の濫發である。岡山藩の開墾はその組織、規模に於て我國の開墾史に特筆す

べきものにして、藩政初期より元祿年間に至る迄は六萬三千石の田地を獲得し、享保四年以後には三千百三十二町歩（之を開墾地の平均收穫一反二石として換算すればこれ又六萬二千石となる）を開墾した。その多くは藩政府自ら開墾して、之を農民に拂下げたのであるから、一方に於て拂下代金を收得したと同時に、他方に於て現實に租稅收入を増加せし事は明かである⁽⁹⁾。岡山藩の社會法は名は社會法なるも、其實質は社會米の利殖に依て資源を涵養し、之を藩の事業に活用して財政に資せんとするものであつた。之は主として津田永忠の創設する所にして、藩政初期に於ける藩の大事業のは殆ど皆社會米の力に因るものである。右に述べた大開墾の如きも、多く社會米によつたのである。併し之は中途から廢止せらるゝの運命に至つた。その廢止の原因は明かでないが、農民に貸付けて利息を取り上げる丈け、農民が餘裕を存せざるに至りし事、及び藩の財政窮乏の結果、社會の元本を費消してしまつたものと思はれる。茲に於て最後の一策として發案せられたのは、藩札の發行である。之は領内の金銀を借り上げる最も有效なる手段にして、強制公債募集の一變形である。之が爲めに政府は多額の金銀を獲得したが、周期的に札潰しを行ひ、損失を民衆に轉嫁したのである。一時的には、財政上の目的を達し得たかも知れぬが、結局民衆の

財政負擔力を減殺し、財政組織を根本的に覆す事となつた。之につきは已に第二章に於て詳述したから、茲には省略することゝす。若し夫れ、大阪や京都の商人から莫大の信用を受けし事は、紙幣の濫發と共に藩の財政を益々危地に陥れしものにして、貨幣に對して抵抗力の乏しき封建制度の傳統主義は、高利資本主義の爲めに最後の止をさゝれたわけであつて、西洋の封建制度の沒落、市民階級の隆興も、皆その揆を一にして居る事は、注目すべき事柄である。

ハ、岡山藩の財政收入一般

岡山藩の財政收入はいふ迄もなく地租を以てその大宗とし、他の諸税は殆ど問題にならぬ程のものである。而てその收入の總額は、當時の如く計理思想の發達せず、又種々の事情よりして之を明白にする事を故意に回避せる時代に於ては、その全收入が如何程であつたかを明にする事は殆ど不可能である。只地租のみは大體の數量が記されてゐる。年によつて増減はあるも、先づ二十萬石前後とすべきであらう。而してその半數は武士の俸祿として與へねばならなかつた相であるから、僅か十萬石で一藩の財政を切り盛せねばならなかつたのである。然かも殺價が非常に大なる幅を以て騰落した事を考へても、財政困難の

程も察せられるわけである。

岡山藩は租税以外の収入は極めて少かつた、山林の拂下を行つた場合もあるが、之は甘く成功しなかつた。又政府自ら専賣事業を行つた事もない様である。熊澤蕃山は夙に獨占的商業の弊を論じて、賢君は特定の商人に特権を與へて運上を取り民衆を壓せずと論じて居る位であるから、藩政初期に於て専賣事業が行はれたとも思はれぬ。又幕末には鹽專賣があつた様に一二の文献に記されて居るが、私は數年來心がけてその記録を検索せるも、當の岡山藩の文献中には未だ發見せられぬから、その實行せられしや否やを速斷する事は出来ぬ。かくの如く岡山藩の財政は租税以外には殆ど収入なく、強ひて求むれば、藩政初期の社會法と紙幣の發行とを擧げる事が出来るが、之は財政收入としては特例的のものである。岡山藩の財政の研究を爲さんとせば、先づその租税より初めねばならぬ。

註

- (1) 本庄博士、經濟史研究三二九頁
- (2) 本庄博士、前掲書二一六頁
- (3) 拙著、經濟史論考二二二頁以下

- (4) 拙著、經濟史論考二六八頁
- (5) 熊澤蕃山、集義外書（日本經濟叢書第三十二卷二五七頁）
- (6) 本庄博士、前掲書二七五頁以下

第二 岡山藩の税制

租税の發達は之を形式的及び實質的の二方面より觀察する事が出来る。即ち形式的にその發達過程を見れば、第一は人民が自由意思を以て君主に献納する時代、第二は君主が請求し人民が之を承諾する時代、第三は君主が專斷的に強徴し人民の意思如何を問はない時代、第四は國家が強制的徴税を爲すに先ち議會の協賛を経る時代の四階段に區別せらる。更に之を實質的に見れば、租税は先づ勞役の形を以て現はれ、次で實物貢納として行はれ、遂に貨幣經濟の時代に至つて貨幣を以て租税が納めらるゝ様になつた。更に租税の實質的發達は、租税が如何なる税本又は税源に課せらるゝかによつても區別する事が出来る。漁撈狩獵牧畜の時代は別として、農業時代に於ては、その最も重要な生産手段、勞働手段たる土地に對して租税が課せられ、地租の如き不動産税が最も重要な部分を占めて居たの

である。然るに商工業の發達するに及びて財産が動産化せられたので、之に課税する爲めに動産税が行はるゝに至つた。即ちこの時代に於ては凡べての財産凡べての所得を綜合して課税せらるゝと同時に、消費税も發達したのである。然るに社會が資本主義化せらるゝや、茲に貧富の懸隔益々大となり、階級闘争が行はるゝを以て、その負擔の公平を計り、社會の調和的發達を計らんが爲めに、租税が社會政策的意義を有するに至つた⁽⁸⁾。然らば、岡山藩の税制は如何なる發達過程によるものか、如何なる性質のものであるかを明かにする爲めに、各種の租税につきて説明するであらう。

(イ) 地 租

(1) 田 租

岡山藩の朱印高は三十一萬五千二百石にして、その直高は約五十一萬石、地高は約四十一萬石である。併しその現實の耕作面積は三十六萬餘石であつた。寛永九年の物成は十九萬八千石であつたといふが、承應三年には凶年の爲め八萬石に減じ、明暦元年には十五萬石となり、爾來十八萬石を前後して居たが、寛文四年以後は先づ二十萬石前後であつた。故にこの二十萬石を直高に比すれば、四公六民なるも、現實には六公四民の割であつて、

實際上の計算に於ても、有租高に十分の六を乗じ、更にその半分を玄米額として納税したのである。尙ほ此の外に附加税として夫米、口米、糶糞米を收めねばならぬ。夫米は一に浮米とも稱し、古代の庸役に相當するのであるが、直接に夫役に服せずして一人一升五合宛を上納するものである。併し之は算法が面倒なので年貢米百石に對して六石を上納せしむるの方法が用ひられた。口米は租税徴收費の如きものにして、年貢米百石につき二石宛を納め、地方役人の所得に歸す。糶糞代の如きも戰國時代の遺物にして、糠一俵を米七合に換算し、年貢米百石につき糠四十俵即ち米二斗八升である、糞は三尺繩の束一把を米五合に換算し、年貢百石につき六十五束即ち三斗二升五合とせられた。年貢米、口米、夫米及び糶糞代の四者を合して定米と稱した。

併し乍ら年貢米と稱するも、この中には麥又は大豆を以て上納せらるゝものがある。田地高に定免率を乗じたる物成、即ち年貢米の一定量は、土地の事情によつて麥及び大豆を以て代納せしめた。之を麥成、大豆成といふ。而て麥一石は玄米五斗に、大豆一石は玄米七斗とした。定米の三分の一に當る部分を麥成によつて上納せしめ、更に麥成一石につき大豆成一斗五升を納めしむ。故に例へば九十石の定米を收むる所に於ては、玄米六十石、

麥五十一石、大豆九石を納めねばならぬ。尤も麥作は各地一般に上納するのではなく、裏毛作に適せざる地方は之をなさず、代ふるに米納を以てす。之を用捨麥と稱へた。かくの如く麥成を設けたのは、一方に於て家中藩士の麥の需要ありしと同時に、他方に於ては、麥收後直ちに麥成を出さしめ、一時に年貢米上納の苦痛を少しでも緩和するの目的に出たものである。併し乍ら元來夏期は農民の食物に不足を告ぐる場合が多いので、都合によつては之を用捨し、秋の收穫後返上納延期を許した、用捨麥本來の意は之れである。

徳川時代の田租の課税方法につきましては、定免法と毛見法との二つがある。何れも長短得失を有するが、岡山藩に於ては初めより定免法を原則とし、凶年の爲めに收穫が激減して規定の租税を納むる事が出来ない場合にのみ毛見法を用ふる事とした。各藩の財政が當時尙ほ家計的性質を有したにしろ、毛見法による時は収入不確定にして、左なきだに收支適合をなすこと不可能なりし財政は、益々不安定なるものとならざるを得ぬから、岡山藩が定免法を用ひたのは財政的立場よりいへば、當を得たものといはねばならぬ。併し乍ら特別の天災地變のなき場合に於ても、農民は生活の困難となるにつれて種々の口實を設けて毛見を請ふに至り、財政は一層困難した。而て當時田租の租税主體は個人に非ずして、村

であつた。村は一の人格として、その村高の六割を年貢として上納したのである。併し村の内部に於てはその持株田畑に應じて耕作者に配分したのである。その持株田畑に對して納税し得ざるものは、或は借銀をし、又は村方の「まとい者」となりて他の村民より代納して貰つた。従て一度村内に未進者が出来れば他の村民は非常に迷惑を受け、村民全體が共倒れとなるの危険があつた。

(2) 地子銀

之は岡山城下の市街宅地に對して課せられたものである。岡山町の檢地畝高は時によつて多少の異動あるも、貞享の頃には六十三町六反餘であつた、爾來大した發展もしなかつたのであるから、大體この位の面積と見て差支へない。而てその地子米高は八百餘石であつて、之を十月朔日より十一月二十日迄の平均米價によつて銀に換算して上納せしむ。岡山町を頭町、中六町、外町の三等に分ち、それ／＼一反當りの地子米高を異にす。頭町は六町内にして一反二石七斗乃至三石、中六町は一石五斗乃至二石六斗五升、外町はその町數最も多く七斗五升以て最低額とし二石七斗を以て最高とす。故に之によつて見れば、町を三等級に區分せしは必しも負擔の輕重といふに非ずして、町の格の上下をいふにすぎな

い。併し大體に於て町の繁昌の程度によつて地子米を課して居た事は明かである。尙ほこの地子米に對しても口米が附加税として課せられた事は、田租に於けると同一である。

(ロ) 運上

(1) 運上の品目

運上の意義は極めて曖昧にして、運上中にも種々雑多のものを包含し、運上の名を有し乍ら性質の全然異なるものがある。併し之は大體に於て、農業以外の産業に對する租税又は報償にして、且つ多くの場合に於て實物納税によらずして銀納であつた。運上が何時の時代に制定せられしかは明かでないが、延寶五年の運上銀寄には、伊部燒、疊表、買薪、賣鹽、海邊肴問屋、木綿實座、白粉座、船舶の七種を記して居る。後、天和二年四月には買薪、買鹽、疊表の運上免除ありしが、元祿九年には左の五十二種の品目を以て運上課税品とした。

小	麥	荏子油	鐵	醬油之實	他所鹽
大	豆	種子油	鍋	釜	蕪
小	豆	鯨油	籠	先	生
					蠶
					從他所來の油類

空	豆	布之類	材	木	なり物	茶	麵
大	角	豆	木	竹	生	魚	漆の實
蕎	麥	絹類	茶	鹽	魚	燒	炭
神	眞	綿類	煙	草	燒物之類	自他所來候薪	
胡	苧	苧之類	ま	わた	疊	表	藍
荏	子	古	手	小間物類	上	鋪	玉
種	子	質		木	ぶ	し	飼
胡	麻	油	買入	質	き	こ	く
							竹の皮

更に元祿十六年の運上寄高中には、海船、高瀬舟、質、穀物、魚、薪、鯉、干鰯、油、油粕、木棉もめん、茶煙草、板材木竹、鹽、炭、なり物、紙、鍋釜鐵物、唐津物伊部物、農道具、小間物品を掲ぐ。寶永元年には町方に對して從來よりの運上を一時免除し、又郡部に對しても二十三種の品目につきて運上を免じた。郡部が二十三種のみに限られたのは、元來郡部で賣買せらるゝ商品は制限されて居たからである。その後、運上課税の品目の變化ありしも、略ぼ右の如き品目であつた。尙ほ酒に對する運上は延寶(寶永?)六年廢止せられ、享和三年酒造役米として酒造米高の十分の一を幕府に納入する事になつたとい

(2) 運上の賦課方法

上述の如く運上課税品目を規定したが、その課税方法は種々ある。之によつて運上を區別する時は、營業稅的のもの、消費稅的のもの、特許稅的のもの、通行稅的のもの等に分つ事が出来る。併し課税方法によつて運上の租稅論上の性質を明にする事は極めて困難なるが故に之を止め、専ら如何にして課税せられしかを説明しようと思ふ。問屋制度又は座株制度は、元來その商業獨占權を與へて商業の發達を計り、同時に政府の財政需要に充てんが爲めに設けられたるものであるが、後には全く特權稅の賦課又は消費稅取立の機關となりし觀がある。而てこの特權稅は次第に營業稅的のものに變化して居る。鹽問屋は鹽運上取立の便宜上創設せられた。鹽運上は鹽を他國產と自國產とに區別し、前者は五斗入一俵に付二分五厘、後者は一分五厘（後二分五厘となる）の鹽稅を課し、且つ假令自國內に消費せられずして作州に移出せらるゝものと雖も同一の課稅をなした。その徵收方法は、内外産地より鹽舟が到着する時は町名主立會の下に、問屋をしてその俵數を檢せしめ、毎年七月、十二月の兩期（後には一ヶ月毎）に問屋より藩政府に納銀するものとす。而てそ

の五斗入の俵の中には、生産者かその稅率に應じて豫め餘分の鹽を入れおくを以て、問屋は租稅に對して少しも負擔する事なし。然らばこの鹽稅は全く生産者の負擔となるや、消費者に轉嫁せらるゝや不明にして、從てこの鹽稅の性質は極めて曖昧なものである。之に反し鹽問屋がその取扱ひし鹽一石に對して銀一匁宛を上納するは、その名は冥加銀なるも明かに營業稅的のものといふべきである。この外、伊部物座には課稅なきも、伊部燒の竈一個に對して一定の稅率を以て課稅し、藍玉問屋の課稅を廢して紺屋の藍瓶一個に對して運上銀三匁六分五厘を課し、船舶に對しては帆を課稅標準となし、その他多くの商業はその扱高又は賣上高によつて運上を納めしめて居る。又同じく運上と稱せらるゝも、その取引高等と何等の關係なく、問屋又は座株が特定の運上を納むるものがある。

船運上は海船川船共にその大小に應じて課稅せられたのであるが、更に川舟に對しては通行稅の如きものを課した、即ち東西二大川を連結する運河たる倉安川の通行船は、荷主が銀二匁を上納する事とした。又東西二大川を通航する高瀬舟は、積出運上として、薪一艘につき銀札三匁、柴材木は二匁五分宛を、東大川にありては和氣番所、西大川にありては牟佐番所に上納して初めて通航する事が出来た。

(八) 萬請代

之は小物成と稱らるゝものにして、之にも種々のものが包含せられ、往々にして運上の名を以て呼ばるゝものもある。その多くは狩獵漁撈に對する鑑札料又は免許料と目すべきものにして、或は山林原野の木竹薪炭茸類採取の入札代と目すべきものもある。前者は一人に就き幾何、又はその使用具を課税標準とするを常とし、後者は豫め上納額を一定せる場合もあるが、その都度入札に附するを例とす。大山林の拂下の場合には多額の収入を上げ得たるも、他はその額僅少にして、財政に資する所は大でなかつた。

(二) 冥加銀その他

冥加銀には元來定率なく又定期的でない、政府と特殊の關係にある商工業が、自發的に上納するを原則とす。尤もその性質が轉じて定額定期のものとなり、一種の特權税、營業税の如きものに化したる場合もあるが、未だ以て完全なる租税といふ事は出来ない。

又岡山町に於ては、各町の自治行政に要する費用として、役銀なるものがあつた。頭町は各町年銀二貫目、中六町一貫目宛、外町各町凡そ六百目宛を納め、各町内に於て更にそれ／＼各人に負擔せしむるものとす。その支出の主なるものは、驛傳入費、氏神祭禮費、

町内用場費等である。岡山町内の土木事業、諸大名通行の際の費用はその都度各町に賦課した。

最後に注意すべき制度は、岡山町に於ける家質用場の制度である。元來金銀の貸借に關する事件は證文面のみによつて裁斷せしも、家屋敷を抵當とする債權につきては、町會所の所管外として別に家質用場なるものを設け、その事件に干與する事とした。この制度の創設時期は明かでないが、明和四年に設けられたる大坂の家質用場に倣つたものと思はれる。無役の總年寄二人交代にて自宅を以て用場となし、家屋敷抵當の金銀借用證文に對して、貸主より毎月一定の手數料を徴するの約束にて、奥書奥印の公證を施す。安永九年二月の町手觸書には、利銀若干の内より貸借金額五貫目以上は一貫目につき一ヶ月六分、五貫目以下は八分の家質請判料を銀主より納税すべき旨を規定す。寛政二年二月請判料一ヶ月一貫目につき五分とし、用場入用として是迄貸銀の十分の一を貸借の際徴せしを百分の一に減じた。之はこの税の賦課せらるゝに至つて以來、家質利子を騰貴せしめ、家屋敷の價格が低落し、家屋敷を抵當とする金融が減少したからである。又用場の事業として同年にはその弊を補ふ爲めに、家質用場徴收銀を以て家屋敷抵當貸付をなし一ヶ月八朱の利

を徴する事とした。要するにこの課税は一種の資本利子税といふべものにして、當時としては可なり思ひ切つた租税である。

以上を以て岡山藩税制の大様を述べたのであるが、固より今日の如く租税の體系を考へたものではなく、又税法を定むるに方つて民衆の承諾を得たものではない。而て地租が租税中の心柱とせられ、然かも玄米によつて上納せらるゝ有様であつて、全く農業經濟時代である。只交通の發達せし結果、漸く流通經濟となり商工業が獨立の職業となりしを以て、之に對しても課税するに至つた。併し之は全收入より見れば僅少のものであつたが、何れも貨幣によつて徴收せられた。課税物體、主體につきて多少社會政策的意圖が見はれて居ない事はないが、之は殆ど問題とならない。當時の事情の下に於て考へらるゝ限りの事物に課税した。その些細のものに至る迄課税して居る所を見ても如何に財源が涸渇し、財政が窮乏して居たかを察するに難くない。今日の如き租税學理より割り出されたものではあるまいが、二重課税、三重課税もあつた。例へば鹽の如きは、先づ鹽田の地主に對して鹽濱運上を課し、更に製鹽業者に對して鹽竈一個につき幾何と定めて運上を徴收し、最後に鹽問

屋に於ても課税して居るが如きは著しきものである。然かも不公平な事には、田租收入の過半を分配せらるゝ武士が納税義務を有せず、時に僅少の上納をなすに止るが如きは、たとひ武士を大名の大家計の一部と見るべきにしるゝ、財政の窮迫を來すの一動機であり、又封建組織自らを崩潰せしめた一原因といはねばならぬ。

(7) 小川郷太郎博士、租税論六二頁以下

(8) 同上八五頁以下

(9) 類纂租税門、岡山市史二六八頁以下

(10) 岡山市史一八〇頁以下

第三 岡山藩税制に関する二三の見解

以上によつて見れば、岡山藩の財政が甚しく窮迫し、然も税源として漁りうるものは殆ど全部をあさりつくして居る。之れは藩政府そのもの、存立、從て又封建制度そのもの、存立を危ふするのみならず、延て社會一般の生産力を破壊し、その健全なる發達を望む事は出來ない有様である。而てかくの如き状態は必しも徳川中世以後の事ではなく、已にそ

の初期に於て種々の弊害を生じて居た事は明かである、それが時と共に加速度的に悪化したのである。されば熊澤蕃山や池田光政の如きも租税問題を論じて居る、彼等の議論は只單に租税が少ないのが善政であるとの舊來の東洋思想に囚はれた爲めではなく、現實に租税の重き事が、民衆生活を壓迫せし事をまざりと目撃したからであらう。故に私は右の二人及び幕末の學者武元立平の所説を略述して、岡山藩の税制と一般經濟との關係を理解するの一助としよう。

イ 熊澤蕃山の見解

蕃山は直接に岡山藩の税制につきてその見解を述ぶる所なきも、彼が租税に關して考慮を拂ひし事は「毛見法令考」に於て毛見の事を記し、又集義外書等に於ても毛見の得失を論じて居る位である。併し乍ら彼は當時の税率たる六公四民は時勢として止むを得ぬ所と考へてゐた様である。その代り新開地などを行はずして、舊地を改良整理し、人口を増加して周約的に耕作すれば生産力が増進するから、必しも農民は苦しくない、又之が前提としては山林を繁茂せしめ、河川を治めて旱魃洪水の難に備へようとした。勿論井田法の如きも理想的のものではあるが、その所謂十一の法を以てしては、到底今日の財政需要を充

足し得ないのみならず、我國の地形より考へて實行不可能の事として居る^(四)。最良の法は農兵制度にして、城下に徒食せる武士にその祿高に應ずる土地を與へて歸農せしむれば、財政的支出は減じ、生産力は増大し、更に一般人民の租税の負擔が輕減せらるゝであらうと論じた。併し之は社會の大變革であり、ある意味で封建制度の破壊であるから、武士の反對で到底行はれ難い所であらうといふて居る。元來彼の思想は、一方に於て非常に急進的であり理想的であるが、又他面に於て極めて保守的であり且つ現實的であつた事は、彼の議論の中に直に發見し得る。從てその所説は概念的に失し、數百の議論も結局議論に了つた觀がある。岡山藩の政策遂行上、長く彼の思想が大なる影響を有したではあらうが、その現實に行はれたものは山林治水の一事にすぎない。税制に對しても、實際上にその意見は行はれなかつた。

ロ 池田光政の見解

芳烈公光政が凡ゆる方面に非凡の天才を有して居た事は茲に論ずる迄もない。彼は租税の制度につきて、直接に議論する所なきも、彼は常に周代の租法を以て理想的のものと考へ、之を自己の領内に實行せん事を希望して居たものと思はれる、熊澤蕃山が夙に井田法

の當否を論議して居るのは、恐らく光政との關係に於て初つたものと察せられる。光政は蕃山が去つて後、和氣郡の新田に井田を設けて自己の理想を試みた。徳川時代の經世濟民を以て自ら任ずる學者にして、苟も井田法を論ぜざりしものはない有様であるが、併し余の寡聞を以てすれば、それが小規模にしる現實に行はれたるは我岡山藩のみである⁽¹⁾。之は正に獨逸バーデン國王カール・フリードリッヒがその領内數個の村落に於て單一税を試みしと相對比すべき興味ある問題である⁽²⁾。勿論光政の試はカールと同様に見事に失敗した。たとへこの一小地區に於ける試験が成功したにしても、之を藩全體に行ふ事は殆ど不可能の事であり、全耕地の九分の一の收入を以てしては、膨脹せる財政が維持せらるゝ筈はない、社會の組織を根本的に改革するの外はないのである。尤も光政の時代は幕政初期の事であつて、一藩の財政經濟が左迄窮迫して居なかつたともいへよう。併しとに角、光政がかゝる制度を試みたのは、彼が上古周代に於けるが如き政治を行はんとする單なる理想に出發せしは勿論であらうが、之と同時に租税が次第に増加し、藩民がその負擔に苦しむつゝあつた事をも物語るものといはねばならぬ。尙ほ岡山藩井田法の如何なるものなるかにつきては、私は嘗て拙著經濟史論考に詳述したから、茲には省略する。

ハ 武元立平の見解

勸農策の著者武元立平は明和文政時代の人であつて、從て彼が論及して居る事は、大體當時の農村狀態、社會狀態である。この時代は封建制度はも早や行き詰りの有様で、農民の疲弊甚しく、且つ凶年引き續きし爲め、散田が次第に増加し、租税の未進は驚くべき高に達したようである。彼の記す所によれば、岡山藩の地租は、田地六免、畑五免、即ち田地は六公四民、畑は五公五民にして、更に附加税として年貢一石は夫米六升、口米二升、糠藁代六合五勺である。然かも生産力之に伴はず、農業は勞多して利少きものなれば、農民の子弟は他に轉職し、從て農村の勞力が減じ、相循環して未進が増加した。併し乍ら未進は農民自身の事であつて、政府の財政收入は之が爲めに大して減少しなかつた。蓋し當時の地租は村高に對して賦課せらるゝものにして、村全體が連帶責任を以て租税を納めねばならなかつたからである。斯の如く形式的には村方全體が連帶して租税を出したるが如きも、多くは村内の富者又は頭百姓より借金する事となつた。未進銀の爲めの借銀は二千三四百貫を下らず、農民はその年々の年貢と共にこの借銀に苦しんだと述べて居る⁽³⁾。更に未進者の借銀が次第に増加して到底之を償ひ得ざるものは、結局その未進を村方へ割り付

けて辨濟した。かくの如き未進者を「村まとひ」と稱し、「村まとひ」の者計りは之を普通の百姓よりも一段格を下げ、非人小屋の如き寄小屋の中に集めたといふ。而て未進者の持株田地は村方惣作とした、當時はこの種の田地を散田と稱したとのことである⁽¹³⁾。

武元立平は、仁政の第一は税歛を薄ふするに在りと考へ、我國の租税の發達とその時代々々の社會の平和、經濟の發達との關係を述べ、源平以來天下常に動亂せしは租税の重課に在りと論じて居る⁽¹⁴⁾。この議論の當否は別として、一應の見解である。彼の意は、今にして租税を輕減し、農民を保護するに非ずんば、天下復び亂れるであらうといふ事を暗々裡に謂はんとしたものであらう。然らば之が救濟策如何につきては、租税の徵收法、農民の經濟的保護の如き現實に即した問題をも論ずると同時に、當時の學者と同じく先づ井田法を吟味してその實行不可能なる所以を説き、今日の社會組織をそのまゝに維持せんとする以上は、六公四民は止むを得ざる時勢の要求であるとした⁽¹⁵⁾。茲に於て、蕃山の説の如く、農兵制度の復活を主張せざるを得なかつた。即ち彼の所謂家中在宅の法である。彼は勿論兵農分離し、武士は専ら文武を修め、農民は耕耘生産を常とするの制度は良法である、併し之には一定の條件を必要とする、今日の如く租税の爲めに農民が衰微して田畑が荒廢し、

物成少くなりて武士が減祿せらるゝが如きは、兩者共倒れとなるの虞がある、この危機を脱するの唯一の良策は武士の歸農土着である。かくすれば田舎の浮浪人失業者などを雇入れて耕作せしむる事となつて散田は減じ、物成の納は年々豊となり、支出減じて収入増加する。かくして初めて社會は新しき道に生きるであらうと考へた⁽¹⁶⁾。

- (7) 小川郷太郎博士著、租税論六二頁以下
- (8) 小川博士、前掲八五頁以下
- (9) 類纂租税門。岡山市史二六八頁
- (10) 岡山市史一八〇頁
- (11) 熊澤蕃山集義外書（日本經濟叢書三十三卷二三四、二二七頁）
- (12) 拙著經濟史論考二五二頁以下
- (13) 沙見博士單一説の實現性、經濟論叢二二卷二號二五二頁
- (14) 武元立平勸農策（日本經濟叢書二〇卷五九二頁）
- (15) 武元立平勸農策（日本經濟叢書二〇卷五八七頁）
- (16) 同上 五七八頁
- (17) 同上 五八二頁

第五 結 言

以上の如く、岡山藩の財政は已に窮乏して居た事は明かである。年々増加する経費、然かも夫れは社會の生産力を増大するが如き積極的のものではなく、債務の利拂、天災の跡始末、儀禮、防備の如き消極的のものである。之に反し収入の増加は之に伴はず、一度凶年の襲來せんか、非常なる減收を來し、永く政府及び民衆の負擔として遺つたのである。岡山藩の最も重要な収入たる地租は六公四民であり、あらゆるものが課税されて居たけれども、之を以て直ちに他藩よりも重課であつたともいへぬ。散田が著しく増加せる事は事實なるも、之は他面に於て轉職をなしうるの可能があつたものと思はれる。一脉の山を隔つる作州が頻々として百姓騒動をなし、流血の慘劇を演じたるは、農業をすて、他に赴くの道がなかつたからである。然るに岡山藩に於ては殆ど百姓一揆なるものがないのはこの邊の消息を語るものである。

併し乍ら農業が衰退して商工業が發達する事は即ち封建制度の崩壞を意味するのであ

ることは已に述べた通りである。又商工業の發展は一定の前提を必要とすのであつて、當時の社會組織の下に於ては、その大なる發達は到底之を望む事は出来ない。矢張農業の振興助成をなすの外はなかつた。結局蕃山や立平の論じたるが如く、武士の歸農在宅論に歸着するのである。形式的に見ればこの議論は當時の社會組織を是認し、六公四民はその財政維持の爲めに已むを得ざるものと考へては居たが、そのまゝに放任する時はその社會組織の下部構造たる農業の衰退となり、總てその上部構造が潰れる事を虞れて居る。併し乍らこの議論が已に本質的には封建社會の崩壞を意味するものである。武士を農に歸らしむる事は、武士をして寄生的生活を放棄せしめ、自ら社會の生産關係に入り込みて、社會の生産力を増進せしめんが爲めである。即ち農業經濟社會の生産力を最大限に發揮せしめんが爲めである。かの明治維新は歸農土着の變形である。ある意味に於て、歸農在宅といふが如きは、處士横議の譏を免れんが爲めに、巧妙なる詞を借りて社會の解體を主張せし革命思想であるといへる。當時の租税は恐らく極限迄徴收せられ、社會の生産力も早之れ以上の負擔をなし得なかつたのである。租税の増收又はその改革を主張するものが、必ずや井田法に論及し又は歸農在宅を高調せし事は、その社會の生産力とその社會組織を支持

し得なかつた事を論證するものである。故に封建制度が崩潰するは只時機の問題にして之は必然の運命であつた、而て之に最後の斧鉞を加へたのは黒船である、黒船の渡來はさなきだに窮乏せる各藩の財政を根本的に攪亂し、財政權の把持者たる武士階級は遂にその特權を市民階級に讓渡せざるを得ざるに至つたのである。

第四章 岡山藩の林政

緒言

私は大正六年の秋京都帝國大學經濟學部の一學生として本庄教授の經濟史を聴講したるを機縁に岡山藩林政史の概要を研究して之を提出したことがあつた。當時は大學の一年生で經濟學や史學に關する基礎知識に乏しく、資料の選擇や體系の組み立などにつき拙劣を免れず、意に充たざるものがあつたけれども之が補正をなすの機なくして今日迄筐底に納めて居た。然るに先達て大阪毎日新聞の傳ふる所によれば、農林省が舊幕時代の林政沿革を調査研究するの企圖あることを述べ、更に附言して舊岡山藩領は林業經濟上最も古き歴史を有し且つ興味深きもの甚だ多き旨を説いてあつた。十年前私が初めて之に手を染めた頃は多くの人は無用のこととして顧みなかつたのであるが、今日この種の問題が當路の大事業として研究せらるゝに至つたことは、私にとつて最も愉快なことである。

岡山藩の林政は必しも他藩のそれと著しく異なる特徴を有するものと考へられぬ。併し

藩政初期の頃より上下林政に注目し拮据經營に努め、且つその文獻記録が比較的よく備つて居るので、岡山藩の林政の沿革を明かにすることは難て他藩の施設を考察する上に多大の参考となると思ふ。私のこの一小文が何等かの形で役立つ事があればそれは私の望外の幸とする所である。依て私は今次の農林省の企圖を機會として再び筐底から舊稿を取り出し之に多少の補正を加へて發表することゝした。據る所の文獻は専ら岡山池田侯事務所の藏する所である。岡山縣圖書館には林政史と題して林政に関する文獻を抄録せるものあれども、資料の選擇必しもその當を得ないようである。

第一 林政發達の原因

西洋のある學者は東洋文明の源流を以て治水文化だといつた。實際東洋の文化は多くの點に於て灌溉治水と密接の關係を有して居る。岡山藩の政治經濟は謂はゞ一種の治水文化の現はれである。特に岡山藩の林政に至つては全くその觀がある、そして何故にかくの如き事情を醸成するに至つたかといへば、岡山藩の自然的關係、當時の世態、熊澤蕃山の思想の三つが相互に影響し合つて居るのである。

イ、自然的關係

岡山藩の所領は備前國一圓であつた、岡山藩といへば必ず米を思ひ出される程に豊饒な農業地とせられて居るけれども、農産物の豊富な地方は主として南部の平原に限られた。併し岡山藩は元來山地の多い國であつて、農業の發達は藩政初期の開墾事業完成の後に屬する。この藩内を蔽ふ諸山岳は戰國動亂の後をうけて甚しく荒廢して居たのみならず、藩政の確立しない爲めに樹木は濫伐に委ねられ、山林の政は未だ治めらるゝに至らなかつた。従て山川の荒廢は屢々大洪水の慘害を齎し、従て南部の海岸は斥鹵の地と化した。山林治水の業をなすは經濟上消極的にも積極的にも最も緊要のことゝせられたのである。

ロ、當時の世態

徳川時代に於ては所謂中央集權的封建制が完成せられたとはいへ、之は主として政治的方面に限られ、各藩は經濟上には殆ど割據獨立の状態に在り、交通機關の不備の爲め、僅に國境の山川を隔つるのみにて、一は饑饉に餓え一は豊作を謳ふといふ有様であつた。殊に農業が主たる生業であつて米遣の經濟に立脚せる當時の人々は、自然的事情によつて常に生活の危機に遭遇せざるを得なかつた。この最も重要な農業の發達を計り、生活の安

定を期するが爲めには、先づ山林治水の方策を講ずることが最も捷徑であることは、何人も思ひ至る所である。

ハ、熊澤蕃山の思想

右の如き當時の岡山藩の自然的關係と世態とは山林の荒廢によつて直接間接に著しい影響を受けた。即ち日常生活に必要な林産物の供給少きを爲め人民は日々その缺乏困苦を経験しなければならぬし、又一朝洪水の起ることがあれば多數の人命を失ひ、家屋田畠の破壊となり、生産力を減退するが故に、到底社會の正常なる發達を望むことは出来なかつた。併し乍らかくの如き事情は必しも岡山藩のみに限られたるのではなく、徳川時代の各藩、天領は概ねこの弊に悩んだのである。然らば何故に岡山藩が他藩に比し夙に山林治水の業に力を注ぐに至つたか、其の動機は何であらうか。それは熊澤蕃山の山林治水に關する主張である。彼が森林を尊重したことは寧ろその度を失する程のもので、政治の根本は森林を整へ水理を治むるに在りとさへ考へたのである。彼は集義外書の開卷劈頭に於て鹽濱を開拓し、陶器を製造せん事の可否を問ふものに答へて曰く、

『山林は國の本也、……山は木ある時は神氣盛也、木なき時は神氣衰へて雲雨を致すべ

き力すらなし、しかのみならず木草しげき山は土砂を川中におとさず、大雨ふれども

木草水をふくみて十日も二十日も自然に川に出る故にかたがた以て洪水の憂なし、……

……山水の神氣うすく山澤氣を通じて水を生ずる事も少ければ平生は田地の用水少く舟を通はす事も自由ならず、之れ皆山澤の地理に通じ神明の理を知る人なき故也、國に忠あらん人は鹽濱と燒物とを減ずるとも増すべからず、其の上古人も山をつくすものは子孫おとろふと申傳候』

又山は國に在りて第一に高さもので之は君主の象徴である。山の草木がつきて土砂が川に落つるは、上たる人の富貴を失ひて下にくだるが如きものである。近年諸國に於て山林の荒廢するは之れ正に君の權勢の衰退する事を物語るものであるとし、備前播州の地が淡路や小豆島の諸山林荒廢の爲め農産物の減少せることを歎じて居る。更に大學或問に於て「川堤の地理を得て水損やむべき事は何ぞや」といふに答へて、『諸國今の川堤の普請は俗に飯上の蠅を追ふが如し、今の地理の勢に不叶、永久の道は山林茂り川深くなるにあり』といひ、又山は國の本なるに近年山荒れ川淺くなつた、之れ國の大荒である。國情かくの如くなれば亂世となり、亂世引きつづけば自然に民力枯渴し材木薪炭をとる事少くなり、

堂宇の建設も止み山は復た元の如くなるといふものがあるが、之は詭辯であつて矢張り仁政によつて山川を治むれば百年を出でずしてその効果を收むる事が出来ると論じた。彼は神社佛閣を多く建立する事は山林の妨害であるとし社寺の合併を主張した。この主張が事實上岡山藩に於て實現されたことは社寺行政史上特筆すべきことである。

右の如く蕃山は山林を以て民政の根源と考へたけれども、彼はその實行に當りて他の事情を常に顧慮し、林政の施行によつて一人の不利を蒙るものなからん事を考へた。併し斯の如き理想的の方策のあるべき筈はない、彼の議論が往々空論に終つたのは之が爲めである。例へば『諸國にも山川の法度は備はれども山はますますあれ川はいよいよ淺くなるは何ぞや』といふに答へて『山あらず事法度となれども三日の食物さへ貯なきもの多ければ薪を買つて焼べきやうなければたとへ明日首切らるゝまでも今日はぬすみて山をからではならず』と論じてゐる。山林整はざれば民力舉らず、民力舉らざれば山林整はずといふ循環論法である。然るに蕃山の後を繼ぎて藩政料理の任に當りたる津田永忠は決斷剛腹の士であつた。彼は自己の信ずる所を斷々乎として實行した。藩内には彼の立身と專斷とを羨望し又は憎惡するものもあつた。殊に蕃山は永忠によつて往々その從來の所説を覆さるゝ

が如き事もあつたので、藩主曹源公に永忠の非をならし諫言を進めたことすらあつた。併し何といつても岡山藩政の實を擧げたのは永忠である。永忠は頭腦緻密であつたので一見楊子で重箱の隅を掘るの觀があつたかも知れぬが、實際政治家としては永忠は蕃山より一段上の手腕を持つてゐた事は明かである。蕃山の高邁なる理想論と、永忠の果斷なる實行手腕と相俟ちて、岡山藩は他の諸藩に比して比較的に平和なる經濟的發展をさすの基礎を築き上げたものといふべきである。

(1) 集義外書、日本經濟叢書第三十三卷、二二九頁

(2) 大學或問、同上、第一卷、一三〇頁

第二 山林の所屬關係

岡山藩の山林の所屬關係に就きて明確に記した文獻はない、余の涉獵した諸記録に見はるゝ所によつて山林の所屬關係を區別すれば、御林と稱する藩政府直屬の山林、大官の有林及びその領地と稱するもの即ち給所林、寺社林、村民共有の野山、私人の有する自林の五種とすることが出来る。

イ、御林

御林は岡山城下の附近の山林及び藩内の大山林のみに限られた。岡山城下附近の山林を御林とし一般人の處分に委ねなかつたのは、風致維持と武士の田獵の爲めとであつた。大山林は藩の財政收入上至大の關係があるので之を保有し一は財政の資源となし、又模範的なる森林を作つて百年の大計を樹てようとの考へから藩政府直屬の御林としたのである。

ロ、給所林

給人はその給所林を自由に處分する事を許されず、植樹、伐木につきても種々の制限を受け、僅かに下草や雜木の採取に限られて居た。特別の事情のあつた場合のみ林木の伐採を許したが、藩政府はこの場合にも山見廻を派遣して濫伐せしめない様にした。給所林の材木薪炭の採取搬出につきても百姓を壓迫する事を訓め相當の賃錢を支拂ふべき旨を定めて居る⁽³⁾。

ハ、寺社林

寺社林は僧侶神官の管理する所であるが、木材を伐採するが如き場合には寺社奉行に届け出で許可を得るの必要があつた。

ニ、野山

之は村民の共有林であつて村民はその共同使用の權を有す。併し大なる樹木の伐採は同じく禁ぜられ、日用の薪炭又は肥料用の下草等の採取に限られてゐた。野山に關しては寛永八年十月に『野山の儀前々の如くたるべし、但先規より無之儀たりと云ふとも其所に寄て及迷惑族有之は見計可申付事』を令してゐる⁽⁴⁾。野山の所屬問題は常に爭論の種となり、岡山藩庫の藏する記録は論山裁斷の判決録に滿ちてゐる。野山が論山となつた場合は餘程有力なる記録の存せざる限り斷定を避け、野山を留山として何人をも入山せしめざる方針を採つてゐた様である。野山は村民の共同利用に委ねられ不可分のものとせられてゐたが、時に村民に分讓し各自の所有林となしたこともある。例へば兒島郡山田村に於ては野山たる牛飼場二十町餘を農民に分與して松を植えしめ自林となした。尤も『村中甲乙なく割山にすべき』旨を記すも、村役人達は比較的多くの分配を受け多きは五反二畝に及び少きものは五畝にすぎない。併し斯の如き野山分與は稀な例であるのみならず、かくの如くして成れる自林の處分權は一層制限せられてゐた様である⁽⁵⁾。

ホ、自林

自林は藩内全體の山林の内大なる部分を占めてゐた様であるが、その面積を明に知る事は出来ない。山林の賣買は原則として許され、只その手續上代官や郡奉行の許可を要することゝした。又立木の伐採につきては、『留山の外百姓掛り林木家宅仕度者於有之は相對次第賣せ代銀山主へ取らせ可申其刻郡奉行木數致吟味可賣買事』とし、『御國中賣木の事御法度に而も賣出し不申候ては百姓共迷惑可仕候、左候へば念入り御郡奉行承届其上を御郡代承繼郡奉行裏書を以て賣木仕らせ可申』の旨を老中が發令して居るより見れば、特別の事情ある場合に限り立木の伐採を許可したものである。百姓は自林の年貢を納めたが、如何なる率によつたかは明かでない。併し山林の年貢を少くし農民の負擔を軽減しようとしたことは、延寶年中に『百姓林之儀少分之處は其通に候、大分之處輕き年貢可申付事』を令して居るによつて察することが出来る⁽¹⁰⁾。

以上の如く公有私有の山林共有の處分上甚しき制限を加へられた、併し之は何れも山林荒廢の結果種々の弊害の生ぜん事を惧れたためであつて、後にも述ぶるが如く一朝事ある際には木材薪炭を搬出せしめて需給の調節を計つたのであるから、當時の社會状態としては斯の如き山林所有權の制限は寧ろ適宜の策と謂ふべきであらう。

- (3) 大帳、寛永十九年九月八日發令
- (4) 類纂政治門、民政舉措寛永八年九月發令第二條
- (5) 撮要録、山林編兒島郡の部
- (6) 同上、寺社林野山に比して自林の割合は九割以上を占めてゐる
- (7) 類編、承應三年十一月一日府令第五項
- (8) 法例集、天和二年三月の條。類編、明曆二年八月八日郡奉行の命令
- (9) 寛文三年一月二十六日日にも之と同様の令を出す。法令集、天和三年十月
- (10) 法例集、延寶五年三月定制

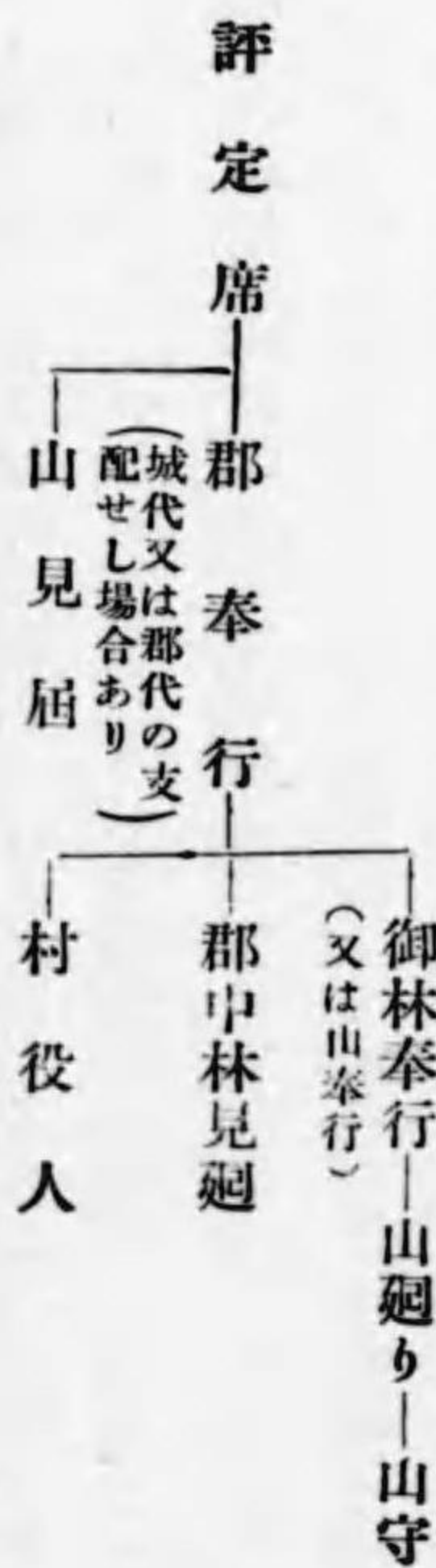
第三 山林管理の職制

前述の如く岡山藩の山林は五種に區別することが出来るけれども、給所林は伐採に際して藩政府の山見届の監督を受くるのみにて、平素は全然給人の獨立管理に屬し藩政府の支配を受けない。又寺社林は寺社奉行の管理に屬しその面積も大ならざるを以て本項に於ては専ら御林、野山、自林の三種につきてのみその職制を述べようと思ふ。

岡山藩政の最高機關は評定席であるが、之は最高の裁斷のみを行ふ所にして諸般の行政を直接に司るものは各種の奉行である。御林は郡奉行の支配に屬し更に御林奉行（又は山奉行）、竹木奉行なるものがある、而て御林奉行は數人ありて各地の御林の管理經營をなすも重要な事項は郡奉行の指揮を要した。竹木奉行は本來藩政府の需要する竹木の供給を司るものにして常に御林の現場にありて御林奉行と相諮り山林竹木の事に當つたのであるが、山林の直接經營に参加しなかつた様である。職制は屢々變革されたけれども上級の機關は右の如きものである。更に御林奉行の下には山廻り、山守ありて日々山林を巡視し之が保護監督の任に當る。山廻りは山守と同じく山林の地下の農民を以て之に充て、その報酬の如きも切米十八俵内外及び一人扶持を給せられ多少の旅費を受け又畠地五畝を與へられ之を宅地及び菜園地とするを許され、薪札によつて雜木を採取すること出來たから、その地位身分は低きも相當の待遇を受けて居たものである。山守は山廻りの下位に在りてその給與は米又は樹木を以てせられ、最も多く給米を受くるものも二石三斗を出でず、小山林の山守は僅かに米三斗を給せられたにすぎぬ。併し之等の職務は多くは名譽職として地下の信用あるものが任せられた。山守設置の場所は時に増減せられたけれども、撮要録の

記す所によれば五十五ヶ所、山守人員は六十人前後であつた、尤もこの中には村の野山にして特に監督の必要あるものとして山守の設置されたものもある。

村落の共有林たる野山は村落の自治的管理に委ねられ、村役人が主として之が監督の任に當つた。併し郡奉行に屬する郡中林見廻なるものは時々野山を巡視し、村役人の管理の如何を調査し、不届の點や盜伐なからん事を警告するを常とした。更に村役人は野山に關する事件につきて郡奉行と折衝し山林公事の當事者となるのみならず、農民自林の處分につきて郡奉行との間に立つて種々の手續をなすの義務があつた。山見届は常置の機關に非ずして、有事の際山林濫伐の虞ある場合に藩政府の有力なる役人が臨時に任命せられ藩内全體の山林を巡檢するものにすぎぬ。山林職制を系統的に示せば次の如くである。



尙ほ林産物の拂下げ又は搬出に際しては種々の悪事が行はれるので、已に慶安元年の定制には山切手によつて入山せしめて盗伐の弊を避けんとし、その外山札、薪札、草札の類も皆之と同じ目的を以て考案せられたものである。又享保年間には伐木刻印を用ふること、し、山奉行は御用諸渡木並に御拂板は勿論立木伐採の節は伐木と伐り株とにこの刻印を押し、以て盗伐を嚴重に取締つたのである⁽¹¹⁾。

(11) 法例集 享保十九年七月

第四 山林經營の方法

山林の經營は之を技術的方面、經濟的又は社會政策的方面、財政的方面の三つから觀察することが出来る。樹木の植付や山質の維持の如きは専ら技術的意義を有するに止り、その經濟的又は社會政策的意味を有するものも多きは間接である。然るにかくの如くして造成せられたる山林の産物を處分するに方りては、直接に經濟的社會的財政的意義を有すること甚だ大である。故に先づ造林に關する統制を述べ、更に林産物の處分に當りて如何なる方策を用ひたかを明かにしようと思ふ。

イ、造林に關する統制

(1) 植樹

山林植樹に關する最古の記事は寛永十九年九月に發した布達である。池田光政が初めて岡山藩に封を受けて鳥取より移つて來た頃は、藩政未だ統一されず先代よりの給人はその給所の山林を恣に濫伐し之が補充の爲め植樹を行はなかつたので諸山林は甚しく荒廢し、直接間接に藩の經濟發達に對し惡結果を及ぼして居た。光政公は先づこの弊を矯めんとし「先代よりの給人儘に不仕山林急度はやし置可申候此外にもはやし候て可然所は見立次第林し可申付事、」國の炭薪他國へ遣申間敷事」を命じた。岡山藩内の山林は地味良好ならずして杉檜等には適しないので、専ら松の種子を山麓は勿論山頂に至る迄遍く播種すべきを教へ、平地の空地には漆の實を播くこと、大川堤に竹林を作ること訓令して居る⁽¹²⁾。併し劃一的なる植樹方針は往々不都合を生ずるを以て貞享元年に至つて「諸郡共相應の樹木植棲木可仕候其他何れにても植候て可然物考へ植させ可申候」と命じ⁽¹³⁾、土質と樹木との關係を考慮せしめ、殊に植樹によつて農民の生活に惡影響を齎らすが如き事のない様に特に注意せしめて居る。山林が山論の對象となつた場合には、所詮山林の整理が行はれない

ので、かの磐梨郡國山の山林は田原父井の兩村がその入會關係及び歸屬關係に就て多年論争し山林植樹上甚しく支障を生ずるを以て、藩政府は速かに之が裁斷をなし、父井村をしてその植樹を實行せしめた程である。而て父井村は到底自村の勞力のみにては植樹をなすこと出来ないので隣村佐伯十八ヶ村を雇うて松を植えたといふことである⁽¹⁴⁾。當時如何に官民が植林に力を致したかを察することが出来る。又留山が荒れた場合には地元の村民の責任として過代を課し、事情によつては村民の共同負擔にて植樹せしめた場合もある⁽¹⁵⁾。

その後藩政府が如何なる程度に植林を行つたかは全然不明である。降つて寛政年間に至り給人も從來と全然その面目を一新し、自己所有林及び給所林を植林することが大に有利なることを悟り、自發的に之が施設をなさんとするに至つた⁽¹⁶⁾。之は一面より見れば藩政が多少弛廢した、め給人が其弊を除去せんと考へたものとも推察せられる。岡山藩の治政は光政公、曹源公の時代は最もその實が擧つたけれども、その後は餘り振はず多くは龍頭蛇尾に終つて居る。林政亦その感がないでもない。幕末に及んでは林政稍忽にせられ山林が荒廢の徴を示して居たと思はる。それは天保二年に竹木方揭示なるものを發し、『竹木方請の山々荒不申様に心付可申若し透所有之候得者實生植繼等無油斷可致栽培事』を命じて居

るによつて推すことが出来る⁽¹⁷⁾。

斯くの如く藩政府に植樹を以て林政上最も重要な綱目となし之が獎勵に力めたが、尙ほ他面に於て造林の結果が農民の不利不便を齎さぬ様に細心の注意を拂つたことは、卑近のことではあるが、封建制の下に於ける方策としては可なり思ひやりのあつたものといはねばならぬ⁽¹⁸⁾。即ち從來の牛飼場、野山の如きは充分に農民が利用しうる様にし、無方針に植樹して耕作牧畜の妨害となるが如きことのない様に、當路の役人をして之れを治めしめた。

(2) 山林土木

山林土木の内、岡山藩の砂防工事は昔より可なり進歩したものであつたといふことであるが、之は故老の言にすぎずして、事實につき又は文獻によつて立證することが出来ないから、暫く之を論外に措く。諸方の山林に矢筈竹の栽植を獎勵したのは軍事的理由よりも寧ろ砂防の目的であつたと思ふ⁽¹⁹⁾。

藩政府は御林内に屢々山道を設置し、林産物の搬出及び藩民交通の便を計つた⁽²⁰⁾。又山林と關連して諸方の山中に池沼を設け山と水との關係を調節するに力めた。かくの如き土木

事業は藩民が自力を以てその村落共有林及び之に關連する地域に於て實行した場合がある。蓋し當時に於ては山林の歸屬關係につき屢々論議を生じたのでその歸屬を確保するの手段として、山林に勞力を加へ整理を施すの必要があつたからである。從て山林に關する地圖は、山林の境界權原を明にするの證據として最も重要なものとせられた爲め、他の種の地圖よりも比較的發達して居たことは撮要録の掲ぐる所に由つて推察出来る。

□、林産物處分の方法

上述の如く岡山藩の林政は水源涵養を第一の目的とし從て植樹を最も重要視したのである。併し造成せられたる森林は一定の時期に至れば之を間伐して林相を整へ、又雜木下草を艾除して主要樹木の發育を助けねばならぬ。即ち技術的自然的理由よりしても林産物を處分するの必要が起つて來る。更に山林は人々の日常生活と種々の形に於て密接なる關係を有し、森林を獨占閉鎖する時は萬民の生活を壓迫するの結果となるを以て、彼等をして適宜に森林を利用せしめ或は林産物の供給を計らねばならぬ。又舊時の如く天災地變の頻發した時代には、之が應急の策として木材薪炭を人民に給與し、或は之を市場に出して價格の安定を計らねばならぬ場合があつた。林産物の處分は經濟上社會政策上重大の意義を

有して居た。更に舊幕時代の各藩は何れも財政の窮乏を告げ財源の燃出に頭を悩まして居たのであるが、山林が相當の収益を齎しうるに至れば之を財源とし種々の方法によつて收入を擧げようとした。併し之は連続的に大量の樹木を伐採すること、なり、造林上往々にして好しからぬ結果を生じた。本項に於ては右の如き林産物處分上の動機を觀點として記述する事を止め、専ら林産物の種類に依て之が處分に關する統制を示すこととした。

(1) 薪材の處分

經濟の發達しない社會に於ては食に關する支出が比較的最も大なるを原則とするが故に、藩政時代に於ては薪は人民の生活に對して餘程重要なものであつた。從て薪材の處分配給につきては種々の施設が行はれた。藩の御林より産する薪材の處分は、年々一定の代償を徴收して拂下げた場合と、不時の急を救ふ爲め又はその他の理由により無償にて給與した場合とがある。而て有償拂下は直接に個人に對して行はるゝ場合は殆どなく、先づ村落團體に拂下げ、薪炭採取の爲め入山する團體員より一駄又は一荷につき代償を定めて採取せしめ、或は各人の能力に應じて採取を許した場合もある。後者の場合が最も多くあつた様に思はれる。又村落が代償として運上を納付する場合にも、米又は銀を以てするも

の、勞力の給付によるもの即ち採取せる薪の一定量を上納するもの、右の兩者を併用するもの、三種がある。

一五四

寛文八年二月和氣郡熊山御林に關し郡奉行の建議せし所によれば、從來入山しうる四郡の村落より納むる運上銀を一年五百目とし、年々薪の採取を行つてゐたのであるが、一時この制度は中止されてゐた。同年改めて舊制を復し各人は究め札にて入山し雜木馬一駄の代を定めた。この究め札は入山者をして過分の採取をなさしめない爲めであつた。その金額は不明であるが若し甚しく低廉なるに於ては餘りその目的は達せられないし、究め札の檢閲がどれ迄嚴格に行はれたかは疑問である。とに角熊山は大山林であつてその雜木下草の拂下により四郡の民は大に利益を蒙つたのである。左に參考の爲め郡奉行の建議書の原文を示さう。

『和氣郡熊山先年は和氣、磐梨、邑久、上道の四郡より薪を刈一年に銀五百目運上有之候此山昔茂候時分は早損不仕禿山に成候て早損仕由に付十二年以來留山に被仰付余程茂候近邊の村薪無之藁計燒迷惑仕に付松栗樫を繁く殘し雜木馬一駄に代銀何程と究め札にて山へ入候て札改三人被仰付候は、山も不荒民可悦由申立』(註)

之によれば以前の如く運上銀を入會村落より納め個人が更に代銀を納めたものかは明かでないが、恐らくは入會村落よりの運上銀は廢せられたものと思はる。延寶元年の郡奉行建議には『熊山下刈近年不仕香々登村近邊村々薪不自由に付如先年札にて刈被仰付一荷に付二分五厘宛運上差上日數二十日計御免し相成度』とあるを見れば、村民は採取せる薪の分量に應じて運上を出した譯けである。この拂下方法は、村落に一定の運上銀を課するのみにて薪の採取量に制限を加へないものよりも、山林の濫伐荒廢を防ぐには有效なものであつた。尙ほ加茂山御林の拂下は材木と共に行はれたのであるから後節に於て述べるであらう。

採取せる一定部分を上納するものに刈分の法がある。之は薪採取の場所、區域、時日を定め村方總出にて刈り取り、之を三尺繩にて束ね、その束數の半數を上納し、殘る半數を村方に分配する方法である。岡山地方の俗語に物を切半することを山分と稱するは蓋し茲にその起原を有するものであらう。

運上は銀によつて上納せられたもの最も多く、米及び勞力によつたものは比較的少い。薪刈取りの請金は山林の性質、採取の便否等によつて差等があつた、薪入札に關する運上

高に就いては多くの資料がないので、今その一例として寶曆三年二月の『磐梨郡御林下刈落葉請銀』なるものを次に示すに止めておく。

御林名	面積	請銀高	一反平均代銀
田原村上裏御林	山畝七町一反六畝	銀三十目	四分一厘九毛
宮ノ脇御林	三町八反三畝	三十三匁	八分六厘八毛
田尾山御林	八反	六匁	七分五厘
栗御林	三町五反	十匁	二分八厘五毛

以上は有償拂下の概要であるが、燃料の不足を生じたる場合、或は地下の村落が特に山林と密接の關係のある場合には無償で拂下げた。承應年間には天災屢々起り生活の困難を來したので、薪の供給を増加するの策を執つた。即ち承應三年二月在府水野伊織より池田伊賀、日置若狭へ達したる報には次の如く記されて居る⁽²¹⁾。

『御藏入分の山林枝を卸し薪に仕御領分へ御拂可被成御藏入の山林に薪無之候は、給所の山林先年薪に賣候事停止に被仰付置候分役人の勝手次第に被仰付可然常に山林伐荒不申様に被仰付置候は、箇様の御救にも可成と被思召候事』

更に同年十一月には寛永十九年十二月の薪供給奨勵策を復活して、郡々の藏入給所の山林より岡山町に搬出せらるゝ薪の運上を免じ、又給人が給所山林の薪拂下を中止せし爲め農民が迷惑を蒙る場合には村々はその由を郡奉行に申出で相當の處置を要求することを許した⁽²²⁾。又寶永年間にも給人の山林に對し材木薪炭の伐採搬出を奨勵し以て火災後の岡山町の需要を充たさんとしたことがある⁽²³⁾。異變のない時に薪を無償で拂下げるのは多くは村落と山林とが特別の關係ある場合である。例へば寛文十年八月郡奉行俣野善内の具申した所によれば、赤坂郡齊富村外四村に對して松枝五千七百四十束（三尺繩）を分與した⁽²⁴⁾。元來赤坂郡各村の野山は明暦二年十二月に郡奉行の命によつて松樹を植えたものであるが、村民は僅かに雜木下草の採取を許されてゐたのにすぎぬ、多年山林保護の甲斐ありて樹木大に成育したので初めて農民は松枝を切りとることを許されたのである。

(2) 燈料

延寶年間には數次の天災があつて人民大に疲弊し、毎夜の照明用燈油をも充分に獲得することが出来ない有様であつた。之が爲め農家は一般に松火を以て燈油に代へてゐた。然るにこの松火も亦高直となり人民は困難したので、御領林の樹木伐採後にその切株を農民

に掘らせた。例へば半田山に於ては樹木の切株の三分の一を百姓に與へ三分の二は入札して代銀を上納せしめた、併この掘株三分の二の代銀は政府の收得とせずして之を以て肥料を調達し貧者の惡田地に與へたといふ⁽²⁰⁾。燈料の拂下げにつきてはこの外に餘り記録がないようである。

(3) 牛馬飼料

明曆年中已に牛馬を飼育する山林に植樹して農民に迷惑を及ぼす勿れと訓して居る⁽²¹⁾。爾來岡山藩は軍用並に勞働用の牛馬飼養に留意し、政府自らも牧場を設け、又農民をして野山、牛飼場、入會山を利用せしめて牧畜の發達に力めた。岡山藩の諸方に山麓を區劃して大木なき部分の存するは即ち當時牛飼入會山の遺跡である。從來山林保護に急にして、樹木の伐採を嚴禁してゐた結果、牧畜に用ひられてゐた林野に樹木が繁茂し却て農家の困難を齎す場合が屢々起つた。そこで適宜に樹木の處分をなし前々の通り野山牛飼場となしたことが諸記録に見はれて居る⁽²²⁾。

右は農民に對する牧畜用飼料の處分であるが、更に岡山町居住の馬持に對し馬飼料を與へた。之は一朝有事の際の備として馬の飼養を獎勵したものであらう。即ち岡山町總馬持

共に草札六十六枚を渡し奥市山御林に入山する事を許した⁽²³⁾。この草札の交附は郡の町奉行が行つたけれども後には郡奉行の支配となつた。草札の所持者は年中入山し得たのではなく青草生成の時期のみにして枯草期には入山を禁止された。草札は無料で下附されたようである。然るにその後草札による飼葉採取の範圍は次第に廣められたものと見え、町の馬持は岡山附近の諸方に於て飼葉を採り、その節農作物を蹂躪し又は故意に盜むが如き場合を生じた。之は文化年中に町方草札の書換に附し各地の農民が草札の廢止を要求した理由によつて明かである。併し草札の廢止には至らず、從來の如く刈草期間を四月一日より八月迄とし、刈草に際し充分の注意すべき旨を訓して草札の制を存續することとした⁽²⁴⁾。

(4) 木材の處分

木材の伐採には藩の財政上の理由によるものと人民救助の目的に基くものがある。天災後に農民が家作をなす場合には各地の山林竹木を伐り出して之を給與し、又木材の賣買が禁止されて居た場合にも農民の支障を生ずるに於ては郡代、郡奉行の認許によつて木材の取引を爲さしめ、或は給人をしてその山林を伐ることを許し、以て木材の供給を圓滑ならしめようとした。藩政府は種々の土木事業を起すに當りては竹木奉行をして御林より調

達したのであるが、之は家計的處分であつて、當時の經濟狀態としては敢て珍しきものではない。經濟上財政上の見地よりして興味ある制度は請山と稱する木材拂下の方法である。併しこの請山の制は凡べての御林に於て行はれたものではなく専ら加茂山に於て試みられたもの、如くである。蓋し加茂山は藩内の最も大なる山林にして良材甚多く、岡山城下を去る五里の河上に在りて木材搬出上に利便を有し、且つ木材を伐採するも風致、治水を害するの虞少きのみならず、他の諸山林は從來より藩政府直接の需要の爲めに用ひられて居たからである。

請山の制は、今日より見れば敢て異とするに足らぬけれども、當時の山林經營方法としては甚だ興味あるものといはねばならぬ。請山とは一定年限の間同一人に對して木材を拂下げる方法である。之には入札によつて運上銀、運上木、請山の期間、柚日用人の使方、材木賣却方法を記載せる書式を提出せしめ、藩政府にとりて最も有利なるものを請山人とする。請山のことは郡奉行の直接支配するであるが、専ら老中の指揮に従て事務を管掌するを常とす。以下加茂山に於て行はれた請山につきて述べて見よう。

加茂山を請山となすに至つた理由は何れの書にも見出すことは出来ぬが、恐らく財政收

入の爲め及び自ら需要する木材調達のために行はれたものであらう。延寶二年十月郡奉行河合善太夫が評定席へ提出した伺に對して老中の指令した所によれば、「他國者には入札無用と申候得共御國者請山仕者無之候はゞ他所者にて入札可爲致様次第にて何にても可申付候間先札取可申」とある⁽³³⁾。即ち藩内の者をして請山せしむることを原則として居たのであるが、その希望者なくば藩外の者にも有利なる條件を附けるものならば請山人としよるといふのである。而て加茂山の入札に際しては御國者の希望者なく、備中の人及び紀伊國の富田屋某が希望したので、富田屋を請山人に決定した。延寶三年二月二十九日富田屋太郎左衛門が郡奉行を経て評定席席へ提出した口上は次のくのである⁽³⁴⁾。

一、加茂山五ヶ年切に御請可申上候、御運上の儀は材木百本に付二十本、丸太同前、挽板仕候はゞ百間に付二十間宛、岡山にて差上可申候

一、一ヶ年に銀三百枚宛(一枚四十三匁也)年數の内毎年暮に差上可申候、但し是者山手枝葉之御運上銀右に書付申候はゞ御樋方其他御作事所へ御用木の分百本に付二匁つゞ下値に上げ可申由言上仕候得共銀高知不申候故如此銀詰に仕上申候、山被爲仰付材木出し候て御運上差上殘材木御用に被召上候はゞ御見分の上にて御値段被爲仰

付可被下候御用無御座分は何方へなり共勝手次第に賣拂可申上候只今より御請申上御國の袖日用山入仕らせ申度存候事

一、何分にも山御請可申上奉存私去九月より當御地へ御訴訟に相詰國本之山之仕入も不仕御訴訟相叶申候は、右より申上候通忤當御地に住宅仕せ御用達上げ申度奉存候數年御用承乍恐御扶持人同前御屋敷迄御拜借仕寔に辱次第奉存候外聞旁々以御慈悲に被爲思召被爲仰付被下候は、難有可奉存候事

右之通御請申上げ候は、請人の儀大坂博勞町播磨屋彌兵衛と申者加判仕上げ可申候、是は丑の暮に御訴訟申上材木前銀に拾貫目御拜借仕候時大坂御藏奉行衆へ被仰遣御吟味の上にて請人に判形者にて御座候此の外一門之者數多御座候間慥成様に仕上可申候

卯二月

紀州富田屋太郎左衛門

右によつて見れば請山人より納むる運上銀、運上木は必しも低率ではないが、請山人の忤を扶持人同様に待遇し、又その經營上にも種々の便宜を興へた。例へば加茂岡山間の河川を整へ金川村に運上木検査奉行を置いて搬出を檢せしめ、更に山林の内部に於ても山落し、(山嶺より絶壁をすべらして木材を投下する事)、修羅出し、(材木を岩石の凹凸せる地又

は芝草の上を牽きて山道迄出す事)等の搬出方法を定め、枝葉は薪札によつて地下の農民に賣却せしめ、又曲木運上を免除した。岡山藩が單に木材の拂下方法として請山の法を設けたのであれば、恐らくは右の如き利便を計らなかつたであらう。畢竟請山の法は藩政府が自己の必要とする材木を運上木として獲得し、更に請山人より安價に買上げんとし、又一方に於て請山人の収益分配に與らんとするものである。林業に經驗を有する資本家をして直接經營の任に當らしめたものにすぎぬ。請山人は一定の購買者を有するが故に經營の安全を有するが如きも政府は優先的に購買の權を有し然かも價格低廉なるに於ては、請山人は早晚經營困難とならざるを得ない。政府が若し永くこの法によつてその求むる所を得んと欲せば、單に搬出方法の如き技術上の利便のみによらずして更に運上負擔の輕減を計るべきであつた。果して延寶五年に至り富田屋は破産し業半ばにして岡山を引き上ぐるの止むなきに至つた。破産の原因は明かでないが、藩政府が材木を多く需要せざるに至つたことも一因と思はる。その後岡山町上内田町樋屋九郎が富田屋の仕事を繼承せんことを願出たが政府之を許さず請山の制を休止した、その理由として「加茂山富田屋手前被召上候大坂への聞えの爲めにも候間四五年もはやし可申候何方へも被仰付間敷候」とある。政府

は強制的に休止せしめたもの、如く、その間多少の理不盡があつたのではないかと察せられる。事情かくの如くで富田屋は多くの材木及び薪を切り出したのみで之が處分を了へずして去つた。そこで郡肝煎の申出により國中の農民に拂下げ、又松葉は附近の農民にして搬出した者に分與せしめた⁽¹⁷⁾。茲に於て建部十ヶ村の農民は次の如く申合せて請願した。

御札四百枚申請御運上銀一ヶ月に五百目宛月切に差上可申候年内より來春迄五六ヶ月を被爲仰付被下候得ば建部御百姓中御助にて御座候、然る上は枯木の外生木は一本にても伐不申候様に村々堅く申合候御林出入口三口に御奉行六人被仰付可被下候尤札本出來候ても建部方の御百姓中伐出し申事に御座候へども御運上の外札本へ高利取申候ては總方百姓中迷惑仕申付如此奉申上候、被爲聞召上被下候はば難有可奉存候⁽¹⁸⁾。

評定席は右の旨を容れたので農民は大なる利益を蒙つた。かくて加茂山請山の跡始末もすみ、請山の法による材木の拂下は行はるゝに至らなかつた。

(5) その他の林産物

右の外林産物につきては多くの記録はない。正徳二年の記事には大和吉野の者來りて檜皮の拂下を受け、百五十六丸(一九八貫)、代銀百二十四匁を上納したことを記し、享保、

元文、寶暦の頃にも檜皮を拂下げた由が見える⁽¹⁹⁾。又加茂山の枳殻林を村方の請山として拂下げ、農民は副業として之を利用せし旨がある⁽²⁰⁾。その用途は不明であるが恐らく製薬の原料としたものであらう。次に木炭の供給を計る爲め貞享元年三月建部村に炭肝煎を設け、加茂山より製炭に適する樹木を伐り出さしめ、建部村の村民が獨占的に之に従事した。而て炭の價格を定め春より秋にかけては一俵につき九分とした。その後この特許的な炭焼法が行はれたか否かは不明であるが、文政八年の記録によれば同所に於て製炭せしめ、運上百俵に付銀札四十目としたとある。製炭用材の採取面積は五十町歩にして、松炭六萬八千俵、一窠分一年二千俵と定めた⁽²¹⁾。農民の副業として好都合のものであつたと謂はねばならぬ。

- (12) 類編、明暦二年十二月三日郡奉行への命令
 (13) 類編、貞享元年正月郡奉行への令達
 (14) 撮要録、山林の部貞享二年父井百姓の書上
 (15) 類編、寛政三年十月池田隼人より郡代への協議
 (16) 法例集、天和元年四月の條
 (17) 法例集、後編天保三年の條

- (18) 此の例は甚だ多い、殆ど凡べての植樹に際してはこの點を注意して居る、特に法令集寶永六年七月郡代稟請
寛政三年十月給人よりの協議に對する郡代の回答に之を高調す
- (19) 法令集、天和元年八月。同上天和三年三月
- (20) 撮要録、山林の部、享保五年十月四日の條、同、寶曆十二年の條
- (21) 類編、寛文八年二月二十九日郡奉行建職
- (22) 評定留、延寶元年十一月晦日
- (23) 類編、寛文十年五月二十三日の條
- (24) 御記録、承應三年二月四日
- (25) 大帳、寛永十九年九月九日、同七年十二月朔日
- (26) 留帳、寶永五年十二月三日
- (27) 板挾記録、寛文十年八月晦日
- (28) 評定留、貞享元年正月二十七日
- (29) 類編、明曆二年十二月
- (30) 法令集、寶永六年十月、撮要録第一卷山林部虎倉山の條
- (31) 法令集、享保十九年四月

- (32) 撮要録、牧畜の部
- (33) 評定留、
- (34) 評定留、
- (35) 評定留、延寶三年五月十九日
- (36) 評定留、延寶五年三月二十一日
- (37) 評定留、右同年
- (38) 評定留、延寶五年十二月十二日
- (39) 撮要録、山林の部
- (40) 撮要録、後編第一卷大保五年五月の條
- (41) 撮要録、加茂山炭燒の條

結 言

以上述べた所によつて岡山藩林政の如何なるものであつたかを覗ふことが出来ると思ふ。封建時代の政治は、支配階級たる武士の利益を中心として行はれたともいへよう。又實際に於て多くの施設は武士階級を養護する爲めに、即ち自己の生活資源として人民を用

ひた場合もある。併し我國封建制の下に於ける武士の支配権は歐洲の封建支配者の如く、土地の私有権に基いて人民を生産手段とし又は私権的勞力搾取の對象としたものでなく、人民と支配者とは純粹の公権的關係に在つた。従て武士が人民に對して賦課徴収する金穀は明かに公法的租税であつて、領主の家計と藩政府の財政とは形式上分離獨立して居たのである。故に藩政府が金穀を徴収するは、歐洲の諸領主が人民より徴収するものと異り、私権的なる掠奪搾取であると輕々に斷言することは出來ぬ。我國の封建制は須く私権的觀點を離れて考察せねばならぬ。私はこの見地よりして、岡山藩の林政が經濟上、社會政策上並に財政上如何なる効果を齎したかを概観して本文を結ぶであらう。

イ、經濟上、社會政策上の效果、

岡山藩が山林を治めた結果、果して如何なる程度に水害が減じたかを速断することは出來ぬ。現に岡山縣水害史を見るも、洪水の度數は必しも減少したとは思はれぬ。尤も被害の程度は漸減して居るし、又旱害による凶作も比較的少くなつて居るのであるから、その原因が山林治水に在ると推論するも或は不當でないかも知れぬ。此の如き消極的效果の外に、山林經營によつて積極的に人民の利益を齎したことは明かである。牛飼場、野山の共

同利用を許して農業經營の便を計り、日常生活に必要な薪炭の獲得を容易ならしめ、林産物による副業の奨励、藩政府や給人の山林處分に際して地下の農民を勞務に服せしめて給銀を得しめた。

更に天災地變の際には、窮民に對して竹木を供與して家居を得しめ、或は貧困なる農民に肥料代燈料を與へた。貧困にして借錢の爲めその山林を失へるものには金穀を無利子にて貸與し之を回收せしめた場合もある⁽⁴⁾。木材薪炭が高値となり生活困難となれば諸山林よりその供給を促進し價格の平準を計つた。貧富の懸隔を調節する爲めには野山の共同利用を公平ならしめ、或は野山を分配して農民の所有を平均せんとさへ試みた。事甚だ小であるが雖も當時の治政としては誠に細心の注意を拂つたものといはねはならぬ。

ロ、財政上の效果

岡山藩が直營の山林を多く所有せし爲め、實物收入として竹木を得ること容易であつたので、灌漑、治水、道路建設、開墾等土木事業を盛に起すことが出來たのである。山林經營の結果、水害旱害を減じ農民の生産力從て租税負擔力を涵養することが出來た。殊に岡山藩は地租以外に顯著なる収入源が少かつたのであるから、林産物の拂下によつて得る所

の運上は財政収入の内、重要なるもの、一つであつた。政府が財政収入の増加を主眼として林政に力を注いだことは凡べての方面にその片鱗を覗ふことが出来る。

要するに岡山藩の林政は蕃山の林政思想と初期の明君賢相の實行とによつて基礎づけられ、農民の經濟生活の安定、藩政府財政の確立を目標として殆ど終始一貫せられて居る。その施設は必しも他藩と異なる譯けでもなく、又優秀なものであるともいへないが、藩政府及び藩民が二百五十年の間、不斷の努力を以て山林經營に努め、地質必しも良好でない山林をとくに角荒蕪に委ねなかつたことは大に多とせねばならぬ。

(42) 撮要録、保坂自林に關する記事

第五章 徳川時代岡山江戸間の海運

緒言

鎌倉幕府が樹立せられて以來、四百年の間我國の政治組織であつた地方分権的封建制は、徳川幕府執政の下に初めて中央集権的封建制に達成した。徳川幕府百般の政策は多く保守退嬰的にして、特に各藩の隆興發展を旨としたものは誠に稀である。徳川幕府が自己の地位と權勢とを擁護せんが爲めに行ひし種々の政策は、屢々多大の弊害を醸した場合があるけれども、之を日本國家といふ大局の立場から觀察すれば、それが反射的消極的結果として各藩の經濟的發展を促進した場合が少くない。例へばかの參觀交替の制度の如きは、天下大小の諸侯をして、次年邊疆の隅々よりも江戸に上らしむることとなつたが爲め、當の諸侯は勿論、沿道の諸藩は重き負擔に苦しみ、聽て國民を疲弊せしめた事は明かな事實である。併し乍ら他の一面より見れば、之が爲めに諸般の交通機關は次第に整備し、従て從來經濟的政治的に一獨立國として孤立の状態に在りし各藩は、漸くその面目を一新し、

流通經濟は未曾有の進歩を遂げ、日本全國をして經濟上有機的に結合せしむること、なり、國民經濟成立の萌芽は已に徳川時代に於て育成せられたといつてよい。殊に江戸大坂間の經濟交通の發達は最も注目し値ひす、蓋し江戸は政治上の中心にして貨物消費の中心地たるに拘はらず、そのヒンターランドたる奥羽は當時尙ほ經濟發達の程度低く、政治的都市の高尙なる需要を充たすべき貨物をこの地方に求むることは出来ぬ。然るに大坂は關西文化經濟上の中心にして豊當なる西國諸藩の物資配給の關鍵を握つてゐた。この兩者が先づ經濟的に相結びその間の交通運輸の發達するは理の當然である。併し乍ら尙ほ當時の交通技術を以てしては、大坂江戸間の陸路は僅かに旅人のみの利用する所にして、多量の貨物を輸送するには海運によるの外なかつた。かの菱垣廻船、樽廻船及び番船等の船舶の發達、之に伴ふ諸種の問屋組織の發達の如きは、當時の江戸と大坂との經濟上の地位並びにその關係を物語るものであらう⁽³⁾。

抑も交通の本質たるや、人と人とを接觸せしめ、地と地との隔を縮少せしむるものなるが故に、徳川時代に於ける交通の發達は、人的的交渉を深からしめ各藩の間にその利害關係上種々の問題を惹起せしめざるを得なかつた。茲に於て幕府は交通に關し、殊に海運

に關して一般的原則的規準を與へ、一面に於て各藩の利害鬭争を防遏し、他面に於て交通の利便と安全とを増進しようとした。各藩はこの一般的規準の範圍内に於てのみ造船并に運輸交通の自由を有した。即ちこの幕府の令達せる規準は、今日謂ふ所の海上交通に關する國際公法の如きものである。各藩はそれ／＼自己特有の經濟事情に適合した政策施設を行つた。殊に大藩に在りては往々注目すべき經濟施設を有するものがあつた。今日迄徳川時代の經濟史又はその經濟政策の歴史と稱せらるゝものは、多く徳川幕府の施設、徳川氏直領の地に於ける經濟史である。嚴密なる意味に於ける全日本の近世經濟史ではない。各藩の經濟史が完成され、之を統合整理して甫めて徳川時代の經濟史は完きわけである。私が本文を稿する所以のものは、即ちその部分事業であり、又基礎づけの分擔である。徳川幕府の交通政策并に大坂江戸間の海運に關しては、已に先輩諸氏の研究が可なり多く世に現はれてゐるから、敢えて之を論じない。私は専ら岡山藩の施設特に岡山江戸間の海運につき考察する。蓋し之を詳にすることは、遠く江戸を離れたる外様大名の領有する岡山藩が經濟上如何なる關係を江戸に對して有してゐたか、從て亦關西の諸藩が江戸に對して有せし經濟關係を類推することを得るのみならず、更には所謂中央集權的封建制の下に於

いて、各藩相互の間及び各藩と幕府との間に在つた經濟關係を明にするの一途になると思ふからである。

(1) 本庄博士、經濟史研究三二九頁以下参照

瀧本博士、日本經濟史二七頁—三〇頁

(2) 本庄博士、經濟史考二九七頁以下

(3) 日本交通史論、藤田學士論文四七頁以下参照

第一 江戸大廻船の所屬

岡山藩政府は自ら船舶を有し、造船工場を自營した、併しその目的は多量の貨物を運輸するといふが如き經濟上のものではなく、寧ろ藩主及び藩の役人の出入并に沿海警備の如き非經濟上の目的に供せらるるものであり、従てその船舶の多數は客船であつて、荷物船はその數も少く規模も小であつた。併し後に述ぶる如く大量貨物運送の爲め藩自ら巨船を建造せんとした場合もあつたが、原則としては民間の交通運輸は勿論、藩政府の貨物の輸送に際しても民間の船及び藩外の船舶所有者に之を委ねた。岡山藩が江戸へ貨物を輸送するが

如きは、必しも年中繼續的に行はれたのでもなく又その分量も多大ではなかつたので、その重要な度は大坂岡山間の交通關係の比ではない。殊に運送中の事故に基く損害賠償の問題につきは、資力の少き岡山藩内の船主は充分にその責に任ずる事が困難であつたから、江戸大廻り米の運送の如き危険の大なるものは、之を何人に行はしむべきかにつき、藩當局は常に頭を悩まし、その方策は始終變更されてゐた様である。或は民間の船に委ね、或は大坂鴻池の持船と契約をするなど色々試みたが、何れも一長一短がある。そこで藩自ら荷物船を建造し大廻り米の運送を自營するに如かずとの議を森半右衛門が發案した。彼の考へでは藩は年々多大の米穀その他の貨物を江戸大坂へ運送しなければならぬ。然るに之を民間の船や資本家の船によりて運送する時は常に紛議を生ずるから、之を藩政府の手で行ひ以て問題の源を断たうといふのである、松島兵太夫なる者がこの案を具して津田重二郎に示し、津田は之を評定所に於て諮問したのだが、色々の事情があつて沙汰止みとなつてゐた。然るに森半右衛門は更に詳細の研究を遂げ、その献策の有利なることを力説した、即ち『寛文七年の冬より八年の春迄の上り米又は大廻米の運賃を計算したるに、加子百人を召抱へ二人扶持に十俵宛の支配に見積り二千二百二十五俵、而て去冬より當春迄の上り

米大廻りの運賃二千二百九十二俵にして差引百六十七俵を餘す、故に荷船二十艘を作り右の手船、手加子にて運送する時は缺米減少し、且つ備船による時は、浦加子平均一月五十人を要し加子米の節約となり又増加せる百人の加子は休航中は他の仕事をなさしむることを得るが故に却て經濟上有利である」といふのである。併し乍ら荷船二十艘の建造には少くとも銀百貫目を要するので、當時の藩の財政は之を許さな。今一應調査するの必要ありとし舟手をして研究せしむる事となつた。二人の舟奉行は調査の結果を報告したが、それによれば、百石舟二十、加子百人、杖付二十人を召抱へる時は、初年の入用銀八十六貫目餘、翌年より年々の修繕等に銀十二貫を要す、故に一時に多くの船を造らずして現存の荷舟二隻と他に二三隻を新造し、手加子をして上り米を運送せしめその成績を見てから事業の擴張を計る方が得策であるといふことであつた。結局大廻り米につきての問題は解決せらるゝに至らず、大廻り米の運送は依然として民間の船が之に任じてゐた。従て缺米に關して常に問題を惹起した。延寶四年に至り大廻り米は大坂鴻池喜右衛門をして運送せしめては如何との議起り、その試みとして江戸藩邸用の餅米を運送させて見ることにした。爾來藩の大廻り米は鴻池船が一手に引きうけ、只民間の船は補助的地位に立ち、主として大坂

岡山間の乗客、米穀その他の貨物を運送してゐた様である。然るに鴻池船が岡山藩米の江戸向運送を長く一手に獨占するに及びて次第にその弊を生じたものと見え、享保七年七月には舟奉行から次の如き達しが出た。

江戸へ大廻り船に被遣御米向後は鴻池船と御町在の船共に年中の御廻米半分宛二三年之中も御積せ被成兩方之模様次第に被成其の以後の儀は又其節御下知有之筈に候、但御家中積荷運賃の儀相對積様に先頃は申渡候得共登り下りとも、前々の格可有之候先格の通に急度可申付候。

右によつて大廻り米運送につき鴻池船と藩内の民船との利害得失を試みたるに、後者の方が何かの點に於て入念であることが分つたので、享保八年六月の達を以て、將來、大廻り米は全部藩内の民有船によることとなつた。之が原則となつて幕末に至つた様である。

(4) 寛文八年六月二十一日の評定留、

(5) 寛文八年七月二十一日の評定留、

(6) 延寶四年九月十日の評定留、

(7) 松本氏所藏船手御法留、

第二 運送者の損害賠償

運送者はその運送貨物に損害を加へた場合には、その荷主に對して損害賠償の義務を負担した。茲に述ぶる所のものは、當時運送貨物として數量よりいふも價格より見るも重要な地位を占めて居た所の米穀についてである。

イ、損害賠償の方法

江戸への大廻米につきては、依託された米が岡山より江戸へ至る間に減少すれば、運送者はその送先地たる江戸に於て、減少した丈の米を辨償せねばならなかつた。併し之は船主に對して甚だ苦しい負擔であつた。そこで寛文八年六月にその緩和策を講じた⁽⁸⁾。

舟奉行よりの申立によるに去秋よりの江戸廻米五千二百五十五俵町船四艘に積越し右の内に欠米十五石八斗二升八合、金にして參拾九兩一步と銀貳拾九匁三分、此分船頭江戸にて辨じ候は大分の儀船主殊の外迷惑仕し候(中略)此度は江戸にて辨ぜさせ候儀者無用に仕、米の高又は米の相場具に書付差越候様南部二郎右衛門へ可申遣其上にて僉議に及ぶ可き旨老中より旨令

即ち船主は欠米辨償を送先地たる江戸にてしないで、歸國の上當時の米價に換算し金銭によつて損害を賠償することとなつた。然るに當時の江戸相場なるものが必しも確實に分らなかつたと見え、船主は歸國の上損害賠償に際し相場を誤魔化さうとした場合もあつた⁽⁹⁾。又老中が船奉行に對し「江戸大廻り船米に欠を立置歸御藏へ欠米を返上候には江戸米相場に銀を差上候様に可申付旨」を嚴達してゐる⁽¹⁰⁾。その理由とする所は「此度大廻り船江戸にて米に欠を立罷歸御藏へ米にて欠を差上候處船奉行共不存跡にて承候、此度は此の分にて御差置可被成哉、御法は江戸の相場に銀にて差上筈に候、米にて指上候は、江戸にて高値に米を拂ひ御國にて下値の米にて欠を辨候ては盜止間敷」といふのである。而てその損害賠償履行の期限は歸國後六十日以内といふことになつて居る⁽¹¹⁾。

この損害賠償の制度は船主にとり非常なる苦痛であつたことはいふ迄もない、中には不正を働く輩もあつたかも知れぬが、役人の猜疑の眼に映ずる程に狡猾ではなかつたと思ふ。或者是損害を賠償する爲めに船に用ふる綱や碇迄を安く賣り拂つたといふ位である。殊に古米の運送に際しては欠米は一層多く、船主の負擔は益々重くなるので、箱入運送の場合を除き、古米運送上の欠米はその賠償義務がないことになつた。從來已に見免の制あ

りて、季節に随ふて欠米賠償の額を考量し負擔の輕減を計つてゐたが之は定法ではなく、臨時的のものであつた様に考へられる。明和四年十二月に至り見免の定法を布き「秋より翌五月上旬迄は一俵につき三合充、五月中旬より夏米の分一斗の内二合充」は欠米があつても賠償しなくてもよいこととなつた⁽¹²⁾。

□、欠米防止の方法

大廻り米運送上欠米を生ずれば、たとひ船主が之を賠償するとしても、種々の量定上の手續を必要とするのみならず、江戸に於てその賠償をしないこととなつてゐるから、當局の不便不利はいふ迄もない。更に運送者の側よりいふも正直鄭寧に運送し然かも自然的に減少する米の損害を賠償すること、なれば、船主は採算立ち難く延いては藩内一般の海運業の衰微を來すに至る。そこで船主共は大廻り米を一定の箱に入れて運送し、欠米を生じた場合の量定の紛議を避くると共に欠米を出來る丈け少くしようとの策を建議した。

江戸大廻り御米は箱入米被遣事

江戸大廻り御米被仰付候只今時分惡敷御座候に付升目請受積申事迷惑に奉存候間廻し俵を箱入に被爲仰付其欠次第に御米拂申様に被仰付候は、其手本米より外の欠は船頭

共より差上可申候、左様にも被爲仰付候御事難成候儀に御座候は、船頭加子の賃扶持方浦々へ遣御公儀様より被爲仰付被下候は、舟の儀は御用に立て申度奉存候、只今御米請受取積申候へば江戸にて拂申時分も惡敷御座候故如此申上候、上乘衆御乗せ被爲成候得共其上にても御有殘に思召候は、船頭加子共に如何様誓紙にても可被爲仰付候、右の通知何様共被爲仰付被下候は、難有可奉存候

寛文十一年八月十日

日比村 藤左衛門
牛窓村 助三郎

即ちこれによれば、一定の箱に米を入れおきこれを標準としてその減少の度を考量し欠米を賠償しよう。若しこれが許されねば、船を藩政府に貸し村々の船頭加子は何等賠償の責任を有たず只單に勞働賃銀のみを貰つて運送に従事しよう、即ち傭船契約によらういふのである。そこで結局箱入標準米の制を用ふることになつた。併し當局は尙ほ猜疑の念を有し、「箱入に手本米被遣儀は直なる様に候、箱入にても火にあぶるなど仕と承候、然れども毎上乘杖突一人誓紙書せ遣候得者左様の手くらふは成間敷」とて、先づ試験的に一二隻

の船のみに箱入米の制を實施すること、した⁽⁸⁾。かくして寛文十二年に右二人の船主が、箱入米の法によつて江戸大廻り米の運送を試みたが、その結果は次の如くである。

一、千二百俵、但し三斗二升入、一俵に付平し三斗二升三合五勺六才

右は牛窓村助三郎舟に積廻り

一、箱入米廻し

上積三斗二升七合四勺、中三斗二升四合六勺、下三斗二升二合一勺、右欠米平し
一俵に付四合八勺六才

一、千二百九十俵、但し三斗二升入、一俵につき三斗二升三合八勺九才

右は日比村藤左衛門舟に積廻り

一、箱入米廻し

上積三斗二升八合一勺、中三斗二升六合一勺、下三斗二升四合六勺、右右欠米平
し一俵に付三合二勺九才

一、御廻し一俵に付平し三斗二升九合五勺六才

右箱入の欠米平し三合、惣俵之欠米平し六合にて候、夏米は惣て欠立毎御藏奉行三斗

二升の外は三分一見免遣す由に候六合の内三合は箱入の欠に引又三合見免に仕欠なしに可被仰付哉と何れも申に付其の邊可然。

之によつて見れば箱入米の方が減少量が少いのは事實であり、運送成績は良好であつたといふべきである。故に本来ならば箱米の減少量と俵米の減少との差三合の欠米を賠償するの義務があるけれども、この際特に見免によつて損害賠償を宥された。蓋し夏米ではあつたし且つ俵にて運送すれば當然箱入米よりも多く欠米を生ずるからである。然るに年を経るに従ひこの箱米の制度は必しも絶對的に正確な標準となるものでなく、時には箱米の方が俵米よりも多く減少するといふ場合が屢々起つて來たので、終に延寶二年正月に至り箱米の制を廢止することゝなつた⁽⁹⁾。要するに欠米の防遏及び之によつて生ずる種々の問題は何等解決せられず、或は藩内の民船に命じ、或は藩自身の船により更に鴻池の舟と運送の契約を結ぶ等、時に應じて臨機の所置をとるの外なく、終に箱米の制も効果を収むることなくして了つた。

(8) 寶文八年六月二十一日、評定留

(9) 寶文九年十月二十一日、類編

- (10) 寛文九年十月十日、類編
- (11) 寛文九年十一月二十一日、類編
- (12) 明和四年十二月、舟手御法留
- (13) 寛文十一年八月十日、類編板挾記録
- (14) 寛文十二年七月六日、江戸廻切手寫節録
- (15) 同年正月二十一日、評定留

第三 江戸岡山間の運賃

運賃の變化、運賃と運賃貨物の價格との割合を見ることは、當時の船主並に水夫の所得を見、延てその生活の狀を察するの好資料であるから、今煩を厭はず之を示して見よう。而て運送貨物中の首位を占むる米穀及び乗客の運賃とを別記して考察するであらう。

イ、米穀の運賃

當時の運賃は今日に於けるよりも一層屈伸性に富み米價の變動に應じて屢々高低した様である。併し乍ら時には米價の高低を論ぜず強制的に運賃を定め、或は長期間運賃を改め

なかつた場合もある。且つ藩内の船は鴻池の船より低き運賃を強制されてゐた。藩内の船は鴻池船よりも缺米の賠償その他緊急の場合には種々の特典を與へられてゐたといへ、運賃制としてその意を得ざる所である。

岡山藩庫に藏する所の類編中の記録は、寛文九年十一月十日の運賃規定を以て最古とす、之によれば米百石に付銀四百八十目の定である。更に翌十年七月二十一日には、米價高と航海困難なる時季なるとにより百石に付五百目に改めた。その後米價安につれ延寶元年の春には四百六十目に低下したが、船持が窮乏したので五月三日には四百八十目に引上げた。其の後三十年程の間は米穀運賃に關する記録がないけれども、年紀不詳の舟手御法留によれば「御借切舟御米相場六十目位の時は石に付五匁五分より六匁迄」とある。更に下つて正徳五年十一月、船持共は藩廳に願出で、鴻池に對すると同一率の運賃を受けんとを要求したので、鴻池運賃を規定し之より五分安き運賃を支拂ふことゝなつた。従て以前は鴻池運賃よりも五分よりも多く下値の運賃を受けてゐたことが察せられる。鴻池の運賃表は次の如くである。

一、米相場 五十目より内は

一石につき 四匁五分

同	五十目以上六十九匁迄	同	五匁五分
同	七十目以上九十匁迄	同	七匁
同	百目以上百二十九匁迄	同	九匁
同	百三十匁以上	同	十一匁宛

徳川時代の米價の高下は主として自然的供給關係に基き年の豊凶によつて高低の度が著しかつた⁽¹⁰⁾。それは今日の經濟界には考へられない程である。従て米價と運賃との間に一定の比率を豫定しておくことは適宜の策といふべきである。右の運賃表の發表以來久しく運賃に關する記録がない。思ふに右の運賃率によつたものであらう。元文四年九月の大廻り貨物運賃表に記す所は、米一石につき七匁七厘五毛とある⁽¹¹⁾。之を時の米價と比較するに、右正徳五年の運賃率と大差なく略ぼ米價の一割前後を以て運賃としたようである。

ロ、乗客の運賃

江戸岡山間を旅行するものは多く陸路山陽道東海道に由つた。又時には岡山大坂間を舟に由り、東海道を徒歩又は駕籠にて往來するものもあつた。岡山江戸間を全部舟にて往還するが如きは到底普通人のなし得ざる所であつた。従て乗客運賃に關する記事は何れも因

人及び病人のみに就てゝある。寛文頃の制法によれば、その運賃は次の如く定められてある⁽¹²⁾。

囚人運賃

- 一、一人 運賃五匁宛
- 一、舟獄一つ 同上三匁

右船中にて相果候節は運賃無之獄計の賃を被下

病人運賃

- 一、御小人 運賃五匁充
- 一、御足輕以上は自分運賃五匁充
- 一、囚人は何れによらず御定の運賃五匁獄賃共

その後元祿十五年五月十八日には右の運賃の外に次の如き割増金を與ふることを定め⁽¹³⁾。即ち、

- 一、一人より三人迄 金子二百疋
- 一、四人より五人迄 同 三百疋